

各務郡 那加村 大字前洞

岩田村境ヨリ那加村大字西市場ニ至ル

西分水路第二号字馬出掛樋前後

一水路張石長延三間

此石八合

此平坪三坪

同所阿袖前後四ヶ所

一石垣長延六間

此石五合

此平坪式坪五合

合石坪老坪三合

内

八合

代金四円

五合

代金老円式拾五銭

合平坪五坪五合

内

平均 巾老間
厚尺五寸

但 拾五メ目以上

平均 法高式尺五寸
厚尺式寸

拾五メ目以上

但 賄石

但 五メ目以上

三坪

大石ニ此

式坪五合

代金四拾八銭八厘

合計 金六円九拾銭八厘

但 老坪拾九銭

〔間無田川浸灌〕 芥見岩田岩滝大宮四カ村の悪水を集め、境川へ放流する間無田川は、各務用水開設によつて、耕地に被害を生ずるに至つたので、組合はこれが浸灌改修に決議し、工事着手前に大震災に遭遇し、これが復旧工事の設計を見たが、工費少額の爲め成功の見込立難いとて、廿五年六月十六日付次のとおり、追加目論見されたいが、若し不可能の場合には、用水組合費を以て施工されたい旨願ひ出た。

願 書

各務郡芥見村、岩田村、岩滝村、大宮村ニ関スル、悪水ヲ境川へ注入シ来リシ間無田川之義及、其他共各務用水開設ニ付テハ、浸灌改修致サデハ耕地ニ被害ヲ生スルニ因リ、曩ニ用水組合聯合会ニ於テ、右之工事決議相成居心得候共末夕執行無之候、然ルニ客年大震災ニテ、前願費用不幸中之幸ニテ、復旧工事費ヲ以テ御目論見之上、既ニ仕様帳御下附ニ相成場合ニ立至候処、甚工費少額ニテ洵モ成功見込難相立候、何卒事情御洞察之上、追目論見被成下度、万一差障之儀有之免許難成候へハ、用水組合費ヲ以テ執行相成候様仕度、別紙略 図相添へ此段奉願上候也。
明治廿五年六月十七日

各務用水有志者

後 藤 甚 吾
田 上 宮之丞
大 野 半左衛門
横 山 忠三郎
北 川 栄三郎
坂 井 清兵衛
平 光 庄 吉

岐阜県厚見各務方県部長
用 部 直 補 員

〔追目論見願〕 更に二十五年七月四日付、小屋名地内切所その他について、追目論見願を提出し、その後追加願ひ出た分は次のとおりだが、復旧工事に加えられたかどうかは詳らかでない。

追加目論見願

.....

小屋名村地内

一切所凡三拾円 斗面の由

式番種外

一 遼井歩狐長拾貳間 堤防ヲ下ケ築見込ノ由

牛子向遼井

一 遼井歩狐新、旧取合巾貳間

老番種外

一 井口凡長八拾間兩側組 斗面ノ由

右之カ所へ、尤必要ナルケ所ニ御座候間、特別ノ御除議ヲ以テ、追目論見被成下度、御願申上候也。

明治廿五年七月四日

各務用水物理委員

横 山 忠三郎

受持委員

坂 井 清兵衛

岐阜県土木課御中

道加 願

各務郡芥見村地内字牛子石履小段

一長六拾四間

平均 高六尺 馬三尺

字同所

一長三拾四間

同 上

字大退天王社前南土取後ト小段

一長六拾五間

平均 高九尺 馬三尺

字大退若宮社ヨリ西小地迄同上小段

一長百貳拾九間

平均 高九尺 馬三尺

字池田岩割ヨリ岩割迄

一長三十間

平均 高六尺 馬三尺

字池田ヨリ古稲場小段

一長三百八十五間

平均 高六尺 馬踏三尺

大宮村地内境川北

一土橋長貳間

巾壹間壹ヶ所 巾九尺貳ヶ所

一改修道路分目論見増し

一境川井 壹ヶ所

伊飛島地内

一長三間半

諸種壹ヶ所 土壘壹ヶ所

三柿野地内

一土壘壹ヶ所長壹間四尺

那加村前洞村地内

一悪水渡溝千間

巾 壹間

字馬出

一土壘貳通長

經

一土橋貳ヶ所長三間

巾 九尺

字東野

一樋台式重土木ニシ石積復旧

但シ高五尺馬踏三尺長十間堤御目論見ノ事

字巾下

一板橋壹ヶ所長四間

巾 壹間

一土壘壹ヶ所長貳間

巾 壹間

西市場字タフノシタ

一土橋三ヶ所長二間

巾 壹間

一板橋貳ヶ所長貳間

巾 三尺

一西市場分水路

一山後分水路

一岩地分水路

三柿野郡地内

一井桁延長五十間

平均 高壹尺 横三尺

御 願
老番樋下

一切所長凡四拾間

同所水路埋長三拾間 深 六尺 巾 六間

二番樋上

一切所石堤五間

同所下切所五間

小塚名村地内

一橋梁四ヶ所

上白金地内

一同老ヶ所

一老番樋上砂石入

但 長五間 巾老間

但 長五間 巾老間

右者、本月廿三日午前二時出水に付、前記之通り破壊候間、不取敢御届申上候也

明治廿五年六月廿三日

後 藤 幸治郎
松 田 嘉兵衛
横 山 忠三郎

郡 長 宛

方 法 書

別紙ケ所附之儀者、種付最中ニ付一日モ難捨置、依ケ該水次第、上下白金人夫ヲ以テ渡着手致度ニ付、至急御見分ニ預
リ度、尤モ人夫ハ実地出面儀ニ留置、追而御指揮ニ随ヒ可申、橋梁之儀ハ、是又小屋名村殿重催足致難捨置儀ニ付、假
リニ水路中ニ島居ヲ建、旧二番樋御下附相成候古木ヲ以テ仮橋ヲ設ケ、通路差支無之様取斗可申心得ニ付、可否御回答
被下度依テ方法書如所候也。

明治廿五年六月廿三日

後 藤 幸治郎
松 田 嘉兵衛
横 山 忠三郎

郡 長 宛

なお、震災復旧の受持委員は、工事着手の廿五年十月更迭、次の新委員五名の手によつて、同工事を竣功させた。

後 藤 文 助 (上白金) 山 口 与三太郎 (下白金) 亀 山 儀兵衛 (芥見) 横 山 忠三郎 (大宮)
北 川 栄三郎 (前洞)

第一節 廿六年の旱害と水害

〔旱魃のため香水〕 震災復旧工事進捗中、廿六年五月上旬より旱天続きだったので、工事は苗代田に間に合はせ、先づ通水に差支えぬよう、他の工事は後廻しとして進めた。斯くて六月廿四日より上下白金植付に着手し、芥見村も同月中に田植を終り、次いで岩田岩滝地内も八九分通り植付たところ、七月五日芥見村五番地の築地破損のため、下筋の植付は中止のやむなきに至つた。一方切所の復旧は突貫工事で同月十七日に完了した。この竣工を待つていた宮代大島三柿野前洞西市場山後海道は、茲において公平に香水を以つて引水することとした。斯く各部落では香水の時間が来れば昼夜の別なの、一村総出して誰彼の田の別なく、出掛りした田から植付けて行き、夜に入れば数百挺の明松を焚いて植え付けた。しかしして番水時間中はその村の夫は、上流水路を絶えず監視して我田引水を防いだ。この監視のため要した各村の延べ人夫は三千人余の多きに上つた。しかもその番水の前後の争い、また分水の寸法或は東西分水の時間の争いなど何れも殺気立ち、その調停または解決に委員の苦勞は並々でなかつた。斯くても猶一二分通りは土用過ぎまで植付出来ず、しかも死に物狂いで植付けた田も、明治十六年以後の大旱魃に、稲の発育悪く、区域民の苦辛の甲斐も見えず、草丈け一尺に満たず、同年の収穫は、粗悪米反当り三四斗に過ぎなかつた。

〔大出水で水路埋没〕 然るに何ぞ天の無情なる、前記の如く旱魃のため、番水に必死の苦心を払い、一村共同植付と云う非常時態を以てし、なお土用過ぎに植え残りの田を見る如き有様であつたが、八月廿三日に至り豪雨出水のため県下各地に堤防決壊の被害あり、長良川筋も大出水を見、為めに各務用水も亦、井口より二番橋まで水路埋没の被害を見た。この復旧について上白金の古用水路を堀削るべしとの説、また現用水路を浚渫改修すべしとの主張、更に護岸を堅固に築き水路を西へ廻す、すなわち元下白金用水路による案と、組合の意見は三つに分かれたが、岡田只治は最後案を支持し、本県技師もこれに賛同したので、曾我部知事の許可を得、横山忠三郎、遠藤太平、水野常三郎、後藤丈助の四名場所付委員に選ばれ、翌二十七年二月災害補助三千四百九十五円六十五銭を受け、全工費三千九百十三円十六銭四厘

を以つて着工、同年五月用水需要季前に竣工した。

〔用水委員の更迭〕 用水委員横山忠三郎、龜山儀兵衛の両名は、二十六年七月感ずる所あつて辞職し、同年十二月補欠委員に龜山弥兵衛、大野半左エ門当選したが、廿七年七月任期満了のため改選、龜山弥兵衛、丹羽富治郎、平光宮五郎、後藤丈助、山口与三太郎の五名が当選した。

〔廿七年も亦大旱魃〕 二十七年も亦前年に引続き旱天続きであつたため、用水需要期に入るや管理者は、六月廿四日横山忠三郎を過水委員とし、「芥見村八番地五番地を第一の要所とし、その他水路及び大掛樋の過水量に注意すべきこと」を命じた。茲において横山委員は、同日八番地岩下に葎小屋を掛け、廿三昼夜番をなし、安眠を貧らず水路巡視掛樋寸量等、怠りなく通水せしめたので、組合区域は寸土も余さず植付を終つたが、なお降雨を見ぬため、更に引続き六十日の長きに亘り、現場を去らず通水を監視した。斯くて同用水開設以来初めてその功を奏し、旱魃年にも抱わず、用水区域内の村々は、平年作の収穫を見た。

第二節 廿九年の大洪水被害

〔二十九年の洪水被害〕 各務用水開鑿以来、二十七年初めてその効を現わし、二十八年も亦無難に経過したが、翌二十九年は七月及び九月兩度の洪水で、県下の被害は、溺死者二百余名、流失家屋四千六百五十余戸、潰水家九千四百四十余戸、床上浸水二万二千二百六十戸、堤防の欠損三千三百十余カ所、この延長九万一千七百九十八間、その他巨額に上つた。各務用水も亦七月二十日の洪水に、井口より壱番樋下凡そ七百間埋没して元形を失ひ、更に津保川の大掛樋流失と云う大被害を見た。

〔水害事務所と善後策委員〕 斯く創設以来度重る、組合存亡の岐路に立つ程の大災害に、組合区域民は途方に暮れる外無かつた。茲において岡田只治、下野拾三郎等有志は、用水の復興を図かるため、岐阜市に水害対策事務所を設け、知事並びに土木課へ陳情の足留りとし、兼ねて有志者の会合協議場に充てた。また翌三十年三月に至り、聯合村会において善後策委員を設置し、用水復興に眞遺憾なきを期することとなり、これが選挙の結果、坂井清兵衛、岡田只治、後

藤小平治、後藤善吉、横山忠三郎、平光宮五郎の六名が当選した。

〔水害除却の約定締結〕 善後策委員決定に先ち、各務用水の復興防害の大敵が現われた。それは加納輪中を始め、笠松以東各町村多数の調印をまとめ、新規の各務用水復旧を、知事が今次水害の緊急工事に編入し、国庫補助を申請したのは不当であると反対し、政府にこれを削除されるよう請願し、委員を上京させ各方面に運動を開始したことである。

斯くと知つた用水組合有志は大いに驚ろき、鳩首対策を協議した末、有志は手分けしてこれが解決運動を開始し、先づ田島正齋を説得して笠松以東の町村は、前記請願書を取消すことに成功した。しかし加納輪中は容易に取消しを同意せぬのみか、却つて猛運動をすゝめるに至つた。そもそもこの緊急工事編入反対の原因は、既記のとおり二十四年八月厚見郡各村有志が、「各務用水の流末が荒田川に接続しており、この用水新設のため、一層水害を醸す虞れがある、依つて長良川または境川堤外へ、放流の設備をするまで、用水引入れを中止せしめられたい」と願ひ出たが、震災復旧及び二十六年の水害復旧と引続いての大事業があり、二十七年は旱天続き二十八年は平年で問題なく、水害除却の設備をする暇もなく、その儘放任されていたからにあつた。茲において有志者は誠意を以つて交渉し、次のとおり

芥見村字戸泉、前洞地内字東野、西市場地内北浦の三カ所に、排水樋及び排水路を設け、排水樋にはまれれ取締人を置く条件で解決し、緊急工事編入反対の請願書は取り下げることとなつた。すなわち用水管理者より、加納輪中その他三十カ町村長に差入れた約定書は、次のとおり

約定書

今回各務郡芥見村外九ヶ村組合用水路復旧工事及び、其他ニ関スル水害除却ノ為メ、組合会ノ決議ヲ經テ、約定スル条項左ニ。

一、用水路敷布、従前之通り修繕スル事。

但那加村大字前洞字馬出ヨリ、同村大字西市場入樋マデ除桁ハ、被害村ヨリ協議ヲ經ズシテ、嵩上増築セザル事

一、前項水路中、芥見村地内字戸泉並ニ、那加村大字前洞字馬出ノ両所ニ、悪水流水之為新水路ヲ設クル事。
但字戸泉ノ水路ハ、巾九尺以上トス。字馬出ノ水路ハ、巾六尺以上トス。

一、前項芥見村字戸泉ノ用水路ニ、坑樋（深二尺 巾四尺八寸）ヲ設ケ、降雨ノ為メ被害ノ兆候アルトキハ地元村ニ於テ之ヲ閉鎖スル事。

一、那加村大字西市場地内悪水路 敷ハ、巾宅間ニ拡張シ、用水路ニ坑樋（深二尺五分 巾十二尺六寸）ヲ設ケ、降雨ノ為被害ノ兆候アルトキハ、地元村ニ於テ之ヲ閉鎖スル事。

一、前項坑樋ノ閉鎖ヲ怠ルトキハ、所轄郡長ニ於テ之ヲ閉鎖シ、封鎖等一切ノ取締ヲ委任スル事。但本坑樋閉鎖ノ管理人ハ、郡長ニ於テ豫テ特撰シ置キ、其差間ナキヲ要スル事。

一、本文復旧工事費ニ対シ、其筋へ補助出願中ニ付、該補助金ノ下附ナキトキハ、本定約ヲ改正シ、更ニ協議ノ上定約スル事。

但此項ハ、国庫及地方税ノ補助下附ノ事ニ相成候ハ、削除スルモノトス。右之条項約定スル処相違無之候也。

芥見村外九ヶ村用水組合聯合村会管理者

明治三十年二月十五日

厚見各務方県郡長

兵口 真 澄

日置江村

組合長 青 木 英 一 殿

他三ヶ村 外関係式拾九ヶ町村長御中

各務用水修繕事件ニ関シ、厚見郡日置江村外三ヶ村組合長青木英一外、関係二十九ヶ町村長ト本紙之通契約取結候件

芥見村外九ヶ村聯合村会協議ニ同意ヲ表シ候、依テ契約之儀委託ニ及候也。

武儀郡小金田村上下白金委員

明治三十年二月十五日

後 藤 幸 治 郎

管理者厚見各務方県郡長 兵 口 真 澄 殿

山 口 与 三 太 郎

（井水路変更の経緯）二十六年の水害復旧に際し、元下白金用水路筋に決定したが、此處は官有河原に沿つて通り、一朝出水の節は暴漲して荒川となり、今次大洪水によつて水路は、約七百間の長距離が埋没して元形を失う大被害を見た。然るに元上白金古用水路は上部にあるので大出水の時にも、長良川の流域となる虞はない。しかし此の井道は敷文を漏割つてあり、濃尾震災の際八九分通り埋没しているが、既に廿六年の復旧当時この漏割を主張したものは、この時とばかりこれを強調し、下筋村々も又これに同調し、本県土木課長戸沢実八も亦これを賛成したので上白金古用水路を漏割るに一決した。しかしこれが承諾は仲々困難で、善後策委員は、小金田村長後藤小平治及、岡田只治の協力応援を受け漸く次のとおり協議纏まり、三十年十二月十六日付地元小屋名区長に、次の一札を差入れた。

差 入 証

武儀郡小金田村上白金下白金、旧各務郡芥見村外九ヶ村組合用水路水源ハ、今迄小金田村大字小屋名字松原。北島。新屋敷ト、字藤森。上中島。下中島トノ間ヲ、大字上白金ニ向ヒ開鑿有之候処、時々水害有之ニ付、今回双方熟議ノ上、大字小屋名字松原。北島。新屋敷ノ内、元上白金古用水路ノ廃溝ヲ復活シ、歩広メシテ使用スル事ニ相成候ニ付将来水害予防及通行ノ便ヲ計リ、左之通約定致候事。

第一条 小金田村大字小屋名地内字松原。北島。新屋敷ト、字藤森。上中島。下中島トノ間ニアル、即チ今迄ノ組合用水路ノ廃溝跡地ハ、今回施行スル土砂留護岸工事ノ通り、将来共用水組合ニ於テ、怠リナク修繕スル事。

但将来大水害ニテ、今回掘出シタル土砂流失スル時ハ、之レカ補填ノ材料土砂ナキヲ以ツテ、従来ノ井桁堤ノ通、馬踏九尺高平均式間ノ物ヲ築キ、以テ水防法ヲ設ケル事。

第二条 非常ノ出水アルトキハ、用水委員ハ必ズ現場へ出張シ、水防ニ尽力スル事。

第三条 本用水路大字小屋名地内ニ架設スル所ノ橋梁五ヶ所ハ、前後道路面ニ架設シ、従前之通用水組合ニ於テ、架換又ハ、修繕ヲナス事。

但向後流失及ビ破損等致候節ハ、上白金委員ニ於テ、五日以内ニ仮橋ヲ架シ通行ノ便ヲ与ヘ置キ、続イテ本橋ヲ架設スル事。尤モ止ムヲ得ザル事情アルトキハ、仮橋五日以内ノ規定ヲ伸縮スル事アルベシ。

第四條 用水路変更ニ付、新設スル水路東側井桁ハ、沿岸通行便利ノ為、馬踏三尺ノ井桁ヲ築キ、向後怠ラズ修繕可致
若一大雨出水等ニテ、隣接地等欠所出来候節ハ、元形之通直ニ修繕可致事。
右之通、組合ノ承諾ヲ得テ約定致候間、証書差入候也。

武儀郡小金田村各務用水委員

後藤 幸治 郎
山口 興三太 郎

明治三十年十二月十六日

武儀郡小金田村大字小屋名区長

古川 利三郎 殿

前書約定之趣本組合規定ニ依リ、承諾致シ置キ候也。

旧各務郡芥見村外九ヶ村用水開鑿組合聯合村会管理者

明治三十年十二月十六日

岐阜県稲葉郡長 浜口 真澄

武儀郡小金田村大字 上白金 下白金 用水管理者

岐阜県武儀郡小金田村長 後藤 小平 治

(通管用に御科林材以下) これより先三十年三月十三日付を以つて、津保川大掛樋復旧及び一番通管用料として、武儀郡洲原村大字洲原字市場地内御科林の檜立木四十五本、同村大字立花字關屋地内御科林檜立木五十本、各務郡岩田村字北山地内御科林檜立木貳拾本、武儀郡上有知町字古城山御科林松立木六本、同郡小金田村大字山田字正通寺山地内御科林松立木參拾八本、合計尺ノ檜三百四十九本二分四厘四毛、同松百二十一本九分四厘二毛を、合計金二千二百四十四円六十七銭三厘を以て払下げ方、御科局名古屋支庁へ、次の通り願ひ出た。

通管用料 払下願

美濃国武儀郡洲原村大字洲原

字市場御科林反別貳拾九町貳反六畝廿歩

一、檜木立木貳拾壹本

此尺ノ百壹本九歩〇貳毛

同 此代金六百八拾貳円拾參銭貳厘 但シ尺ノ壹本ニ付六円九拾九銭四厘

一、檜木立木貳拾四本

此尺ノ六拾參本六分九厘七毛

同 此代金參百七拾九円參拾七銭九厘 但シ尺ノ壹本ニ付五円九拾五銭七厘

同 同国同郡同村大字立花字關屋

御科林反別七町五反五畝廿六歩

一、檜木立木五拾本

此尺ノ百參拾壹本五厘參毛

同 此代金七百六拾九円貳拾八銭壹厘 但シ尺ノ壹本ニ付金五円八拾七銭

美濃国各務郡岩田村字北山
御科林反別参町九反八畝廿六步
一、檜木立木貳拾本

此尺ノ五拾貳本五分九厘貳毛

此代金貳百六拾貳円九拾六銭 但シ尺ノ壹本ニ付金五円

同国武儀郡上有知町字古城山
御科林反別参百六拾町步
一、松立木六本

此尺ノ参拾五本壹分五厘五毛

此代金六拾貳円五拾七銭六厘 但シ尺ノ壹本ニ付金壹円七拾八銭

同国同郡小金田村大字山田字正道寺山
御科林反別六畝拾四步
一、松立木参拾八本

此尺ノ八拾六本七分八厘七毛

此代金八拾参円七拾四銭九厘 但シ尺ノ壹本ニ付金九拾六銭五厘

計金貳千貳百四拾四六拾七銭参厘

右ハ武儀郡小金田村大字小屋名小字松原他一ヶ所總管及掛樋復築用材之為、去ル壹月貳拾四日付ヲ以テ払下之儀相續置
候也、御調査済ニ就キ、前記金額ヲ以テ御払下相成度、此段相續置候也。

明治三拾年三月拾三日

岐阜県各務郡芥見村外九ヶ村用水組合管理者
厚見各務方渠部長

御科林反別参町九反八畝廿六步

御科林反別六畝拾四步

兵口真澄

(水路工事は白金の請負) 斯くて水害補助費一萬六千六百五十四円三十八銭六厘の決定を見、いよいよ全工費二萬五千七百十七円六十二銭を以つて復旧工事を施行する事となつた。すなわち井口よりの水路掘削工事及び樋管工事は、上下白金両区において、工費一萬三千四百八十九円壹厘、内小屋内地内掘削工費一萬三千三百七十九円五十八銭貳厘、一番樋管費千九百四十一銭九厘敷地代一千円を以つて請負い施行することとなり、聯合村会管理者浜口真澄と、上下白金用水管理者小金田村長後藤小平治との間に、次の契約書を取り替わした。

契約書

武儀郡小金田村大字上白金下白金
旧各務郡芥見村外九ヶ村
方協議ノ上、左之通契約ス。
組合用水路急破工事施行方に付、芥見村外九ヶ村組合ト、小金田村大字
下白金
上白金
ト双

一、明治三十年度各務用水路及樋管急破工事仕様帳ノ内、小金田村大字小屋名内地内字松原ヨリ、同大字上白金内地内既成
工事ヲ除キ、仕様帳全部ノ工事(小屋名内地内一番樋及分水板堰工事敷地代及作付手当立木代等一切含有ス)及、小屋
名内地内護岸工事共悉皆仕様帳該当ノ金額ヲ以テ、上白金下白金ニ引受竣功スルモノトス。

但分水板堰工事及枕土本ハ古木ヲ用フ。

一、前項工事ヲ上白金下白金ニ引受ニ付先般払下ヲ受ケシ御科木ノ内、左ノ木材ハ現場ニ存在ノ儘、樋管材料トシテ、
無代價ニテ上白金下白金ヘ交付スベシ。然ル上ハ、假令工事費ノ弁金ヲ生ズル場合ハ勿論、仕様外ノ支出ヲ要スルト
モ、悉皆上下白金ニテ負担スルモノトス。

但工事施行ニ際シ岩石ヲ発見シ、是カ取除費額金百円以下ナレバ、上下白金ニ於テ負担スベシ。若其費額百円ヲ超
過スルトキハ、其超過分ヲ組合ノ負担トス。

- 檜 木貳拾八本 上白金内地内川沼ニアリ
- 同 壹 本 日野村瓦屋ニ保管シアリ
- 同 六 本 芥見村字牛子向ニアリ

松立木六 本 上有知町字古城山御料林ニアリ
阿 藤治八本 小金田村大字山田御料林ニアリ

一、一番通管ノ古木ハ、組合ノ共有トス。

一、工事竣功期日ハ、明治三十一年三月二十五日トシ、延期ノ儀ハ、管理者ヨリ本県へ申請シ置クモノトス。

一、仕込帳ノ内、一番通管前水引入口ヲ、西ノ方へ斜ニ掘リ、長凡二十間ヲ減シ、該工費ハ土砂留水防工事費及敷地買入代ニ充ツルモノトシ、其他工事施行ニ際シ、変更ヲ要スル場合ハ、双方協議整済ノ上、本県ノ許可ヲ受ケ施行スルモノトス。

一、此契約ニ係ル總テノ工事ハ、本県ハ勿論橋梁部役所及、用水委員ノ監督ヲ受クルモノトス。

右各組合会ノ決議ヲ経テ、本契約ヲ締結ス。依テ証拠ノ為メ双方記名調印ノ上、各宅廻ヲ領置シ置クモノ也。

しかし、増工事費及び、前記予算でノ不足金は、土砂留工事費千二百四十八円三十銭、樋管不足分二百三十一円二十六銭一厘、岩石掘削費百円、新敷地代見積り宅町歩千円にて不足分四百円、土砂留埋没金其他共凡六反歩手当九十円、合計二千六十九円五拾六銭七厘の内、千二百四十八円三十銭は、請負契約により上下白金に於て竣功せしめる工事費、差引八百二十一円二十六銭七厘の増工事費に付、二百二十一円二十六銭一厘は、上下白金において分担、残る六百円は水溝入口突堤工事を変更減額し、これを以つて土砂留工事費に充てることとし、工事を施行した。

〔掛樋竣功後再び流失〕 払下げを受けた掛樋用の御料材は、名古屋正木町材木商長谷川金左エ門店に引渡、切組み架設を請負わせた。斯くて掛樋架設工事は進捗したが、一方水路掘削工事は、敷地買収その他で延引した為、仕込帳の分離を頼み出したが聞届けられず、己むを得ず竣功した掛樋のみ、本県杉下技師の下検査を受け、掛樋分の補助金請求書を差出したが、其の儘交付されぬ内、九月二十九日津保川筋の大出水により、板橋をはじめ橋梁悉く流失し、掛樋の足杭にかつた為、川底が掘れ足杭は悉く折れ或は掛樋は再び流失の惨状を呈した。しかし掛樋及びカマミ等等は、下流に業部日野村及び鏡島村河原に漂着したことは、不幸中の幸であつた。これが復旧については、廿九年水害復旧工事の清見未済の賑を以つて同一工事に二重の補助は交付出来ぬとの方針なので、組合は己むなく前記漂着材の外不足分は、武蔵郡富之保村において購入し、組合自弁を以つて架設したが、材料高の為復旧費は巨額に上つた。この為組合は起債の己むなき窮状に陥つたことは、次に詳述する。斯くて二十九年水害復旧工事は、三十一年八月に至り、漸く全部の竣功を見た。

〔煉瓦橋等の補助申請〕 井元小屋名地内水路に架けてあつた橋梁五カ所は、洪水のため流失したが、設計漏れとなつていたので、三十年十月二十八日付、次のとおり橋梁費の補助申請をした。

各務用水路橋梁費補助申請

各務用水路橋梁費補助申請 上白金 立会
稲葉部芥見村外九ヶ村 下白金

右用水路ニ架設シアル堤ノ橋梁五ヶ所、昨廿九年長良川大洪水ニテ、水路及樋管等ト共ニ流失シ、右復旧費ハ莫大ニシテ、到底組合民費ニ堪ヘ難ク候ニ付、其際申請シテ水路及樋管ノ分ハ、相当補助相成候迄、独リ橋梁ノミハ設計洩ト相成リ候ニ付、甚ダ迷惑致居候間、何卒別紙箇所調査ニ依リ調査ノ上、樋管及水路同感調補助相成度、此段及申請候也。

明治三十年十月廿八日

稲葉部芥見村外九ヶ村用水路開盛組合村会管理者

稲葉部部長 兵 口 真 澄

武蔵部小金田村大字上下白金用水組合管理者

小金田村長 後 藤 小平 治

岐阜県知事 湯 本 義 憲 殿

箇所取調書

各務用水路水源武蔵郡小金田村大字小屋名地内
字北島

一、煉瓦橋 長式丈五尺 但 巾四間 巾式間
半形九尺 半形五尺

字新屋敷

一、河 長式丈九尺 但 巾四間 巾式間
半形九尺 半形五尺

字北島

一、板橋 長十三間 横七尺 高四間

字新屋敷

一、河 長拾壹間三尺 横七尺 高三間

字羽根

一、土橋 長五間 横九尺 高九尺

すなわち新掘用水路は、深さ式丈五尺、敷五間、上口十四間内外であるため、木橋は却つて不経済で腐朽等による架換えの際一時仮橋を架けるにも容易でないから、交通量の多い二カ所は、眼鏡形の煉瓦橋に改めたいという理由、北資分は煉瓦二万四千四百式拾枚を要し、総工費四百七拾五円九十七錢、新屋敷分は煉瓦一萬六千五百七拾枚を要し、総工費三百六拾円八錢の目論見である。しかし資料散逸の爲め、補助申請の結果は詳らかでないが、今日もなお小屋名地内に現存する煉瓦橋は、この水害復旧工事の際架けたものである。

〔廣飛農工銀行から借入〕各務用水組合は、廿九年の本害復旧工事費巨額に上つたので、一時借入並を以つて支弁したが、これを一時に償還する途がないので、三十二年三月一萬五千円起債を決議し、次のとおり岐阜県經由、大蔵内務両大臣にこれが認可を申請し、その許可を俟つて廣飛農工銀行より借り入れた。因みにこの起債は、普通水利組合結成後であり、従つて次章に入れるべきではあるが、事件の關係上此処に記述した。

当各務用水普通水利組合ニ於テ、借入金償還ノタメ負債を起ス之件、別紙ノ通り議決政談条、其筋へ御經由相成度、此段申請候也。

各務用水普通水利組合管理者

明治三拾貳年三月

岐阜県知事 野村

政 明 殿

稲葉部長

浜 口 真 澄

負債ヲ起スノ件稟申

当各務用水普通水利組合ニ於テ、別紙ノ通り負債ヲ起スコトヲ議決政居候ニ付、水利組合条例第五拾条ニ依リ認可ヲ乞フ。

岐阜県各務用水普通水利組合管理者

明治三拾貳年三月

大蔵大臣伯爵 松 万 正 義 殿
内務大臣伯爵 西 郷 從 道 殿

岐阜県稲葉部長

浜 口 真 澄

負債償還年次表 利百円ニ付年八朱の割

年次	元金残高	減償元金	利息	年賦償還金
明治三十二年	一五、〇〇〇、〇〇〇	五五二、四四三	一、二〇〇、〇〇〇	一、七五二、四四三
三十三年	一四、四四七、五五七	五九六、六三八	一、一五五、八〇五	
三十四年	一三、八五〇、九一九	六四四、三六九	一、一〇八、〇七四	
三十五年	一三、二〇六、五五〇	六九五、九一九	一、〇五六、五二四	
三十六年	一二、五一〇、六三一	七五一、五九三	一、〇〇〇、八五〇	
三十七年	一一、七五九、〇三八	八一、七二〇	九四〇、七二三	
三十八年	一〇、九四七、三一八	八七六、六五八	八七五、七八五	
三十九年	一〇、〇七〇、六六〇	九四六、七九〇	八〇五、六五三	
四十年	九、一二三、八七〇	一、〇二二、五三三	七二九、九一〇	
四十一年	八、一〇一、三三七	一、一〇四、三三六	六四八、一〇七	
四十二年	六、九九七、〇〇一	一、一九二、六八三	五五九、七六〇	
四十三年	五、八〇四、三一八	一、二八八、〇九八	四六四、三四五	
四十四年	四、五一六、二二〇	一、三九一、一四五	三六一、二九八	
四十五年	三、一二五、〇七五	一、五〇二、四三七	二五〇、〇〇六	
四十六年	一、六二二、六三八	一、六二二、六三八	一一九、八一	
十五ヶ年		一五、〇〇〇、〇〇〇	一一、二八六、六五一	二六、二八六、六五一

理由書

当各務用水普通水利組合ハ、用水灌溉事業之為設置セシ組合ニシテ、用水路水源ハ、武儀郡小金山村大字小庭名地内郡上川ニシテ、夫レヨリ稲葉郡芥見村地内ニ於テ分流シ、東ハ同郡那加村前洞ニ終リ、西ハ同郡北長森村大字水海道ニ至ル、旧三郡拾二ヶ村ニ係ル一大用水路ニシテ延長殆ソド五里ニ亘ル、其間ヲ貫流スル津保川ニハ長五拾四間巾式間高三尺ノ掛樋ヲ架設シ、其以下長六百間計ハ、山腹ニ沿テ高拾八尺余築立、其上部ヲ通水スル等、最も困難ナル用水路ニシテ、年々修繕費ニ充ツル金額勘ナカラ、然ルニ去ル明治二拾九年之大水害ニテ、大掛樋ヲ流失水路ノ破壊甚シク、就中上流ノ如キハ、全ク埋没シテ石河原ト変シ如河トモ攷方ナク、茲ニ上流改修ヲ企圖シ、県稅ヨリ補助ヲ受ケ一旦工事ハ竣功セシモ、又候三拾年之水害ニテ大掛樋ハ流失シ、水路モ亦所々破損ヲ來セリ。依而一時多額ノ金額ヲ借入シ、掛樋ノ再架及水路之修繕ヲ成セリ、此多額ナル借入金ヲ一時ニ償還スルコトハ到底組合之負担ニ堪ヘサルヲ以テ之カ償還之為今回負債ヲ起シ、年賦借入金ヲ要スル所以ナリ。

(復旧工事関係委員) 二十九年七月の大洪水被害當時は、前任用水委員の任期中であつたが、同二十九年十二月満期改選の結果、後藤幸治郎、山口与三太郎、亀山弥兵衛、丹羽文蔵、平光宮五郎が当選し、翌三十年三月丹羽、平光両委員解任の爲、林竹松、横山虎之助の兩名が補欠当選した。復旧工事はこの委員在任中に施行されたが、この外善後策委員を設けた事は既記の通りであり、また三十年三月善後策委員と同時に、監査委員六名を設けることとし、選挙の結果後藤小平治、後藤甚吉、大野亀之助、横山忠三郎、坂井清兵衛、平光宮五郎が当選した。すなわちこの水害復旧工事の成功は、これ等各委員の協力による綜合功績である。

第三節 高梁地の水路補強

各務用水路中の高梁地、芥見村字八番地及び同五番地の八百間余は、法高平均一丈二丈の築立で漏水が多く危険なので、三十年度に八千三百五円九十九銭貳厘、三十一年度に五千五百円五十七銭の修繕費を以つて、同地水路の大改修をした。補強工事の内容は次のとおり。

〔八番地の鋼打工事〕創業の時に山土で築き立て仮通水の際、約五十間根元まで崩壊したので、有志者支弁で復旧したが激震に再び崩壊、国庫補助で復旧した。最高二丈七尺余の箇所があり、兎に角漏水多く危険な為、岡田只治の多年主張する鋼打工事で補強した、いわゆる鋼打工事とは、「各務用水起業願末上申書」の一節に、

抑も当工事の方法は、溝底及び両側は、厚さ一尺三寸の山土を以つて築き、其の上層の溝底及び両側を厚さ二寸の鋼打漆喰敷きとなし、而して其の上に並土一尺五寸を以つて、之れが鋼打漆喰を包み、且つ溝の両側を石組となしたるものにして、即ち水の少しも漏洩するの患ひなく、殊に並土にて被包せるを以つて、鋼打漆喰敷きの沓寒の害なく、

夾に萬代不朽と謂うべき堅牢工事なり。と目録目録している。最も当時流行した庭の漆喰池同様の構造なので、致に完全に漏水を喰い留め、且つ崩壊の憂いを絶つに至つた。しかしこの工事予算は、三十一年度に計上されたが、設計遅延並に組合改組等のため、三十二年度に繰起施行し、十二月起工翌年三月竣工した。

〔五番地の補強概要〕五番地の築地も亦、創業時と震災復旧と二度工事を施行し、二十六年の用水季節に早天続きの爲上流村より順次田植の進行中、七月五日此処の築地が崩潰し、同月十七日に漸く復旧したという、因縁付の水路である。従来は井桁の馬踏三尺を六尺に補強する外、水路敷設を改修することとし、中敷より切り下げ、水路根敷両側を石間宛歩詰めし、増土は山土赤粘土を以つてし、千本にて築き固めることとし、工事は三十一年二月着手した。この改修水路の延長二百五十間を五丁場に分け、五組合に請負させたが、土取場が狭隘なため、吾先きにと口論は勿論鈍刀沙汰も無く、用水委員はその采配に明け暮れ、てんやわんやの四ヶ月を以つて竣工した。

第四節 事務所並補番小屋

各務用水組合村会時代において、二十五年には津保川大掛樋近くに組合事務所を建設し、越えて三十年には、宅番樋沿いに樋管守住宅を建てた。その概略は次のとおり。

〔各務用水組合事務所〕濃尾震災復旧工事施行に当り、上白金地内の式番樋古木を、水路筋二百有余の土橋を飯橋に兼管として、次のとおり払下樋を提出した。

古木御払下樋

武儀郡上白金地内式番樋
一、古木不残

右ハ、各務用水組合中の水路ニ架シアル、土橋式百余カ所モ有之候処、悉ク震災ノ為落崩候ニ付、今回復旧費ヲ以築替御願申候内、重ナル道路ハ其全額ニテ板橋ニ改造シ候ハ、車馬ノ通行ニ便利ヲ与ヘ、且ツ将来ノ修繕ニモ幾分カ、相省キ候儀ニ付、実情御同察ノ上、前記ノ古木板等相応ノ値ヲ以組合ヘ、御払下被成下度此段奉願上候也。

各務用水委員

- 電山 巖兵衛印
- 坂井 清兵衛印
- 大野 半左衛門印
- 横山 忠三郎印
- 武儀郡小金田村大字下白金
- 松田 嘉兵衛印

岐阜県知事 小崎利準 殿

しかし、払下げの古木は、一部を仮護用その他に使用したが、残り全部を売却し、その代金を基本として、津保川大掛樋の東詰め、渠道沿いに用水組合事務所を建設した。現存する同地の事務所は、大正四年東濃電気軌道株式会社、津保川仮護を架替えるに当り、掛樋上手を選ぶ以外途なき為、事務所の移転方を懇請して来た。組合側は山口与三太郎、後藤甚吾、田上郡一、横山忠三郎、横山虎之助の六名を臨時委員に選び会社側に応接させた。交渉の結果、事務所を水路沿い西へ移転を承諾し、その代償として会社は敷地を買入れ且つ地盤として提供し、建物は図面の通りなので、その工費九百四十六円を、同四年十一月十日迄に管理者へ納めるとの条件で協定成立、その納付を待つて請負に附し、建築したものである。

〔通守住宅を建築〕二十九年七月大洪水の被害復旧工事は、二十九、三十両年度継続事業として施行されたことは、既述のとおりであるが、井元小屋名地内宅番樋沿いに、この工事の屑木を以つて、樋守の住宅を建築した。

第五節 聯合村会時代の組合経費

旧各務郡芥見村外九ヶ村に係る用水路開鑿組合村は、明治十三年四月発布、同十七年五月改正の区町村会法により設立したものであるが（第二章 第一節参照）、二十三年三月二十一日付、市制町村施行後も存続することを得る旨、次の通り公布した。

法律第十一号

従来開設シタル水利土功会又ハ、水利土功若クハ学事ニ関スル町村聯合会ハ、明治十七年五月第十四号布告区町村会法ニ依リ又字区会ハ同法第十四条第十五条ニ準拠シ、市制町村制施行後ト雖モ、別ニ規定ヲ設クルマデ、之ヲ存スル事ヲ得。

しかし本県に於いて、廿二年七月一日を以つて、市制町村制を施行するに先ち、同年八月二十日次のとおり県令を

岐阜県令第四十三号

水利土功及学事ニ関スル会議ハ、本年法律第十一号ニヨリ、市制町村制施行後ト雖モ之ヲ存続ス。

但市制町村制施行後、開設スベキ会議ノ区域ト符合スルモノハ、此限ニアラズ。

明治廿二年六月廿七日

岐阜県知事 小 崎 利 準

これを本県では存続組合と呼んだ、各務用水聯合村会は、この存続組合として引続き維持して来たが、明治三十年十月廿九日付、本県に水利組合条例施行の件を許可する旨、内務大臣より指令を発し、これに基き本県では、同年十二月四日を以つて、同条例施行後六ヶ月以内に成立するよう、郡市長宛内牒を発した。茲において各務用水も亦公法人の普通水利組合を結成すべく準備をすゝめた。これについては次章に詳述する。茲には聯合村会時代における、創業以来の各年度予算を列記して本章を終る。

金四千貳拾四円五銭七厘	明治二十年度
内金千貳百五拾円	地方税補助
金六千六百九拾八円七拾式銭四厘	同 二十一年度
内金貳千円	同
金八千參百五拾五円四拾五銭九厘	同 二十二年度
内金千五百円	同
金六千七百五拾円	同 二十三年度
内金千九百円	同
計金貳萬參千六百八拾八円六拾四銭九厘	連続創業費
金貳萬七千五百參拾四円九銭	震災復旧費
内金八百七拾六円七拾式銭四厘	組合費
金貳千貳百貳拾四銭四厘	明治二十五年度

金貳千六百貳拾四七拾錢七厘	同	二十六年度
金三千七百參拾四圓參拾貳錢參厘	同	二十七年 度
金參千九百拾參圓拾六錢四厘	同	水害臨時費
内金參千四百九拾五圓六拾九錢	水害補助費	
金貳千參百五拾七圓參拾錢貳厘	同	二十八年 度
金貳千參百參拾貳圓七錢壹厘	同	二十九 年度
金四百五拾壹圓三拾五錢	同	臨時 費
金壹萬七千四拾五圓拾參錢壹厘	同	三十 年度
金貳萬五千七百拾七圓六拾貳錢	同	二十九、三十年水害継続費
内金壹萬六千六百五拾七圓參拾八錢六厘	水害補助費	
金壹萬九千八百參拾六圓七拾七錢貳厘	同	三十一年 度
金參千五百五拾九圓貳拾錢壹厘	同	追加予算

第五章 普通 水利組合 結成

第一節 水利組合 條例 施行

本県に水利組合條例の施行されたのは、明治三十年十月二十九日で、次の内務大臣の許可指令に拠るものである。
内務省指令甲第一〇八号

岐阜 県

明治三十年十月二十日、内一第二九五〇号具申、水利組合條例施行ノ件。

右水利組合條例第五十八條ニ依リ、之ヲ許可ス。

明治三十年十月廿九日
内務大臣 伯耆 澤山 貞 紀

これに基き本県では、同年十二月四日付、同條例施行後六ヵ月以内に成立するよう、郡市長宛内牒を發し、更に翌三十一一年一月三十一日付、「精々急速に処理し、成るべく年度内に相運ぶよう」、次のとおり依命通牒を發した。

内一第三八三二号

明治廿二年法律第十一号ニ拠リ、存続シタル水利ニ關スル會議之義ハ、水利組合會議ノ成立ヲ俟テ消滅スルモノトシ處理可レ。然、且水利組合會議ハ條例施行後遅クモ六ヶ月以内ニ於テ成立候様措置可ニ相成一旨、客年十二月四日付内一第三八三二号ヲ以及二内牒一置候処、右ハ精々急速ニ處理之上、可レ成本年度内ニ相運候様御取計可ニ相成一、依命此段更ニ及二通牒一候也。

明治三十一年一月三十一日

不破 郡上 加茂 郡 可児 郡 土岐 郡 惠那 郡 益田 郡 大野 郡 吉城ヲ除ク
各 郡 郡 長 宛
内 務 部 長

しかして水利組合条例施行順序は次のとおりで、各務用水組合もこれに基づき、組織変更の準備に着手した。

水利組合条例施行順序

第一条 左ニ掲クルモノハ、水利組合条例ニ依リ、組合ヲ設置スヘキモノトス。

一 水利土功（道路を除ク）ニ関スル事業ノ為メ、旧聯合町村会又ハ、水利土功会ヲ存続シタルモノ。

二 前項ノ外、条例ニ依リ、組合ノ設置ヲ必要トスルモノ。

第二条 利害関係、区域、市町村ノ一部ニ止マルモノハ、別ニ組合ヲ設クルヲ要セナルモノトス。

第三条 組合ノ区域ハ、従来ノ慣行ニ依ルヘシト雖モ、事实上關係アルモノハ、此ノ際其ノ区域ニ加入スルヲ要ス。

第四条 郡長市町村長ハ、第一条ニ依リ、組合ヲ設置スヘキ箇所ヲ調査シ具状スヘシ、但シ町村長ニ於テ具状スルハ、普通水利組合ノ設置ノ場合ニ限ル。

第五条 水利土功ニ関スル事業ノ為メ、旧聯合町村会、又ハ水利土功会ヲ存続シタルモノニシテ、其ノ区域ニ從ヒ、普通水利組合ヲ設置セントスルモノハ、従来郡長ニ於テ管理シタルモノハ郡長、又市町村長ニ於テ管理シタルモノハ市町村長ヨリ、具状スヘキモノトス。

第六条 郡長市町村長ニ於テ、組合設置ノ具状ヲ為ストキハ、關係市町村ノ意見ヲ聞キ、其ノ要領ヲ記シタル書面、又ハ答申書ノ写ヲ添付スヘシ。

具状書ニハ、組合ノ区域ニ町村以上ニ渉ルモノハ、其ノ關係町村長、二都市以上ニ渉ルモノハ、其ノ關係郡市長連署スルヲ要ス。

第七条 郡市町村長ニ於テ、組合設置ノ具状ヲ為ストキハ、左ノ事項ヲ調査シ、其ノ調査ヲ添付スヘシ。

一 組合ノ種類（普通水利組合、水害予防組合ノ別）

二 組合ノ設置ヲ要スル事由

三 組合ノ目的（用悪水路ノ為メニ設クルモノナルトキハ其ノ用悪水ノ所在町村並大字ノ名及修築設備等ノ類、河川堤防ノ高及設クルモノナルトキハ河川名堤防所在ノ町村並ニ大字名及其ノ修築保存等）

四 組合区域及沿革

但シ、区域ノ旧慣ニ依リ難キモノハ、其ノ事由、又沿革ハ、維新前ヨリ現今マテノ変更及、其ノ原由等成ルヘク詳記ヲ要ス、又組合設置ノ目的タル河川、營造物等ノ位置、並大凡ノ間数、郡市町村ノ境界、人家畑山野ノ位置等ヲ示セル略図ヲ添付スヘシ。

五 組合区域内土地ノ反別、地価、戸数

但シ、市町村毎ニ、官民有テ区分シ、地目ヲ細別ス、水害予防組合ニ付テハ、条例第十五条ニ依リ編入スルモノアルトキハ、尚之ヲ略別スルヲ要ス。

六 組合員ノ員数

但シ、市町村ニ細別ス、水害予防組合ニ付テハ、土地家屋ヲ所有スル者、単ニ土地ヲ所有スルモノ、単ニ家屋ヲ所有スル者及、条例第十五条ニ依ルモノアルトキハ、尚之ヲ細別スルモノトス。

七 従来管理者ノ職氏名

八 経費賦課方法及収支ノ概算

但シ、条例第三十九条ニ依リ、等差ヲ設クルヲ必要トスルモノアルトキハ、其ノ事由並、等差ヲ設クル割合等ヲ詳記スルヲ要ス。

九 組合ノ財産

但シ、条例第五十七条ニ依リ、従来ノ組合区域ヲ繼承シタルモノハ、其ノ財産ノ種類員数管理方法等ヲ詳記シ、其ノ財産ノ成立沿革等ヲモ詳記スヘシ。

第八条 組合員タルコトヲ得ル者ヨリ、普通水型組合ノ設置ヲ請願スルトキハ、市町村長ニ於テ、第七条ニ掲クル事項ヲ調査シ、意見ヲ付シ、町村長ハ郡長ヲ經、郡市長ハ直ニ差出スヘシ。

第九条 郡長ニ於テ前条請願、又ハ町村長ノ具状書ヲ進達スルトキハ、意見ヲ副申スヘシ。

第十条 郡長ニ於テ、組合ノ設置ヲ具状シ、又ハ町村長ノ具状書、若ハ組合員ノ請願書ヲ進達スル場合ニ於テ、創立委

員ニ適當ト認ムルモノノ姓名ヲ、同時ニ具申スヘシ。

第十一条 創立委員ハ、連ニ関係者ノ總會ヲ（関係者百人以上トナリタルトキハ成ルヘク惣代人ヲ選ハシメ惣代人会ヲ以テ總會ニ充ツルヲ要ス）ヲ開キ、組合規約ヲ議定セシメ、其ノ議定ヲ經タル規約ハ、閉会後五日以内ニ認可ヲ請フヘシ、但町村長創立委員タル場合ニ於テ、認可ヲ請フトキハ、部長ハ意見ヲ副申スヘシ。

第十二条 組合規約ノ認可ヲ得タルトキハ、管理者ハ、三十日以内ニ、組合会ヲ組織スヘキモノトス。

第十三条 条例第十一条ニ依リ、関係者惣代人ノ集會ヲ以テ、總會議ニ充テントスルノ認可ヲ請フトキハ、其ノ惣代人選舉方法ヲ定メテ添付スヘシ。

第二節 組合区域の指定

〔関係村へ諮問〕 各務用水普通水利組合結成のため、稲葉武儀西郡長は、夫れ夫れ管下関係六カ村に対し、次のとおり諮問した。

〔写〕 諮問案

水利組合条例第一条ニ拠リ、左ノ組合ヲ設置セントス。

一 組合名称及種類

各務用水普通水利組合トス

一 組合区域

元芥見村外旧九ヶ村用水開墾組合聯合村会及、旧上白金村下白金村区域ニ依ル。（稲葉郡芥見村大字芥見、岩村大字岩字岩田同上岩滝、蘇原村大字大宮同上三柿野、那加村大字前洞同上西市場、同上岩地、同上岩地、北長森村大字水海道、武儀郡小金田村大字上白金同上下白金）

〔各村の答申書〕 管理者の諮問について、関係者では夫れ夫れ村会を開き、決議して次のとおり答申した。

水利組合条例第壹条ニ依リ、左ノ組合ヲ設置セントス。

一 組合名称及種類

各務用水普通水利組合

一 組合区域

元芥見村外旧九ヶ村用水開墾聯合村会及、旧上白金村下白金村区域ニ依ル。（稲葉郡芥見村大字芥見、岩村大字岩田同上岩滝、蘇原村大字大宮同上三柿野、那加村大字前洞同上西市場同上山後、同上岩地、北長森村大字水海道、武儀郡小金田村大字上白金同上下白金）

右之通り、村会へ諮問候処、前書之通り、決議致候間、此段答申候也。

明治三十年十一月二十日

稲葉郡蘇原村長 安積 清右衛門 謹

稲葉郡長 浜口 真澄 殿

答 申 書 (写)

本村内水海道区ニ関スル、各務用水普通水利組合設置御諮問ノ件ハ、本月十九日村会ニ於テ、諮問之通り可決致候条、此段及二答申一候也。

明治三十年十一月二十四日

稲葉郡北長森村長 中島 淳 謹
稲葉郡長 浜口 真澄 殿

第五五三号

水利組合設置ノ件ニ付御諮問相成答申書 (写)

明治三十年十一月廿二日右御諮問案ニ付、村会開設ス。

右ハ、從來元芥見村屯村請ヲ以テ成立セシモノニ付、是ヲ変更シ、条例ニ依リ、区域ヲ定ムルハ、今日ニ於テ容易ニ為シ能ハザル事ニ付、御諮問案ノ末尾ニ、左ノ一条挿入致ス事ニ決定ス。

一其区域ヲ画スルハ、水利組合条例第七条但書ニ依ルモノトス。

右御諮問ニ扨リ、答申候也。

明治三十年十一月廿七日

稲葉郡芥見村長 篠田 頼治郎 印

岐阜県稲葉郡長 浜口 真澄 殿

第二七一号

答 申 書 (写)

水利組合条例第一条ニ依リ、各務用水組合ヲ御諮問ニ付、岩村会ニ於テ御諮問ノ通決定ス、其要領左ニ。

一組合名称及種類

各務用水普通水利組合

一組合区域

但水利組合条例第七条但書ニ依リ旧慣ノ通

右及ニ答申一候也。

明治三十年十二月九日

稲葉郡岩村長 矢島 力 印

那加村大字御溝区答申 (写)

水利組合条例第一条ニ依リ、旧芥見村外九ヶ村用水組合維持ノ為メ、御諮問ニ対シ左ニ答申。

本区ハ從來、境川及溪谷ノ湧水ヲ以テ用水ニ充テ、其不足ヲ補フ為メ、該用水開鑿ニ同意シタルモノニテ、從來の経験ニ依ル時ハ、多分ノ賦課ヲ受ケシモ、右用水ヲ利用シタルコトナキモノアリ、加之本区ハ原野開墾ノ見込ヲ以テ、

字巾下並ニ字甥田ニ多額ノ負担ヲ受ケ居ルモ、該地タル試作ノ為メ稍々開墾ノ緒ニ付キタルニモ不レ抱、右用水ヲ利用シタル事一回モナキノミナラズ、後來右用水ヲ利用スルノ見込無レ之ニ依リ右字巾下及甥田ヲ区域外トシ、其他ハ

旧区域ヲ以テ組合内ニ入ルモノトス、而シテ負担歩合及職員選出区域等ハ、總テ旧慣ヲ変更セサルモノトス。

右ハ本村会ノ意見ニ由リ、及ニ御答申一候也。

明治三十年十二月廿三日

稲葉郡 浜口 真澄 殿

稲葉郡那加村長 赤座 秀郷 印

那加村西市場区答申書 (写)

水利組合条例第一条ニ依リ、旧芥見村外九ヶ村用水組合維持ノ為メ、御諮問ニ対シ左ニ答申。

本区ハ、從來境川及溜池等ヲ以テ用水ニ充テ、敢テ用水ニ不足ヲ告ケタル事実稀ナリト雖モ、前後各村ニ於テ用水必要ナル趣キニ付、右用水開鑿ニ同意シタルモノニテ、右用水疏通後ノ経験ニ依ル時ハ、多額ノ賦課ヲ受クルニモ不レ抱、末ダ一回モ利用シタル事ナキモノ多クナリト雖モ、旧組合賦課法、則チ各村負担ノ歩合ヲ変更セス、及ヒ区域並

ニ職員選出区域等總テ旧慣ニ由リ組織ナルニ於テハ、異議ナキモノトス。

右ハ本村会ノ意見ニ候間、及ニ御答申一候也。

明治三十年十二月廿三日

稲葉郡長 浜口 真澄 殿

稲葉郡那加村長 赤座 秀郷 印

稲葉郡那加村長 赤座 秀郷 印

赤座 秀郷 印

赤座 秀郷 印

赤座 秀郷 印

赤座 秀郷 印

赤座 秀郷 印

赤座 秀郷 印

赤座 秀郷 印

赤座 秀郷 印

赤座 秀郷 印

赤座 秀郷 印

赤座 秀郷 印

赤座 秀郷 印

那加村山後区答申書（写）

水利組合条例第一条ニ拠リ、旧芥見村外九ヶ村用水組合維持ノ為メ、御諮問ニ対シ左ニ答申。
本区ハ、従来境川用水ニ充テ、其不足ヲ補フ為メ、旧芥見村外九ヶ村組合用水調整ニ同意シタルモノニテ、従来ノ
経験ニ依ル時ハ、多分ノ賦課金ヲ納ムルニモ抱ハラズ、未だ右用水ヲ利用シタル事實僅々ニシテ、一回モ利用シタ
ル事ナキモノ多クナリト雖モ旧組合賦課、則チ負担歩合ヲ変更セス、及ヒ区域並ニ議員選出区域等、総テ旧慣ニ由
リ組織ナルニ於テハ、異議ナキモノトス。
右ハ本村会ノ意見ニ候間、及ニ御答申一候也。

明治三十年十二月廿三日

稲葉郡長 浜口真澄 殿

稲葉郡那加村長 赤座秀郷 殿

那加村岩地区答申書（写）

水利組合条例第一条ニ拠リ、旧芥見村外九ヶ村用水組合維持ノ為メ、御諮問ニ対シ左ニ答申。
本区ハ、従来境川ヲ以テ用水ニ充ツルモ、頻年旱損ニ罹ル事蹟も有レ之ニ付、旧芥見村外九ヶ村組合用水調整ニ同
意シタルモ、右用水調整後、一回モ利用シタル事實無レ之ト雖モ、旧組合賦課法、則チ各村負担歩合ヲ変更セス、
及区域並ニ議員選出区域等、総テ旧慣ニ依リ組織ナルニ於テハ、異議ナキモノトス。
右ハ本村会ノ意見ニ候間、及ニ御答申一候也。

明治三十年十二月廿三日

稲葉郡長 浜口真澄 殿

稲葉郡那加村長 赤座秀郷 殿

武儀郡小金田村大字^{上白金}下^{白金} 組合用水路
元各務郡芥見村外九ヶ村

右区域ニ於テ、普通水利組合設置致度、此段本村会之決議ヲ以テ、及ニ答申一候也。

明治三十一年四月三十日

武儀郡長 小島 鼎 殿

武儀郡小金田村長 後藤小平次 殿

〔組合設置の具状書〕 関係村の諮問答申書の出揃うを待つて、三十一年六月十一日付、管理者稲葉武儀岡郡長は、安
楽知事に「水利組合設置の義に付具状書」を提出した。すなわち次のとおり。

発第四五〇号

水利組合設置ノ義ニ付具状書

当管理ニ属スル、元各務郡芥見村外九ヶ村用水路調整組合区域ト、武儀郡小金田村大字上白金及下白金（武儀郡ニ係ル
分同一用水路ニシテ従来ヨリノ組合タリ）トヲ以テ、条例第一条ニ拠リ、普通水利組合ヲ設ケン為メ、関係村へ諮問候
処、従来ノ区域ニ依リ設置セラレ度旨答申ニ及ヒ候、該組合区域指定相成度、答申書写調書並ニ図面相添へ此段及ニ
具状一候也。

明治三十一年六月十一日

管理者 稲葉郡長 浜口真澄 殿

武儀郡長 小島 鼎 殿

岐阜県知事 安楽兼道 殿

一組合の種類

普通水利組合トス(名称ハ各務用水トスルヲ可トス)

二組合ノ設置ヲ要スル事由

区域二郡六村ニ涉リ、武儀郡小金田村大字上白金同下白金ト、元各務郡芥見村外旧九ヶ村用水路開墾組合聯合村
会区域ヲ以テ、從來維持シ来リシガ、右ハ同一用水路ナルカ故ニ、此際合同シテ組合ノ設置ヲ要スル所以ナリ。

三組合設置ノ目的

武儀郡小金田村大字上白金、同下白金及、稲葉郡芥見村大字芥見、岩村蘇原村大字大宮、同三柿野、那加村大字
前洞、同西市場、同山後、同岩地、北長森村大字水海道(以上用水掛土地)地内ニ係ル、用水灌漑ノ為メ、公共
団体ヲ設ケ、用水路及井堰樋管ヲ修築保存セントス。

四組合区域及沿革

從來ノ区域ハ、前項ノ二郡六ヶ村ニテ、旧慣之通り、明治二十年四月四日元各務郡芥見村外九ヶ村ニ係ル用水路
開墾組合区域ヲ定メラレ、爾來該聯合村会ヲ存続ス。

但武儀郡小金田村大字上白金及下白金ハ、聯合村会区域以外ナルモ、從來ヨリノ組合タリ。
五組合区域内土地ノ反別地価戸数

小金田村

田反別七拾五町九反五畝廿三歩

地価三萬貳千五百拾五円六拾八錢

戸數百六十戸

芥見村

田反別三拾九町八畝四歩

地価壹萬八千三百九拾三円九拾六錢

畑反別七拾貳町貳反六畝拾六歩

地価貳萬三千百貳拾壹円七拾五錢

山林反別八町四反五畝廿九歩

原野反別八町四反五畝廿九歩

地価百七拾五円三拾八錢四厘

戸數四百廿戸

岩村

田反別五拾四町四反八畝廿八歩

地価貳萬七千六百五拾四円九拾三錢

畑反別四拾九町壹反六畝貳歩

地価壹萬五千貳百五拾貳円三拾四錢

宅地反別八町七反拾八歩

地価三千四百七拾壹円九拾貳錢

山林反別壹町四反貳畝廿二歩

地価百拾四円七拾錢

戸數貳百八拾八戸

蘇原村

田反別五拾四町八反八畝四歩

地価貳萬六千九百九拾七拾三錢

畑反別三拾八町三反九畝歩

地価八千五百拾貳円七拾五錢

山林反別拾貳町七畝拾歩

地価五百貳拾八円四拾九錢
原野反別宅町九畝廿九歩
地価壹萬三厘
山林反別八反四畝廿二歩 官有地
戸數百七十七戸

那加村

田反別五拾三町貳反壹畝三歩
地価貳萬五千七百三拾九円九拾錢
畑反別八反四畝拾歩
地価三百三拾三円八拾九錢
山林反別五町四反壹畝歩
地価貳百五円八拾七錢
戸數三百四戸

北長森村

田反別拾八町六反壹畝拾八歩
地価九千三百五拾貳円貳拾四厘
畑反別四拾三町四反壹畝三歩
地価壹萬千六百七拾三円八拾九錢
宅地反別八町壹反拾八歩
地価三千百四拾六円三拾錢
山林反別七町壹反六畝四歩

地価百八拾四三拾六錢
戸數百拾貳戸

六組合員ノ員數

- 百四拾七人
- 四百七拾九人
- 三百九拾人
- 百九拾五人
- 三百四拾五人
- 五拾貳人

- 小金田村
- 芥見村
- 岩村
- 蘇原村
- 那加村
- 北長森村

七従来管理者ノ職氏名

元各務郡芥見村外九ヶ村用水組合聯合村会

管理者 稲葉郡長 浜口 真澄
武儀郡小金田村長 後藤 小平治

八經費賦課方法及取支概算

従来ノ經費ハ、規約ニ依リ、元芥見村外九ヶ村ハ、百三十六ニ対スル百二十、武儀郡小金田村上白金ハ八、下白金ハ八ノ歩合ヲ以テ課受ケトス、而シテ芥見村外九ヶ村ハ、關係反別ヲ標準トシテ、各村ノ負担額ヲ定メ、其賦課方法ハ、各村会ノ評決ニ任セリ、取支概算ハ前三ヶ年平均壹萬三千円内外ナリキ。

九組合ノ財産

事務所宅棟、掛樋九、樋管六ニシテ、管理者之ヲ管理シ、其成立ハ組合費ヲ以テシ、修繕等モ亦組合費ヨリ支弁セリ。

〔区域指定の告示〕 前記具状に対し、同年六月十七日付本県告示第二百八号を以つて、各務用水普通水利組合設置区域を、次のとおり指定した。

○本県告示第二百八号

水利組合条例第十条ニ依り、各務用水普通水利組合設置区域、仮ニ左ノ通指定ス。

明治三十一年六月十七日

岐阜県知事 安 楽 兼 道

稲葉郡 芥見村大字芥見 岩村 蘇原村大字大宮、三柿野、那加村大字前洞、西市場、山後岩地、北長森村大字水海道 以上用水掛土地

武儀郡 小金田村大字上白金、下白金 以上用水掛土地

〔規約等下調委員〕 これより先三十年六月六日、浜口稲葉郡長は、仮創立委員として後藤甚吾、平光宮五郎、横山忠三郎、大野甚十郎、坂井清兵衛、後藤小平治、丹羽文蔵、丹羽信治郎、横山虎之助の九名を囑託した、この委員は十余回今合し、岡村郡書記起算の規約案に付審議し、総代会へ提出する原案を作成した、しかして同委員の活動状況並びに、新組合結成準備の進捗状況に付、横山忠三郎の回顧録に、次のとおり述べている。

一本用水普通水利組合実施ニ付、諸規約調査ノ為、明治三十一年六月六日仮創立委員ヲ郡長ヨリ命セラレタル者左ノ如シ(前記参照)

一明治三十一年六月十七日、県告示第二百八号ヲ以、水利組合第十條ニ依リ各務用水普通水利組合設置区域ヲ指定セララル一本用水普通水利組合設置ニ付テハ、元來武儀郡上白金ハ是迄、小金田村長ヲ以テ管理者トシ、各務用水管理者ト相同シタル資格成立シタルモノニ付、両管理者從來ノ規約保持スルノ調書ヲ県庁ニ提出シ、更ニ各務用水普通水利組合ヲ置ク事ヲ約シタリ。

一本用水普通水利組合設置ニ関シタル諸規約編製ハ、主任郡書記岡村真雄氏ノ按ニシテ、前九名ノ委員數回審議シ、県庁ヘモ内閣シテ原按文トナシタリ。

一反別下調等ハ、各大字ニ於テ委員を定メ、郡衙ニ提出シタリ。

一組合金議員ノ設置ハ、第一ノ問題ニシテ、仮委員及有志者等數回集會ヲナシ、漸ク上下折衝ヲナシタリ。

〔前記参照〕

一明治三十一年六月十七日各務用水普通水利組合創立委員縣知事ヨリ命セララル(前記参照) 一全年十月ニ至リ、諸規約委員配置法等略内輪相纏リ、各区惣代ヲ選定スル事ニナリ、茲ニ又稲葉郡蘇原村ハ、大字改正之儀ヲ県庁ニ出願中之処許可ニ相成、依テ大宮ヲ大島宮代ト二区ニ分チタルヲ以テ、前告示中大宮トアルヲ、大島宮代二区トナシ、十二区ヲ十三区ト改メタリ、

右ニテ仮創立委員ノ任務相果シタリ、

一明治三十一年十一月十九日日本組合創立ノ總代会開設相成、諸規約等多少之修正アルモ、大同小異ノ事ニテ通過シ、委員配置法ハ左ノ如シ。

芥見六人	岩田二人	岩滝二人	宮代一人	大島三人	三柿野一人	前洞三人	西市場一人
山後一人	岩地一人	水海道三人	上白金二人	下白金二人			
計拾三区	議員貳拾八人						

第三節 創立委員と其任務

〔選任について照会〕 各務用水組合は、稲葉武儀両郡六カ村中十三部落より成り、当該村長中には、只組合費用の賦課徴収を取扱うのみで、用水に利害關係を有せぬ者がある、よつて村長と共に旧組合議員を創立に参与させたい旨、三十一年四月三十日付旧組合管理者浜口郡長より照会、石原内務部長より「法律上已むを得ぬから条例通り処理するよう」回答した、すなわち次のとおり。

発第三五五号

普通水利組合創立委員ノ件問合

本部各務用水ノ組合タルヤ、其源ヲ武儀郡小金田村大字小屋名ニ発シ、本部芥見村、岩村、那加村、蘇原村、北長森村ノ六ヶ村ニ跨リ、其延長東西殆ント四里有余ニシテ、大字數亦突ニ十有ニ部落アリ、就中蘇原北長森ノ二村ノ如キハ、一村内漸ク其一字者クハ、一小部落ノミニ関連スルモノアリ、故ニ該組合議員、若クハ常設委員等ノ如キモ、各

其關係部落ノ人民ヨリ成立シ、其管村長ニ於テハ、単ニ之レカ費用ノ試課徴収ヲ取扱フニ止リ、敢テ用水実地ノ利害ニ関与セス、該組合ハ、全ク一部分ノ係干者間、一個獨立ノ組合ヲ組織シタルカ如キ慣行ニシテ、從テ管村長等ニ在テハ、殆ント其事情ニ慣熟セサルモノモ有レ之候処、今回水利組合條例御施行可ニ相成ニ付テハ、其組合創立委員ハ、該關係村長ニ御命令ノ上、規約其他諸種ノ係干事務ヲ整理セシムヘキ順序ト被レ存候処、前陳ノ如ク、從來之レカ施設上、些ノ係干ヲ有セサル村長ノミヲシテ、条例ニヨリ強テ其委員タラシメントセハ、勢ヒ諸種ノ苦情ヲ惹起シ、容易ニ完了ノ期ヲ觀ルハ、洵ニ至難ノ事ト被レ存候、就テハ法律ノ精神ニ於テ、敢テ差支ナキモノトセハ、此際ニ限リ、可レ成該旧組合委員ニシテ村長以下ノモノモ、村長ト共ニ之レカ創立委員トシテ、参与セシメ候時ハ、自然從來ノ慣例ニ適シ、其他組合事務百般ノ事ニ関シ、便宜不レ、勘候様被レ存候得共、条例ニ照シ少シク奈何敷存候條、差掛リ貴官ノ御意見承知致度、此段及ニ御問合一候也。

明治三十一年四月三十日

岐阜県稲葉郡長 浜口真澄 御

内務部長 石原健三 殿

内一第二六五一号

客月三十日付第三三五五号ヲ以テ、普通水利組合創立委員ノ件ニ付、御問合之趣了承、右ハ事実ニ於テハ、至極便宜之事ト被ニ相考一候得共、法律上不レ得レ已義ニ付、条例第十條ノ通御処置相成度、此段及ニ回差一候也。

明治三十一年五月五日

内務部長 石原健三

稲葉郡長 浜口真澄 殿

（具申通り委任） 斯くて四月六月十一日付、稲葉郡武儀郡長より稲葉郡六ヶ村長を、創立委員に任命す。同日十七日付安楽知事より、具申通り任命した、すなわち次のとおり。

発第四四九号

- 稲葉郡芥見村長 篠田 頼治郎
 - 全 岩村長 矢島 力弥
 - 全 藤原村長代理助役 堀部 静一
 - 全 那加村長 赤座 秀郷
 - 全 北長森村長 中島 淳
 - 武儀郡小金田村長 後藤 小平治
- 右ハ元各務郡芥見村外九ヶ村用水路開鑿組合及、武儀郡小金田村大字上白金並ニ下白金ニ係ル、普通水利組合創立委員ニ御命シ相成、可レ然存候、依テ此段及ニ具申一候也。

明治三十一年六月十一日

稲葉郡長 浜口真澄 殿
武儀郡長 小島 鼎 殿

岐阜県知事 安楽兼道 殿

- 稲葉郡芥見村長 篠田 頼治郎
- 全 郡岩村長 矢島 力弥

稲葉郡蘇原村長代理
 全 郡蘇原村助役 堀部 静 一
 全 郡那加村長 赤座 秀 郷
 全 郡北長森村長 中島 淳
 武儀郡小金田村長 後藤 小平治
 各務用水普通水利組合創立委員ヲ命ス
 明治三十一年六月十七日

岐阜県知事 安楽 兼道

〔総代人の選挙方法〕 茲において創立委員は前後十回会合して協議の末、「各務用水普通水利組合創立に係る総代人選挙法を決定、同三十一年十月廿一日付之が認可を申請し、知事は同月二十四日付認可した、すなわち次のとおり。

各務用水普通水利組合創立ニ係ル総代人選挙方ニ付申請
 各務用水普通水利組合関係人百名以上有レ之候ニ付、総代人選挙法、別紙之通規定致度候条、至急御認可相成度、条例第拾壹条ニ拠リ、此段及二申請一候也。
 明治三十一年十月廿一日

各務用水普通水利組合創立委員
 武儀郡小金田村長 後藤 小平治 同
 稲葉郡芥見村長 藤田 頼治郎 同

同 稲葉郡岩村長 矢島 力 丞 同
 同 稲葉郡蘇原村助役 堀部 静 一 同
 同 稲葉郡那加村長 赤座 秀 郷 同
 同 稲葉郡北長森村長 中島 淳 同
 岐阜県知事 安楽 兼道 殿

各務用水普通水利組合創立ニ係ル組合員総代人選挙法

第一条 本組合ハ、組合員百名以上ナルヲ以テ、条例第拾壹条ニ依リ、総代人ヲ選挙スルモノトス。
 第二条 総代人ハ、武拾七名トシ、其選挙区及各選挙ニ於テ選挙スヘキ人員、左ノ如シ。

第一区 武儀郡小金田村大字上白金 式人
 第二区 同 郡同村大字下白金 式人
 第三区 稲葉郡芥見村大字芥見 五人
 第四区 同 郡岩村大字岩田 式人
 第五区 同 郡同村大字岩滝 式人
 第六区 同 郡蘇原村大字大島 式人
 第七区 同 郡同村大字三柿野 式人
 第八区 同 郡那加村大字前洞 式人
 第九区 同 郡同村大字西市場 式人
 第十区 同 郡同村大字山後 式人

第拾壹区 稲葉郡那加村大字岩地

老人

第拾貳区 同 郡北杉森村大字水海道

老人

第三条 組合員中、各自居住地ニ於テ公民権ヲ有スルモノハ、被選挙人タルコトヲ得。

但町村制第拾五條第貳項ヲ適用ス。

第四条 総代人ハ名譽職トス。

第五条 総代人中欠員アルトキハ、第七條乃至第九條ニ依リ、補欠選挙ヲ行フモノトス。

第六条 創立委員ハ、其選挙ノ期日ヨリ七日以前ニ、選挙人名簿ヲ製シ、五日間関係村役場ニ於テ、之ヲ関係者ノ縦覧ニ供スヘシ、若シ関係者ニ於テ、脱漏又ハ誤載アルコトヲ発見シタルトキハ、其期限内ニ之ヲ創立委員ニ申出ツヘシ。

創立委員前項ノ申立ヲ受ケタルトキハ、之ヲ審査シ、名簿ヲ修正スヘキトキハ、選挙前二日ヲ限リテ之ニ修正ヲ加ヘ確定名簿トナシ、之ニ登録セラレサルモノハ、何人タリトモ選挙ニ關スル事ヲ得ス。

本條ニ依リ確定シタル名簿ハ、選挙ノ無効トナリタル場合ニ於テ、更ニ選挙ヲ為ストキモ亦、之ヲ適用ス。

第七條 選挙ヲ行フトキハ、創立委員ハ、選挙スヘキ総代人ノ數及選挙ノ場所日時ヲ定メ、選挙前七日ヲ限リテ、之ヲ公告スヘシ。

選挙ハ、各区所屬ノ村役場ニ於テ、之ヲ行フモノトス。

第八條 選挙掛ハ名譽職トシ、其区組合員中其名ヲ創立委員ニ於テ之ヲ選任シ、創立委員ハ、其掛長トナリ、選挙會ヲ開閉シ、其会場ノ取締ニ任ス。

第九條 選挙ノ手續ハ、町村制第貳拾壹條乃至第貳拾四條及第貳拾六條第貳拾七條ノ規定ニ依ル。

第十條 選挙ヲ終リタル後、選挙掛長ハ、直チニ当選者ニ、其当選ノ旨ヲ告知スヘシ、其当選ヲ辭セムトスルモノハ、三日以内ニ之ヲ創立委員ニ申出ツヘシ。

前項第二ノ場合ニ有ツテハ、有効投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ、順次其当選人ヲ定ム。

第拾壹條 総代人ハ、組合規約確定スルト同時ニ、其任務ヲ終ルモノトス。

第拾貳條 総代人ハ、組合規約確定スルト同時ニ、其任務ヲ終ルモノトス。

岐阜県指令内一第五七五〇号

各務用水普通水利組合創立委員

明治三十一年十月廿一日申請各務用水普通水利組合員総代選挙規定ノ件

右水利組合条例第十一条ニ依リ之ヲ認可ス

明治三十一年十月二十四日

岐阜県知事

第四節 総代人と其の任務

〔総代人廿七名選挙〕 関係各村では、知事より認可された総代人選挙法に拠り、創立委員の広告を持ち、当該役場において選挙を執行、十二選挙区において、次のとおり二十七名の総代人が当選した。しかし資料見当らず選挙期日は詳らかでない。

第一区 武儀郡小金田村大字上白金後藤徳兵衛、後藤幸治郎

第二区 同郡同村大字下白金山口与三太郎、山田政市

第三区 稲葉郡芥見村大字芥見、後藤甚吾、後藤多兵衛、小川良右衛門、桜井由治郎、篠田長七郎

第四区 同郡岩村大字岩田、田上兼松、丹羽周助

第五区 同郡同村大字岩滝、大野甚十郎、大野半左エ門

第六区 同郡森原村大字大身、横山忠三郎、林竹松、横山四藏

第七区 同郡同村大字三柿野、丹羽文蔵

第八区 同郡那加村大字前洞、北川九三郎、北川栄、牧田国治郎

第九区 同郡同村大市西市場坂井清兵衛、杉山利三郎
 第十区 同郡同村大字山後、遠藤太平
 第十一区 同郡同村大字岩地、浅野芳太郎
 第十二区 同郡北長森村大字水海道、平光庄吉、平光武左エ門、小坂井善之丞
 (総代会会で規約議決) 次いで三十一年十一月十九日の総代会において、普通水利組合規約を次のとおり議決した。

普通水利組合規約

第壹章 総則

第一条 本組合ハ、各務用水普通水利組合ト称ス。

第二条 本組合ハ、用水灌漑事業ノ為メ設クルモノトス。

第三条 本組合ノ区域ハ、左ノ如シ。

- 武徳郡小金田村大字上白金
- 同 郡同 村大字下白金
- 稲葉郡芥見村大字芥見
- 同 郡岩村大字岩田
- 同 郡同村大字岩滝
- 同 郡蘇原村大字大島
- 同 郡同 村大字宮代
- 同 郡同 村大字三柿野
- 同 郡那加村大字前同

同 郡同 村大字西市場
 同 郡同 村大字山後
 同 郡同 村大字岩地
 同 郡北長森村大字水海道
 以上用水掛土地

但用水路完全ニ至ル迄、当分ノ内、別紙創業反別ヲ以テ、灌漑反別トス。

第貳章 組合

第四条 本組合合議員ハ、武拾八人トシ、其選挙区及各選挙区ニ於テ選挙スヘキ人員、左ノ如シ。

但議員配当方法ハ、創業費受済金四百円未満ハ議員一人トシ、四百円以上千円未満ハ二人トシ、千円以上八千円ヲ増ス毎ニ、一人ヲ増スモノトス、千円以上ノ端数ハ、四捨五入ノ法ヲ以テ、議員数ヲ増減スルモノトス。

- 第一区 武徳郡小金田村大字上白金 式人
- 第二区 同 郡同 村大字下白金 式人
- 第三区 稲葉郡芥見村大字芥見 六人
- 第四区 同 郡岩村大字岩田 式人
- 第五区 同 郡同村大字岩滝 式人
- 第六区 同 郡蘇原村大字大島 参人
- 第七区 同 郡同 村大字宮代 参人
- 第八区 同 郡同 村大字三柿野 参人
- 第九区 同 郡那加村大字前洞 参人
- 第十区 同 郡同 村大字西市場 参人
- 第十一区 同 郡同 村大字山後 参人
- 第十二区 同 郡同 村大字岩地 参人

第十三区 福葉郡北長森村大字水海道

参人

第五條 議員タルコトヲ得ヘキ者ハ、組合員中満式拾五才以上ノ男子ニ限ル。
左ニ掲クル者ハ、議員タルコトヲ得ス。

一 瘋癲白痴ノ者

一 家資分散、若クハ破産ノ宣告ヲ受ケ未ダ復権セサル者。

一 公権剥奪、若クハ停止中ノ者。

一 公権剥奪、若クハ停止ヲ附加スヘキ、重罪輕罪ノ為メ公判ニ附セラレ、其裁判未ダ確定セサル者。

一 區稅界稅市町村稅組合費納納処分中者

一 所屬區ノ官吏、若クハ吏員。

一 檢事及警察官

一 本組合ノ有給吏員

一 神職僧侶其他諸宗ノ教師

一 公立学校職員

一 陸海軍現役ニアル者

一 現役以外ノ兵役ニ在ル者ニシテ、職時若クハ事変ニ際シ、召集セラレタル者。

第六條 組合員ハ、其所有地所屬ノ選挙区ニ於テ、選挙権ヲ有ス。

一人ニシテ、數選挙区ニ土地ヲ有スル者ハ、選挙人名簿總覽期限内ニ、選挙ヲ行ハントスル選挙区ヲ指定シ、管理者ヘ申出ヘシ。

但本文ノ届出ヲナサル者ハ、選挙ヲナスコトヲ得ス。

第七條 議員ハ名譽職トス、其任期ハ四年トシ、毎二年其半数ヲ改選ス、若其員數二分シ難キ時ハ、初会ニ於テ解任スヘキ者ハ、管理者組合会ニ於テ、自ラ抽籤シテ之ヲ定ム。但解任ノ議員ハ、再選セラルルコトヲ得。

第八條 議員ハ、定員三ノ一以上ノ定員アルトキハ、在任中其任期ノ満ニ至リ、同時に補欠選挙ヲ行フヘシ。

定員三分ノ一以上ノ定員アルトキ、又ハ組合会若ハ管理者ニ於テ、臨時補欠ヲ必要ト認ムルトキハ、定期前ト雖モ、其ノ補欠選挙ヲ行フコトヲ得。

補欠議員ハ、其ノ前任者ノ残任期間、在職スルモノトス。

第九條 管理者ハ、選挙ヲ行フ毎ニ、其ノ選挙ノ期日ヨリ遅クモ二十日以前ニ於テ、選挙人名簿ヲ製シ、七日間管理役所ニ於テ、之ヲ関係者ノ縦覧ニ供スヘシ、若シ関係者ニ於テ、脱漏又ハ誤載アルコトヲ発見シタルトキハ、其期限内ニ、之ヲ管理者ニ申出ルヘシ。

管理者、前項ノ申立ヲ受ケタルトキハ、之ヲ審査シ、名簿ヲ修正スヘキトキハ、選挙前十日ヲ限リテ、之ニ修正ヲ加ヘ確定名簿トナシ、之ニ登録セラレサルモノハ、何人タリトモ、選挙ニ関スルコトヲ得ス。

本条ニヨリ、確定シタル名簿ハ、当選ヲ辞シ、若クハ選挙無効トナリタル場合ニ於テ、更ニ選挙ヲ為ストキモ亦、之ヲ適用ス。

第十條 選挙を執行スルトキハ、管理者ハ、選挙スヘキ議員ノ數及選挙ノ場所日時ヲ定メ、選挙前七日ヲ限リテ、区域所屬ノ町村役場揭示場（一村一ヶ所）ニ、公告スヘシ。

第十一條 議員ノ選挙ハ、第四條第二項、各区所屬ノ村役場ニ於テ、之ヲ行フモノトス。但管理者ノ都合ニヨリ、他所ニ於テ行フ事ヲ得。

第十二條 選挙掛ハ、名譽職トシ、管理者ニ於テ臨時ニ選挙人中ヨリ、二名若クハ四名ヲ選任シ、管理者ハ、其ノ掛長トナリ、選挙会ヲ開閉シ、其ノ会場ノ取締ニ任ス。

但各所ニ於テ、同時ニ選挙ヲ行フ時ハ、管理者ハ、選挙掛長ヲ任命スル事ヲ得。

第十三條 選挙会開会中ハ、選挙人又ハ選挙ノ事務ニ関スル者ノ外、何人タリトモ、選挙会場ニ入ル事ヲ得ス。

選挙人ハ、選挙会場ニ於テ、協議又ハ勸誘ヲ為ス事ヲ得ス。

第十四條 選挙ハ、匿名投票ヲ以テ之ヲ行フ、投票ニハ被選挙人ノ氏名ヲ記シ、封滅ノ上、選挙人自ラ、掛長ニ差出スヘシ。

選挙人投票ヲ差出ストキハ、自己ノ氏名及住所ヲ申立、掛長ハ、選挙人名簿ニ照シ、封滅ノ能投票函ニ投入セシムヘシ。但シ投票函ハ、投票ヲ終ル迄、之ヲ開クコトヲ得ス。

第十五条 投票ニ、記載ノ人員、其選挙スヘキ定数ニ過キ、又ハ不足アルモ其投票ハ無効トセス、其ノ定数ニ過クルモノハ、末尾ニ記載シタル人名ヲ順次棄却スヘシ。

左ノ投票ハ、無効トス。

一人名ヲ記載セス、又ハ記載セル人名ノ読ミ難キ者。

二被選挙人ノ、何人タルヲ確認シ難キ者。

三被選挙権ナキ人名ヲ、記載スル者。

四被選挙人氏名ノ外、他事ヲ記入スル者。

但爵位職身分住所又ハ敬称ハ、此限ニ在ラス。

投票ノ受理並効力ニ関スル事項ハ、選挙掛之ヲ議決ス、可否同数ナルトキハ、掛長之ヲ決ス。

第十六条 選挙ハ選挙人自ラ之ヲ行フヘシ。女子又ハ丁年未滿ノ者、又ハ会社其他法人ニ保ルトキハ、他人ヲ以テ投票ヲ行フヘシ、其ノ代人ハ内國人ニシテ、公権ヲ有スル丁年以上ノ者ニ限ル。但シ一人ニシテ、数人ノ代理ヲ為ス事ヲ得ス。

代人ハ、委任状ヲ選挙掛ニ示シテ、代人ノ証トスヘシ。

第十七条 議員ノ選挙ハ有効投票ノ多数ヲ得ル者ヲ以テ当选トス、投票ノ数相同シキモノハ、年長者ヲ取り、同年ナルトキハ、掛長自ラ抽籤シテ其ノ当选ヲ定ム。

同時ニ、補欠員數名ヲ選挙スルトキハ、投票數ノ最も多キ者ヲ以テ、残任期ノ最も長キ前任者ノ補欠トナシ、投票數相同シキトハ、抽籤ヲ以テ其順序ヲ定ム。

第十八条 選挙掛ハ、選挙録ヲ製シテ選挙ノ願末ヲ記録シ、選挙ヲ終リタル後之ヲ朗読シ、選挙人名簿其他關係書類ヲ合算シテ、選挙掛長及選挙掛、之ニ署名捺印スヘシ。

第十九条 選挙ヲ終リタル後、選挙掛長ハ、直ニ当选者ノ住所氏名ヲ、管理者ヘ報告スヘシ、管理者ハ、実質、the votersニ告知スルモノトス、其当选ヲ許セントスルモノハ、五日以内ニ之ヲ管理者ニ申立ツヘシ。

一人ニシテ、数選挙区ノ選挙ニ当リタルトキハ、五日以内ニ、何レノ選挙ニ応スヘキヤヲ、管理者ニ申立ツヘシ、其期限内ニ之ヲ申立テサルモノハ、總テ其ノ当选ヲ辞スルモノトス。

第二十条 当选者中、其資格ナキ者ヲ発見シタルトキハ、其当选ハ無効トス。

議員就職後、第五条第二項ノ事項ニ当ルトキハ、其職ヲ失フモノトス。

第二十一条 議員ハ、選挙人ノ指示、若クハ委嘱ヲ受クヘカラス。

第二十二条 組合会ハ、通常会ト臨時会トノ二種ニ分チ、通常会ハ、毎年一回一月ヨリ三月迄ノ間ニ於テ、之ヲ開キ、臨時会ハ、臨時必要アル毎ニ、開クモノトス。

第二十三条 組合会ノ会議ハ公開ス。但シ議長ノ意見ヲ以テ、傍聴ヲ禁スルコトヲ得。

第二十四条 議長ハ、会議及選挙ノ事ヲ総理シ、開会閉会並ニ延会ヲ命ジ、議場ノ秩序ヲ保持ス。若シ傍聴者ノ公然贊成又ハ攪乱ヲ表シ、又ハ喧擾ヲ起ス者アルトキハ、議長ハ之ヲ議場外ニ退出セシムルコトヲ得。

第二十五条 議員ハ、自己及其父母兄弟、若クハ妻子ノ一身上ニ関スル事件ニ付テハ、組合会ノ議決ニ加ハルコトヲ得ス。

第二十六条 管理者及其ノ委員ヲ受ケタル者ハ、組合会ノ議事ニ参与スルコトヲ得。但シ議決ノ数ニ加ハルコトヲ得ス。前項ノ列席者ニ於テ、発言ヲ求ムルトキハ、議長ハ何時ニテモ、之ヲ許スヘシ。

第二十七条 組合会ハ、書記ヲシテ、議事録ヲ製セシメ、其議決及選挙ノ願末、出席議員ノ氏名ヲ記録シ、議長及議員二名以上、之ニ署名捺印スヘシ。

第二十八条 組合会ハ、会議規則ヲ設ケ、其規則ニ違背シタル議員ニ科スヘキ過怠金ハ、貳円以下トス。

第二十九条 非常事變ニ際シ、臨時会ヲ召集スル暇ナキトキハ、管理者ハ、組合会ノ権限ニ屬スル事件ヲ、専決処分スルコトヲ得、此場合ニ於テハ、次回ノ會議ニ報告スヘシ。

第三章

委員及樋管監守附屬備員

第三十条 本組合ニ委員五人ヲ置ク、其選出区域及人員左ノ如シ。

一 武儀郡小金田村大字上白金地内

一人

一同 郡同 村大字下白金地内

一人

一 稲葉郡芥見村大字芥見及岩村大字岩田地内

一人

一同 郡岩村大字岩滝及蘇原村大字大島

同官代同三柿野地内

一人

一同 郡那加村大字前洞同西市場同山後同岩地及同郡北長森村大字水海道地内

一人

第三十一条 本組合ニ樋管監守七人ヲ置ク、其受持樋管及人員左ノ如シ。

一 武儀郡小金田村大字小屋名地内郡上川通宅番樋及同大字上白金地内式番樋

一人

一 稲葉郡芥見村大字芥見地内津保川掛樋及同村八番地連樋

一人

一同 郡同村地内字戸泉惡水樋式樋

一人

一同 郡那加村大字前洞地内字東野掛樋

一人

一同 郡同村大字西市場地内境川樋管及字北浦用水樋管

一人

一同 郡同村同字土山掛樋

一人

一同 郡蘇原村大字伊飛島掛樋

一人

第三十二条 委員ハ組合会ニ於テ、議員被選舉權ヲ有スル者ノ中、第三十条ニ列記ノ各区域内ヨリ、一人ツツヲ選舉スルモノトス。

樋管監守ハ、管理者之ヲ任免ス。

第三十三条 委員選舉ハ、匿名投票ヲ以テ、之ヲ為シ、有効投票ノ多数ヲ得タル者ヲ以テ當選トス。投票ノ数相同シキモノハ、年長ヲ取り、同年ナルトキハ、籤引自ラ抽籤シテ其當選ヲ定ム、其他ハ第十三条第十四条第十五条第一項ヲ適用ス。

前項ノ選舉ニハ、組合会ノ議決ヲ以テ、姓名推薦ノ法ヲ用ニル事ヲ得。

第三十四条 委員ハ名譽職トシ、其任期ハ三年トス、任期満限後ト雖トモ、後任者就職ノ目途在職スルモノトス、但選

任ノ委員ハ、再選セラルル事ヲ得。

委員就職後、第五条第二項ノ事項ニ當ル時ハ、当然其職ヲ失フモノトス。

樋管看守ハ有給トシ、其額ハ組合会ノ議決ヲ以テ、之ヲ定ム。

第三十五条 委員中欠員アル時ハ、次期ノ通常会ニ於テ、補欠選舉ヲ行フヘシ、但組合会若クハ管理者ニ於テ、臨時補

欠ヲ必要ト認ムル時ハ、会期前ト雖モ、其補欠選舉ヲ行フ事ヲ得。

補欠委員ハ、其前任者ノ残任期間、在職スルモノトス。

第三十六条 委員ノ選舉ヲ終リタル時ハ、管理者ヨリ當選告知ヲナスヘシ、當選者若シ之ヲ辭セムトスル時ハ、五日以

内ニ之ヲ管理者ニ申出ルヘシ。

第三十七条 委員及樋管監守ハ、管理者ノ指揮監督ヲ受ケ、各事務ヲ分掌ス但其事務分掌規程ハ、別ニ組合会ノ議決ヲ以テ、之ヲ

第三十八条 事務ノ都合ニヨリ、附屬備員ヲ置ク。

但附屬備員ハ、管理者之ヲ專任ス。

第三十九条 附屬備員ハ、管理者及委員ノ指揮ヲ受ケ、諸務ニ従事ス。

第四十条 附屬備員給料ハ、組合会ノ議決ヲ以テ、之ヲ定ム。

第四章 用水路及用水分配

第四十一条 用水路ハ左記ノ如ク本支両流ニ区分シ、修繕又ハ改修等本流ハ組合費ヲ以テ支弁シ、支流ハ、其村ノ負担

ニ属ス。

第四十二条 本流ハ、武儀郡小金田村大字小屋名字松原ニ起リ、稲葉郡芥見村字嵯峨ニ分流シ、東ハ那加村大字前洞開

墾地、西ハ同郡北長森村大字水海道ニ至ルヲ本流トシ、其本流ヨリ、各灌漑村ニ引用スル支流ハ、該村境迄ヲ本流ヘ

組込モノトス。

但支流内岩村大字岩田字寒山及、那加村西市場字寺田用水路及、字北浦ヨリ境川へ落ス悪水路、同村前洞地内字東野悪水路ノ如キハ、本流ト見做シ、修繕又ハ改修等、組合費ヲ以テ、支弁スルモノトス。
第四十三条 用水ヲ分配スルニ、其水量ハ、創業費各村負担額ヲ率トシ、其村々極口ニ於テ、生水ヲ以テ歩合ヲ定メ、公平ニ配付スルモノトス。

但生水ヲ以テ歩合ヲ定メ轉キトキハ、管理者ニ於テ、適當ノ方法ヲ以テ歩合ヲ定メ配付スルコトヲ得。

第四十四条 前条水量ヲ定ムルハ、明治三十一年七月ヨリ向五ヶ年間、実地経験ノ後、確定スルモノトス。但経験中、水路ノ高低及土木ノ上ケ下ケ、又ハ極管ノ個所替ハ、管理者ニ於テ、該会ノ協賛ヲ經反ニ是ヲ定ムルモノトス。

第四十五条 用水旱魃ニ際シ、分配上不足スル場合ニ於テハ、管理者ハ番水法ヲ設ケ、委員ヲ設ケ、委員ヲ指揮シテ、施行セシムル事ヲ得。

第四十六条 用水期節外常水量ハ、芥見村大掛樋ニテ、水深八寸以下トシ、其水量ヲ超スル時ハ、捨樋ノ方へ放流スルモノトス。但水量ヲ増減セントスル時ハ、管理者ノ指摺ニヨルモノトス。

第四十七条 用水路修繕及改修、又ハ土取場土捨場等、総テ入用ノ土地ハ、用水委員立会ノ上之ヲ定メ、地元村長ノ同意ヲ得テ、之ヲ各所有者へ通知スルモノトス。此場合ニ於テ之ヲ拒ムヲ得ザルモノトス。

第四十八条 用水路測量及敷地土取場土捨場、又ハ敷地外ト雖モ、工事障礙ノ木竹並ニ該地ノ作付ハ、用水委員ヨリ其地主へ通知ノ上取、払フモノトス、尤モ此場合ニ於テハ、所有者立会ノ上、相当價格以内ニテ、損害ノ多少ヲ斟酌シ、手当ヲ支給スルモノトス。

第四十九条 用水路ニ係ル土地買上代金及家屋移転料又ハ土取場土捨場木竹作付等ノ手当金ハ、別ニ之ヲ定ム。

第五十条 向來新ニ灌溉ヲ望ム者ハ、字番及反別ヲ詳記シ、之ニ檢閱面ヲ添付シ、管理者へ請求スヘシ、管理者ハ之ヲ調査シ、組合会ノ議決ニヨリ認可スルトキハ、創業費トシテ一反歩ニ付、金五円以上拾円以下ヲ出金セシメ、是ヲ領取シタル上、極管ヲ新設又ハ増加ヲナスモノトス。

第五十二条 本組合ノ費用ハ、基本財産ニ非キハ、地ノ財産ヨリ生スル収入、其他本組合ニ属スル収入ヲ以テ之ニ充テ、不足スル時ハ、其ノ区域内ノ土地ニ、地価割若クハ反別割ヲ以テ賦課スルモノトス。
第五十三条 組合費ノ賦課ヲ受クル反別ハ、当分ノ内別紙創業反別ニ、賦課スルモ妨ナシ。
第五十四条 組合費ノ賦課額ハ、創業費受金額ヲ標準トシテ分賦スルモノトス、其創業費受金額ハ、左ノ如シ。
但一村受金額ハ、習慣ニヨリ、其村限り等差ヲ設ケル事ヲ得ト雖モ、受金高ヲ減スル事ヲ得ス。

- 金八百円
- 小金田村大字上白金
- 同 村大字下白金
- 金參千七百八拾七円參拾錢參厘
- 芥見村大字芥見
- 金七百參拾八円六拾參錢
- 岩村大字岩田
- 金八百七拾參円五拾毫錢
- 同村同 岩滝
- 金千七百七拾五円拾三錢貳厘
- 蘇原村大字大島
- 金貳百九拾六円五拾貳錢貳厘
- 同村大字宮代
- 金百貳拾貳円參錢四厘
- 同村同三柿野
- 金貳千拾円參拾四錢八厘
- 那加村大字前洞
- 金四百八拾八円拾參錢八厘
- 同村同西市場
- 金百六拾四円八拾五錢參厘
- 同村同 山後
- 金百毫円六拾九錢五厘
- 同村同 岩地
- 金千七百參拾七円八拾參錢五厘
- 北長森村大字水海道
- 合計金壹万參千六百円

第五十五条 夫役現品ハ、組合費賦課額ヲ標準トナシ、之ヲ賦課スルモノトス。
夫役ヲ課セラレタルモノハ、其便宜ニ從ヒ本人自ラ之ニ当リ、又ハ適當ノ代人ヲ出シ、若クハ急迫ノ場合ヲ除クノ外、金円ヲ以テ之ニ代フル事ヲ得、現品ヲ課セラレタル者亦、急迫ノ場合ヲ除クノ外、金円ヲ以テ之ニ代フル事ヲ得。

第五十六條 組合費ヲ以テ支弁スヘキ事業ニ関シ、寄付スル金穀物件ハ、組合会ノ議決ヲ經テ、寄付者指定ノ用途ニ充ツルモノトス、其指定ナキモノハ、基本財産ニ加入スルモノトス。

第五十七條 組合費及夫役現品ノ賦課ヲ受ケ、之ヲ定期内ニ完納セサル時ハ管理者ニ於テ督促手数料金參銭ヲ、滞納金ト同時ニ徴収ス。

但督促手数料、滞納金額ヨリ多キ時ハ、滞納金ト同額ヲ徴収ス。
前項ノ督促ヲ受ケ、五日以内ニ、之ヲ完納セス、又ハ督促手数料ヲ、定期内ニ納メサル時ハ、国税徴収法ニ依リ、之ヲ徴収ス。

第五十八條 組合費予算額ノ剰余ハ、毎年積金トシテ、本組合ノ基本財産トス。

前項ノ剰余金ハ、組合会ノ議決ヲ以テ、翌年度繰越金ニ編入スル事ヲ得。

第五十九條 其本財産ヲ支消スルハ、地租宅地ニ付、平均五拾銭以上、又ハ反別宅反歩ニ付、平均五拾銭以上ヲ賦課スヘキ場合ニ限ル。

第六十條 工事及物品調達ノ受負、若クハ財産ノ売却、貸与ハ、競争入札ニ附スルモノトス。但臨時急施ヲ要スル場合及、金額參拾円以下又ハ、組合会ニ於テ、随意契約ヲ許シタルモノハ、此限ニアラス。

第六十一條 議員及備員ノ旅費ハ、支給規則ニ依リ、之ヲ支給ス。
前項ノ支給規則ハ、別ニ之ヲ定ム。

第六十二條 議員ニハ、其職務取扱ノ為メニ要スル、実費ヲ弁償ス。

委員ニハ、実費弁償ノ外、相当ノ報酬ヲ給ス。

本条ノ実費弁償額並報酬額ハ別ニ之ヲ定ム。

第六十三條 本組合ノ會計年度ハ、政府ノ會計年度ニ依ル。

第六章 附則

第六十四條 此規約ニ依リ、初テ議員ヲ選挙スル場合ニ於テ、名簿調製期日ヲ定メ、又ハ名簿縦覧日數ヲ伸縮シ、及初年度ノ会費日ヲ定ムルコトヲ管理者ニ於テ、適宜処分スルモノトス。

一 旧厚見郡日置江村外三ヶ村組合長兼木柴一、外郎保実松九郎所村長トノ約定書。

一 武儀郡小金田村大字小魚名地内水路交換ニヨリ、小金田村長ト為取替アル契約書。

一 明治二十一年一月十二日付、旧武儀郡上白金村及下白金村代理ト、締結セシ用水調整規約ノ中、第二条及第五条第十條ノ三ヶ条ハ、追テ該村ト修繕ノ末、組合会ニ於テ処分スルモノトス。

〔組合設置と管理者〕 総代人会において、議決した、前記組合規約を添へ、稲葉武儀両郡長より組合設置を申請し、県知事は翌三十二年一月十一日付組合を設置し、その管理者を次のとおり、告示した。

岐阜県告示第三号

各務用水普通水利組合ヲ設置ス、其ノ管理者左ノ如シ。

明治三十二年一月十一日

岐阜県知事 安 桑 兼 道

稲葉郡長 浜 口 真 澄

第五節 普通水利組合成立

〔第一回組合会開会〕 各務用水普通水利組合を設置と同時に、同組合管理者となつた稲葉郡長浜口真澄は、組合規約の定めるところに拠り、十三選挙区より定員二十八名の組合会議員の当選確定を待つて、三十二年二月二十四日稲葉郡役所に、第一回各務用水普通水利組合を開き、午前九時遅延なく出頭するよう議員を招集した。

〔可決した諸議案〕 この組合会に附議した諸案件は、議事規則、傍聴人取締規則、徴収規程、職務分掌規程、三十一年度才入出予算及び、旧組合より引継に關する諸件であつたが、可決した諸規程は、次のとおり。

各務用水普通水利組合会議事細則

第一章 總則

第一条 組合会ハ、議員半数以上出席スルニ非サレハ、会議ヲ開キ議決スルコトヲ得ス。

第二条 議員ノ席次ハ、抽籤ヲ以テ、之ヲ定ム。

第三条 議案ハ、議長ヨリ頒布ス。

第四条 組合会ノ議決ハ、過半数ニ依ル、可否同数ナルトキハ、議長ノ決スル処ニヨル。

第五条 議事ニ起リタル議題外ノ縁テノ事件ハ議長之ヲ決シ、アルイハ會議ノ決ヲ探ルコトアルヘシ。

第二章 開会閉会延会

第六条 議事ハ、通常午前第九時ニ始マリ、午後第四時ニ終ル、時宜ニヨリ、議長之ヲ伸縮スルコトアルヘシ。

議事ノ終始ハ、撃折ヲ以テ、之ヲ報ス。

第七条 報告スヘキ事件アルトキハ、議長ハ、議事ニ先テ、之ヲ報告ス。

第八条 議長、議事ヲ開クコトヲ宣告セサル間ハ、発言スルコトヲ得ス。

第九条 出席議員定足数ニ充タサルトキハ、議長ハ、相当ノ時間ヲ経テ、再ヒ出席議員ノ數ヲ調査シ、尚ホ、定足數ヲ欠キタルトキハ、延会ヲ宣告ス。

第三章 議事日程

第十条 議長ハ、当日議事ノ終ニ於テ、次日ノ議事日程ヲ、議會ニ報告スルモノトス。

第十一条 緊急事件ニ付、動議ヲ提出スルモノアルトキ、又ハ議長自ラ緊急事件ト認ムルトキ、又ハ部長及委任ヲ受ケタル部吏員ノ請求アルトキハ、討論ヲ用ヒスシテ、議事日程ヲ変更スルコトアルヘシ。

第十二条 議事日程ニ定メタル事件ニシテ、当日會議ヲ開クコト能ハサルトキ、又ハ一事件ノ議事終局ニ至ラサルトキハ、議長ハ、更ニ其日程ヲ定メ、再會ニ報告スルモノトス。

第四章 議案

第十三条 議案ハ、第一読会第二読会第三読会ノ三會ニ區別ス、但シ議長ノ提議ヲ受ケタルモノ又ハ、議長ノ提議ハ、二

第十四条 第一読会ハ、議案全体ヲ朗読シテ之ヲ議決ス。但シ議長ハ、便宜議案ノ朗読ヲ省略セシムルコトヲ得、第二及

第三読会ニ於テモ亦同シ。

第十五条 議案ノ質問ハ、第一読会ニ於テ之ヲ為スモノトス。

第十六条 議長ハ、質問扨タリト認ムルトキハ、議案ノ大体ニ就キ発言セシメ、第二読会ヲ開クヤ否ヲ決スヘシ、第二

読会ヲ開ク可カラスト決シタルトキハ、其議案ハ廃棄シタルモノトス。

第十七条 第二読会ニ於テハ、議案ヲ逐条朗読シテ、之ヲ議決ス。

第十八条 修正ノ動議ハ、第二読会ニ於テ提出スヘシ。

第十九条 修正ノ動議ハ、賛成者アルニ在ラサレハ、議題ト為スコトヲ得ス。

第二十条 議長ハ、逐条審議ノ順序ヲ変更シ、又ハ數条數節ヲ連ネ、又ハ一條一節ヲ分割シテ、審議セシムルコトヲ得。但シ議員ノ異議アルトキハ、其賛成者アルヲ待チ、討論ヲ用ヒシテ議會ニ諮ヒ、之ヲ決スヘシ。

第二十一条 第三読会ハ、議員ノ請求又ハ議長ノ意見ニ依リ、之ヲ省略スルコトヲ得。

第二十二条 第三読会ニ於テハ、第二読会ノ決議ヲ以テ、議案トス。

第二十三条 第三読会ニ於テハ、議案全体ノ可否ヲ、議決スヘシ。

第二十四条 第三読会ニ於テ、修正ノ動議ハ、提出者ノ外、五名以上ノ賛成アルニアラサレハ議題ト為スコトヲ得ス。但シ議按中、互ニ抵觸スル事項ヲ発見シタル時ハ、此限ニアラス。

第五章 発言

第二十五条 発言セントスル者ハ、起立シテ議長ト呼ビ、自己ノ番号ヲ稱ヘ、議長ノ許可ヲ待チ、発言スヘシ。

第二十六条 発言ハ、議題外ニ涉ルコトヲ得ス。

第二十七条 議員ハ、第三読会ニ於テ、同一議題ニ就キ、発言二回ニ及フコトヲ得ス。但質問応答注意ノ喚起ハ、此限ニアラス。

第二十八条 議長ハ、発言終局ヲ宣告ス。

第二十九条 議長ハ会議中、時宜ニ依リ、議員ノ発言ヲ止メ、アルイハ議事ヲ中止スルコトヲ得。
第三十条 発言未タ尽スト雖モ、議員ハ、発言終局ノ動議ヲ提出スルコトヲ得、此場合ニ於テハ、議長ハ会議ニ諮ヒ、討論ヲ用ヒスシテ之ヲ決スヘシ。

第六章 修正

第三十一条 議按修正ノ動議ハ、其按ヲ具ヘ、議長ヘ提出シ、又ハ口頭ヲ以テ、陳述スルコトヲ得。
第三十二条 修正動議ハ、議按ニ先チ、決ヲ採ルヘシ、其表決ノ順序ハ、第一動議ヨリ、順次採決スルモノトス。
第三十三条 同一ノ動議ニ付、數個ノ修正按提出セラレタル場合ニ於テ、議長ハ、表決ノ順序ヲ定ム、若シ議員ノ異議アルトキハ、其贊成者アルヲ待チテ、討論ヲ用ヒスシテ、議會ニ諮ヒ之ヲ決スヘシ。
第三十四条 修正ノ動議、少數ニシテ消滅シタルトキハ議員ハ、他ノ説ニ贊成スルコトヲ得。
第三十五条 議員ハ、其提出シタル動議ヲ、表決前ニ於テ、自ラ取消スコトヲ得。
第三十六条 修正ノ動議、數派ニ分レ、何レモ少數ニシテ決セサルトキハ、臨時委員ニ付托シ議按ヲ提出セシムルコトヲ得。

第三十七条 修正ノ動議、總テ否決セラレタルトキハ、議按ニ付、決ヲ採ルヘシ。

第三十八条 否決シテ、棄案ニ版シタル動議ハ、同会期内、再ヒ之ヲ提出スルコトヲ得ス。

第三十九条 建議ヲ為サントスルトキハ、議席ニ於テ之ヲ演ヘ、又ハ文按ヲ具ヘテ、議長ニ提出スルコトヲ得。但建議ハ、議員五名以上ノ賛成アルニアラサレハ、之ヲ議題トナスコトヲ得ス。否決シタル建議ハ、同会期内ニ於テ、再ヒ之ヲ提出スルコトヲ得ス。

第七章 表決

第四十条 議場ニ現在スル議員ハ、表決ノ數ニ加ハラサルコトヲ得ス。

第四十一条 議長表決ヲ採ラントスルトキハ、表決ニ付スヘキ問題ヲ、議場ニ宣告スヘシ。

第四十二条 表決ヲ採ルハ、問題ヲ可トスルモノヲ起立セシメ、書記ヲシテ其人員ヲ調査セシメ、可否ノ結果ハ、議長ニ報告ス、議長ハ時宜ニヨリ、起立ヲ用ヒス姓名、又ハ姓名投票ヲ以テ、可否ヲ決スル事ヲ得、投票ノ結果ハ、議長ニ報告ス。

第八章 委員会及委員

第四十三条 委員ハ、全委員臨時委員ノ二種トス。

第四十四条 全委員会ハ、議員全員ヲ以テ、之ヲ組織ス、全委員会ノ會長ハ、議員中ヨリ互選ス。

第四十五条 臨時委員ハ、議案修正按ヲ審査シ、又ハ議長ノ意見、アルイハ議員三名以上ノ請求ニ依リ、必要ナリト決シタルトキハ、之ヲ設ク。

第四十六条 臨時委員ハ、議員中ヨリ互選シ、若ハ議長之ヲ指名ス。但奇數ヲ以テ、其數ヲ定ム。

第四十七条 全委員会ハ、議按若クハ報告ニ就キ、巨細ノ質問ヲ要シ、又ハ内議ヲ要スルトキ、之ヲ開クモノトス。

第四十八条 臨時委員会ハ、議會ノ付托シタル事件ノ外ニ渉ルコトヲ得ス。

第四十九条 修正案ヲ、臨時委員会ニ付シタルトキハ、其提出者ハ、委員会ニ列シ、其趣旨ヲ説明スルコトヲ得。

第五十条 委員会ノ決議ハ、委員長又ハ委員ヨリ、議會ニ報告ス。

第五十一条 議會ニ於テ、議案ヲ委員ニ付托シタルトキハ、部長若クハ其委任ヲ受ケタル郡吏員ハ、何時タリトモ委員會ニ出席シ、意見ヲ演クルコトヲ得。

第五十二条 委員会ハ、總テ傍聴ヲ禁ス。

第九章 議事録

第五十三条 議事録ニハ、左ノ事項ヲ記載ス。

一 開會閉會ニ關スル事件並年月日時

二 開議閉會及中止月日時

三 出席議長及議員ノ氏名

四 出席シタル郡長及郡吏員ノ氏名

五 議會ニ付シタル議按ノ題目

六 動議建議及提出者ノ氏名

七 議長及委員ノ報告

八 表決ノ事件及其可否

九 議場妨害者ノ処分ニ関スル事項

十 其他必要ト認メタル事項

第五十四條 議事録ニハ、議長及議員二名以上、並ニ筆記シタル書記、之ニ署名捺印ス。
前項ノ議員ハ、予メ議長ニ於テ、指名スルモノトス。

第十章 議場秩序

第五十五條 議場ニ入ルモノハ、混雑其他武器兇器等ヲ携帯スル事ヲ得ス。

第五十六條 議事中ハ、吸煙又ハ私語スルヲ得ス。

第五十七條 議事中ハ、議長ノ許可ヲ得ルニアラサレハ、議員其席ヲ退クコトヲ得ス。

第五十八條 議員欠席セントスルハ、其事由ヲ議長ニ届出ツヘシ。

第五十九條 秩序ノ問題ハ、議長之ヲ決ス。但會議ニ諮ヒ、之ヲ決スルコトヲ得。

第十一條 罰則

第六十條 會議中、此細則ニ違ヒ、其他議場ノ秩序ヲ紊ル議員アルトキハ、議長ハ之ヲ警戒シ、又ハ制止シ、又ハ発言ヲ取消サシム、尚ホ、其命ニ従ハサルモノハ、議長ハ当日會議ノ終ルマテ、其議員ノ発言ヲ禁シ、若クハ議場外ニ退去ヲ命スルコトヲ得。

第六十一條 議員議場ノ秩序ヲ紊ルコト二回以上ニ及フ者アルトキハ、議員ノ請求若クハ、議長ノ意見ニヨリ、討論ヲ用意スシテ、議員ノ決ヲ採リ、之ヲ懲罰委員ニ附スルモノトス。

第六十二條 懲罰事犯ノ審事ハ、傍聴ヲ禁スルモノトス。

第六十三條 懲罰委員ハ、其事犯ヲ研査シ、過意金額ヲ定メ、之ヲ議長ニ提出スルモノトス。

第六十四條 懲罰委員、懲罰事犯ヲ議決シタルトキハ、議長ハ公會ニ於テ、其事犯並ニ過意金額ヲ宣告ス。
過意金額ヲ多クシテ罰金ハ、同等ノ事由アルモ、其過意金額ノ前付ヲ減ムコトヲ得ス。

各務用水普通水利組合傍聴人取締規則

第一條 傍聴人ハ、傍聴席ノ都合ニヨリ、人員ヲ限ルコトアルヘシ。

第二條 傍聴ヲ求ムル者ハ、自己ノ住所姓名ヲ記シタル名刺ヲ受付係ニ差出シ、議長ノ許可ヲ得テ、傍聴席ニ着クヘシ。

第三條 傍聴席ニ在ル者ハ、左ノ事項ヲ遵守スヘシ。

一 帽子又ハ外套襟卷ノ類ヲ着スヘカラス。

二 傘杖ノ類ヲ携帯スヘカラス。

三 飲食又ハ吸煙スルヲ禁ス。

四 議員ノ言論ニ対シ可否ヲ表シ、又ハ私語スルヲ許サス。

五 喧嘩ニ涉リ、議事ヲ妨害スヘカラス。

第四條 武器凶器ヲ携帯シタルモノハ、入場ヲ許サス。

第五條 異様ノ服装ヲ為シタル者及、醜陋シタル者ト認ムルモノハ、入場ヲ許サス。

第六條 何等ノ事由アルモ、傍聴人ハ、議場ニ入ルヲ許サス。

第七條 左ノ場合ニ於テハ、傍聴人ハ速力ニ退場スヘシ。

一 部長及其委任ヲ受ケタル郡吏員ヨリ、傍聴禁止ノ要求アリタルトキ。

二 傍聴禁止ノ議決アリタルトキ。

第八條 傍聴席騷擾ナルニヨリ、議長ヨリ傍聴人ノ全部又ハ其一部ニ退場ヲ命シタルトキハ、傍聴人ハ、之ヲ拒ムコトヲ得ス。

各務用水普通水利組合費徵收規程

- 第一条 本組合一切ノ入金徴収ハ、總テ此規程ノ定ムル所ニ據ル。
- 第二条 本組合一切ノ収入金額徴収ハ、水利組合條例第三十條第二項ニヨリ、町村取入役ニ、之ヲ囑託スルモノトス。但隨時ノ収入ニシテ、直接取扱ニ係ルモノハ、管理者ニ於テ、直ニ徴収スルコトアルヘシ。
- 第三条 前條ノ徴収一切ノ費用トシテ、其実収金額ノ百分ノ二ヲ、町村ニ支弁スルモノトス。
- 第四条 前條徴収費用ハ、一會計年度ヲ二期ニ分ケ、上半年度四月ヨリ九月マテ分ハ、十月ニ、下半年度分十月ヨリ翌年三月マテ分ハ、翌年四月ニ於テ、支弁スルモノトス。
- 第五条 管理者ハ、組合各町村取入役ニ對シ發スル、納金通知書（第一号様式）ヲ調製スルモノトス。管理者ニ於テ、納金通知書ヲ發スルトキハ、之ヲ郡出納吏ニ送付シ、郡出納吏ハ歳入簿ニ登記シ、納金通知書ハ、直ニ收入役ニ送付スルモノトス。
- 第六条 各納人ニ對シ發スル徵收令書（第二号様式）及收入台帳（第三号様式）ノ用紙ハ、管理者ニ於テ調製シ、收入役ハ、前項徵收令書及收入台帳ノ用紙ヲ受ケタルトキハ、一人毎ニ徵收金額ヲ調査シ、式ノ如ク記載シ、令書ト台帳ト割印シ、令書ハ納人ヘ交付スルモノトス。納人ニ於テ令書ヲ忘失シ再請ヲ請フモノアルトキハ更ニ令書ヲ調製シ、再ヒ台帳ト割印シ、令書ニ再渡ノ文字ヲ朱記シ、之ヲ交付スルモノトス。
- 第七条 納金通知書ハ、納期三十日以前ニ、隨時納期ヲ定ムルモノハ、其都度之ヲ發スルモノトス。
- 第八条 收入役ハ、前條ノ納金通知書ヲ受ケタル日ヨリ、二十日以内ニ徵收令書ヲ、各納人ニ發付スルモノトス。
- 第九条 管理者ハ、納金通知書發付ノ後、金額ニ増減ヲ生シタルトキハ、通知書（第四号様式）ヲ製シ、郡出納吏ヲシテ、收入役ニ送付セシムヘシ。
- 第十条 各納人ハ、徵收令書ニ會員ヲ添ヘ、其收入役ニ送付シ、領收証書ヲ受テヘシ。
- 第十一条 收入役ニ於テ、徵收シタル金額ヲ郡出納吏ニ納付セントスルトキハ、納付書（第五号様式）ヲ添付シ、指定ノ現金取扱所ヘ現金ヲ払込ミ、其証印ヲ得、即之ヲ郡出納吏ニ差出シ、領收証書ヲ受クルモノトス。郡出納吏ハ、前項ノ納付書ヲ受ケタルトキハ、之ヲ調査シ、該領收書用紙ニ年月日ヲ記入捺印シ、納付書ハ切離シ、領收証書ハ收入役ニ交付シ、郡出納吏ハ、納付書ニ依リ、歳入簿ニ記入スルモノトス。
- 第十二條 收入役ハ、徵收シタル金員ヲ納期後三日以内ニ、郡出納吏ニ納付シ、其後ニ徵收シタル金員ハ、五日毎ニ納付スルモノトス。
- 第十三條 徵收期日後、滞納者アルトキハ、其滞納ノ種類金額及住所氏名ヲ、十日以内ニ、收入役ヨリ管理者ニ、報告スルモノトス。
- 第十四條 管理者、前條ノ滞納報告ヲ受ケタルトキハ、国税徵收法ニヨリ、督促状ヲ發スルモノトス。管理者ニ於テ、督促状ヲ發スルトキハ、收入役ニ送付シ、收入役ハ、直ニ滞納人ニ送達スルモノトス。
- 第十五條 收入役ハ、滞納者ヘ督促状送達前、若クハ送達後、完納セシモノアルトキハ、其種類金額及住所氏名ヲ、其時々管理者ニ報告スルモノトス。
- 第十六條 管理者ハ、督促状ニ定メタル納期ヲ過キ、尚完納セサルモノアルトキハ、国税徵收法ニヨリ、処分決行スヘシ。

附 則

第十七條 本規程ハ、明治三十六年四月一日ヨリ施行ス。

（様式省略）

各務用水普通水利組合 給与規程

- 第一条 本組合職員ノ給料其他諸給与ハ、總テ此規程ノ定ムル所ニ據ル。
- 第二条 委員ノ報酬ハ、年額金拾圓トス。但小金田村大字上白金下白金ヨリ選出スル委員ハ、年額金拾五圓トス。

第三条 事務及技術囑託者ノ報酬ハ、管理者、其支給額ヲ定ム。
第四条 樋管監守ヲ除クノ外、附屬僱員ノ給料額ハ、管理者、之ヲ定ム。
第五条 樋管監守ハ、左ノ給料ヲ支給ス。

一 小金田村地内巻番樋及式番樋監守

年額拾貳円

一 芥見村地内津保川掛樋監守

同 六円

一 芥見村大字芥見地内字戸泉樋監守

同 貳円

一 那加村大字前洞字東野掛樋監守

同 貳円

一 那加村大字西市場地内境川樋管及字北浦用水樋監守

同 貳円

一 那加村大字西市場字土山掛樋監守

同 壹円

一 蘇原村大字伊吹大島樋管監守

同 壹円

一 蘇原村大字大島字赤羽根及卷丁田樋管監守

同 貳円

第六条 月俸ハ、毎月二十二日、日給ハ毎月末日之ヲ支給ス。

第七条 事務及技術囑託者ノ報酬ハ、四期ニ区分シ、毎期末月二十二日、之ヲ支給ス。

第八条 委員報酬及樋管監守ノ給料ハ、其全額ヲ、三月二十二日、之ヲ支給ス。

第九条 新任増俸減俸トモ、其命令ノ翌日ヨリ起算ス。

第十条 退職若ハ死亡ノトキハ、年俸八月分一ヶ月分、月額ハ其月ノ全額ヲ支給ス。但臨時雇ハ、此限ニアラス。

第十一条 第六条乃至第八条ノ支給定日、休暇日ニ当ル時ハ繰上トス。

支給定日前退職若ハ死亡ノトキハ、支給定日ニ拘ハラズ、其際支給ス。

第十二条 支給定日後、新任若ハ増俸ノトキハ、其際支給ス。

第十三条 樋管監守以外ノ職員ニシテ、病氣及私事ノ故障ニ依リ、執務セサルコト三十日ヲ論ユル者ハ、其次ノ三十日

間ハ、日額ヲ以テ給料ヲ半減ス、其後ニ及ブ者ハ、給料ヲ支給セス。

第十四条 傷病引、若ハ罷職ノ場合ハ、病氣若ハ私事ノ故障ト連類スルモ、支給トナルヘキ日数中ニ入ラズ。

第十五条 退職者、事務引継務理ノ為ノ執務セシメタルトキハ、其間従前ノ報酬若ハ給料ヲ、其日数ニヨリ支給ス。

第十六条 日給ハ、通常休暇日（前日欠勤ノトキヲ除ク）ハ之ヲ給シ、病氣若ハ引其他欠勤ノ日ハ、給テ支給セス。

第十七条 在職中 死亡ノモノハ、月額三ヶ月分ヲ、其遺族ニ支給ス。但臨時雇ハ、此限ニアラス。

第十八条 日割計算ハ、其月ノ現日数ニ依ル。但計算上厘位未滿ハ、切捨ツルモノトス。

第十九条 慰勞手当若ハ特別手当等ハ、所要ニ応シ、其時々支給スルモノトス。

第二十条 管理者及囑託者出納吏ノ旅費ハ、其職相当ノ額ヲ支給ス。

第二十一条 委員ハ、所在地ヨリ組合外へ出張スルトキハ、別表ニ依リ、実費ヲ弁償ス。

組合内出張若ハ管理部役所へ出頭ハ、実費ヲ弁償セス。但上司ノ随行ハ、其實費ヲ弁償スルコトヲ得。

第二十二条 書記及工手出張スルトキハ、別表ニ依リ、旅費ヲ支給ス。但工手組合内ノ出張旅費ハ、別表ニ依ラス、日

額ヲ以テ支給スルコトヲ得。

書記工手ニシテ、用水季節中巡視ノ為メ出張スルトキハ、別表ニ依ラス、日額貳拾五銭ヲ支給ス。

前項以外ノ附屬職員ハ、組合外ノ出張ニ限リ、別表ニ依リ、旅費ヲ支給ス。

第二十三条 議員ノ実費弁償額ハ、勤務日数ニ応シ、一日金五拾銭ヲ支給ス。

第二十四条 県外旅行ノ為メ、県内ヲ通過スルトキハ、其路程ハ県外ニ準シ、又県内旅行ノ為メ県外ヲ通過スルトキハ

其路程ハ県内ニ準ス。

組合外旅行ヲ為メ、組合内ヲ通過シ、若ハ組合内旅行ノ為メ、組合外ヲ通過スルモ、其路程ハ、前項ノ例ニ依ル。

第二十五条 停給報酬実費弁償額及旅費支給ノ方法ニシテ、本規程ニ明文ナキモノハ、官吏停給例及、内國旅費規則ノ

例ニヨル。

附 則

第二十六条 本規程ハ、明治三十六年四月一日ヨリ施行ス。

職名	区分	汽車賃 二哩	汽船賃 二哩	車馬賃 二里	日当 二日	宿泊料 二泊	食卓料 二日
委員	県外	四銭	四銭	拾五銭	五拾銭	壹円	七拾銭
	組合外	四銭	1	拾式銭	參拾銭	七拾銭	1
書記 工手	県内	參銭	1	拾式銭	四拾銭	七拾銭	五拾銭
	県外	參銭	1	拾式銭	四拾銭	七拾銭	1
其他 附員	組合外	式銭	1	八銭	拾五銭	參拾銭	1
	県外	參銭	參銭	拾銭	式拾銭	四拾銭	1

各務用水普通水利組合委員職務分掌規程

第一条 本組合委員ノ職務、概目左ノ如シ。

一 用水路修築保存ニ関スルコト

二 配水ニ関スルコト

三 敷地及地上物件ノ除却、若クハ補償ニ関スルコト

四 予算決算ニ関スルコト

五 組合事務所及事務所ニ属スル器具器械ヲ管理スルコト

六 前渡リ受ケタル費用ノ受払ヲ為スコト

七 前各号ノ外、管理若シテ事務ニ関スル事項

第二条 委員ハ、用水路ノ利害ニ関シ、意見ヲ管理若シテ申告スルコトヲ得。

第三条 暴風雨等ノ為メ、用水路ニ危害ヲ及ボスヘキ虞アルトキハ、委員ハ其状況ヲ具シ、直チニ管理者ニ急報シ、指ヲ待テ防禦ノ手續ヲ為スモノトス。但急迫ノ場合ニ在リテハ、手当ヲナシ、直チニ其旨、管理者ニ報告スヘシ。

第四条 委員ハ、分掌事務ヲ処理スル為メ、交番ヲ以テ一名ツツ組合事務所ニ出務スヘシ。但シ用水季節ニ在リテハ、二名以上出務スルモノトス。

委員事務所ニ出務シタルトキハ、出勤簿ニ捺印スヘシ。

第五条 臨時事務及重要事件ハ、委員会ヲ開キ処理スルモノトス。

第六条 委員会々、管理者ヲ以テ議長トス、管理者事故アルトキハ、其代理者ヲ以テ之ニ充ツ。

第七条 委員会ハ、管理者之ヲ招集ス。

〔三十一年度予算〕 三十一年度予算は、旧組合の分は三十二年二月二十日を以つて打ち切つた。すなわち予算二万三千三百九十五円九十七銭三厘のところ、実収額六千九百四十六円六銭八厘、実支出額六千九百二十五円十二銭、式拾円九拾四銭六厘に過ぎぬ、これは繰越金の減少、県税補助金の交付なく、借入金は交渉中などに因るものである。しかし新組合の予算は、二月二十日より三月三十一日に至る分で、予算六千六百九十七円七十九銭七厘を議決した。しかし期間短かく且つ本県より什程極の下附ない等のため、五百四十五円四十銭式厘を支出したに止まつた。

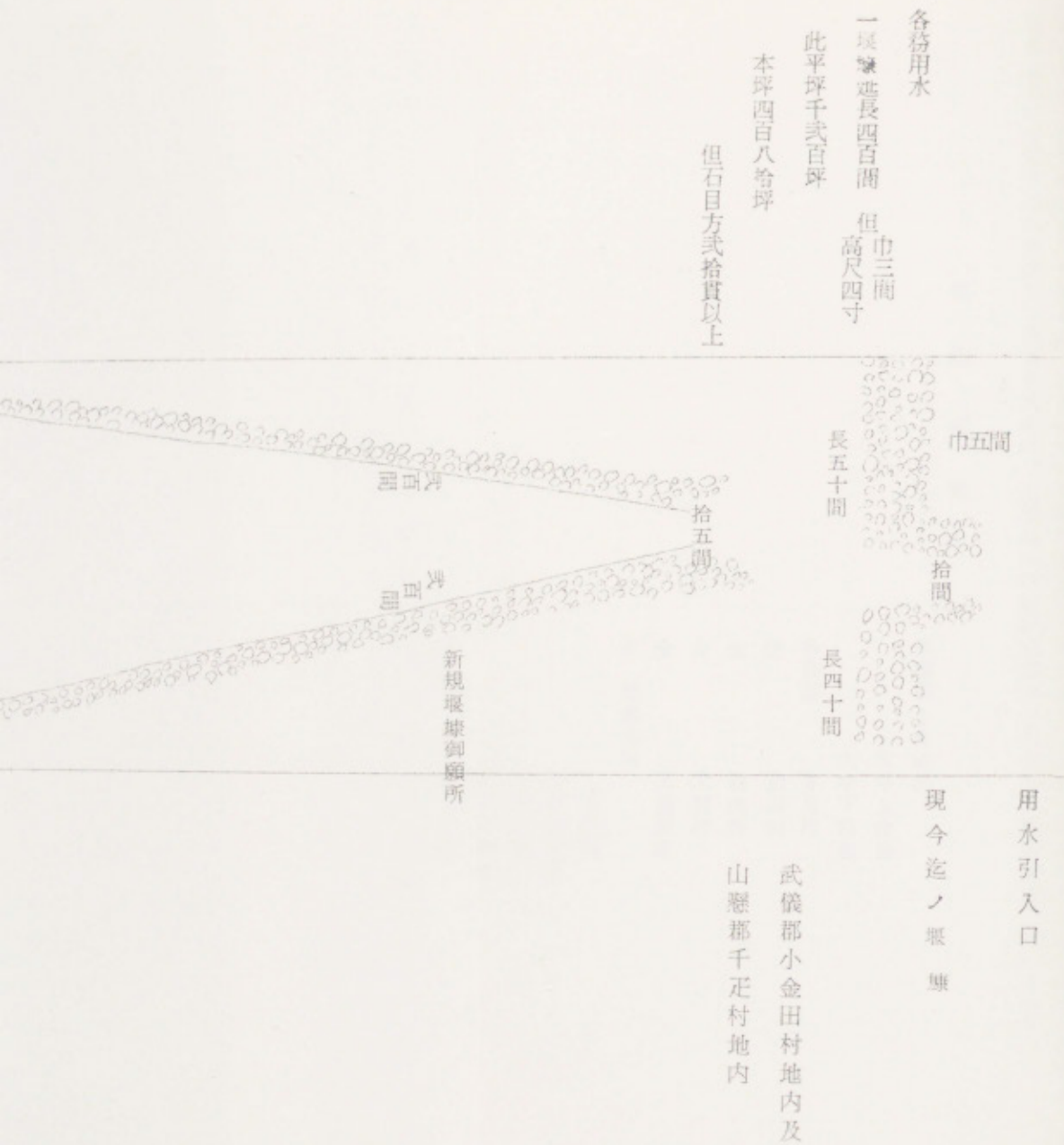
〔組合創立費金百円〕 なお予算中に「本組合創業諸費」として、金百円を計上してあり、これが支途は、三円総代人 選挙用紙封筒代及筆墨紙代、四十七円二十五銭規約等下調委員九人、一人平均出頭十五日、此の延人員百三十五人、一人一日金三十五銭の報酬、式拾円創立委員六人一人平均出頭十日、此の延人員六十人、一人一日三十五銭の報酬、二十八円七十五銭創立委員始め賄費等実費弁償金その他諸雑費に支出した、是を以つて同組合は、示後その性格を一変し、公法人として再出発した。

第六章 水利組合時代の経営

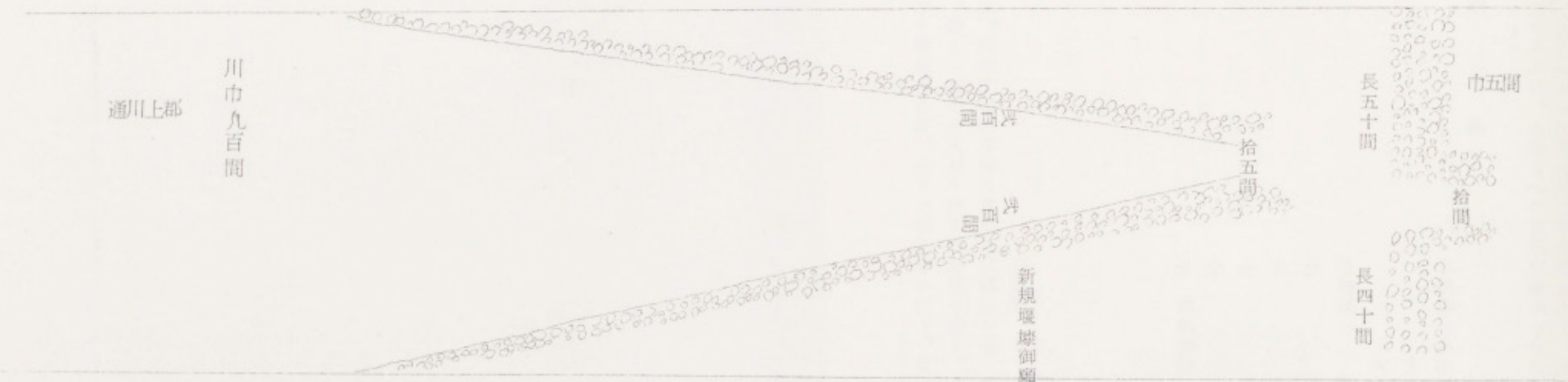
第一節 八之字堰の築造

〔置地堰と八之字堰〕 従来上下白金用水時代には、取入れ口下手に置地堰があり、維新後禁漁区設置に伴い、この堰が取り払われたことは、既記のとおりである。(第二章第一節余照) 其の後各務用水創業以来、毎年三四百円をとりじ張り堰を設けるが、翌春までに石は拾い採られて跡形もなくなるのみでなく、用水の取り入れが充分でないため、堰埝築造は多年の累案であつた。然るに組合は相次ぐ災害復旧に追われて、容易に解決を見なかつた。

しかして多年組合の爲め尽瘁した功労者横山忠三郎は、青年時代旗本徳山五兵衛に仕へ、掛斐川筋の段木狩下げに従事したことがあり、八ノ字形の留堰であつたことを思い出し、これを用水堰に利用すれば、堅牢である旨を岡田只治に語つた。これを聞いた岡田は、技術的知識のあるを幸い、いわゆる八之字堰の設計をなし、震災復旧工事完了後、これが築造を主張して止まなかつた。置地堰及び八之字堰の平面図は左の通りとして登載する。



各務用水
 一環鑿造長四百間 但 巾三間 高尺四寸
 此平坪千式百坪
 本坪四百八拾坪
 但石目方式拾貫以上



用水引入口
 現今迄ノ堰壩
 武儀郡小金田村地内及
 山懸郡千疋村地内

〔廿六年の堰埭計画〕 すなわち廿六年の前半は、旱天続きで、番水を実施し、土用過ぎにもなお権え残りの田があつたことは、既記のとおりであるが、ここにおいて堰埭築造の手論昂まり、組合ではその筋の認可申請の準備に、井元小屋名並びに対岸千疋に交渉して同意を求めた、小屋名への仮約定書及び千疋との約定証は、次のとおり。

仮 約 定 書

武儀郡小金田村

大字上白金

大字下白金

各務郡 芥見村

全 岩田村

全 岩滝村

全 大宮村

全 三柿野村

全 郡那加村

大字前洞

大字西市場

大字山後

大字東岩地

厚見郡

水海道村

右組合ニ関スル用水水源郡上川々床、明治貳拾四年拾月貳拾八日震災ニ罹リ地盤大ニ陥落シ、加クルニ郡上川下流之各村ヨリ、震災復旧工事使用之為メ、堰リニ河中之大石ヲ拾ヒ取ル等ニ由リ、河底低落シ為ニ入水不十分ニ相成候ニ付、今般其筋之許可ヲ経テ、従来之堰埭ヲ模様替什度、就テハ該工事ニ依リ、貴区地内郡上川通ニ於テ水害等出来候節ハ、

当組合ヨリ貴区へ協賛シ、其許可ヲ經テ破壊所修繕可レ仕、依而組用水委員連署ヲ以テ、仮約定書差入置候也。
但シ今回本委員等約定ノ件了知什候ニ付、仮約定書差入置キ候、適テ用水組合聯合村会へ之ヲ建議シ、議決ヲ經テ本
約定差入候也。

明治貳拾六年八月

武儀郡小金田村大字上白金

各務用水委員 後藤 丈助

武儀郡小金田村大字下白金

山口 与三太郎

各務用水委員

横山 忠三郎

龜山 儀兵衛

北川 栄

武儀郡小金田村大字小屋名

区长 龜山 弥市 殿

堰埭工事為取換約定証

今回武儀各務厚見三部ニ係ル各務用水堰埭ハ、武儀郡小金田村及山県郡千足村ニ対岸スル郡上川ニ、從來ヨリ設置有レ
之、堰埭工事模様替ニ付、約定スル箇条左ノ如シ。

第一条 千足村ニ於テ、今回新規用水路開鑿目論見計画中ニ、各務用水組合ト該堰埭之件、本約ヲナストイヘドモ、千足
村ニ於テハ、明治何年ニ至リ、用水路開鑿着手ノ日ヲ以テ、之ヲ履行スルモノトス。但堰埭工事着手ノ日限ハ、各務
用水組合都合ヲ以テ実施スルハ勿論トイヘドモ、茲ニ為レ念ノ一但書ヲ記ス。

第三条 該堰埭工事費用ハ、將來各務用水組合之ヲ負担スルイヘドモ、千足村地内ノ外、他ノ村々ハ新規用水路開設スル
場合ハ、(千足村ヲ除リ)新加入用水反別ニ応シ、相当ノ堰埭工事費用ヲ負担セシムル事アルベシ。

第四条 堰埭工事、他人ニ害セラレヌ様、千足村ニ於テ、之ヲ監督スル事。

第五条 堰埭工事仕様ハ、各務用水及千足村用水へ引入方便利ヲ計リ、工事ヲ実施スルコト。

但用水路随管敷同面ニ伏込ミ、又水厚ハ各務用水組合利用スルヲ低度トス。

前条々今設協議相整ヒ候上ハ、后来異変無レ之為メ、茲ニ署名捺印ス。

然るに同年八月大出水のため、井口より式番橋まで水路埋没の大被害を受け、この復旧工事が先決なので、堰埭築造
計画は一頓挫した。次いで二十九年の洪水被害復旧に追われて、又復堰埭は後廻わしとなつた。

〔技師の实地調査願〕 旧各務用水組合当時、廿九年の洪水被害復旧工事の成功を見るや、三十一年五月以来の置地堰を
設置したいから、調査の爲め技師を派遣されたいと、次のとおり願ひ出た。

各務用水路水源堰埭兼置地設置ノ見込ニ付技師派遣願

各務用水路水源長良川ニハ、往昔ヨリ置地ナルモノヲ設置シ漁魚致シ、之レガ為メ河底大ニ鞏固トナリ、年月ヲ經ル
モ少シモ変動スル事ナク、入水多クシテ滯澱充分ナリシガ、明治十五年ノ夏ヨリ該業廃止以來、忽チ河底低落シ、加
クルニ明治廿四年ノ大震災ニテ、用水水源及ビ河底等数尺陥落シ、滯澱非常ニ悪ク相成リ、年々幾分ノ復堰ヲ施ササ
レバ入水致サス、組合一同大ニ困難ヲ極メ居候ニ付、今回試ミニ別紙略図之通り、旧形ニ依リ堰埭設置之儀出願仕度
就テハ技術上之工事ニ付、一応御調相受申度候間、何卒技師御派遣被ニ成下一度、此段及ニ 諸願一候也

明治三十一年五月

各務用水管理者

稲葉郡長

浜口 真 澄

上下白金用水管理者

武儀郡小金田村長 後藤 小平 治

岐阜県知事 安楽兼道 殿

この願により県は、同五月廿九日技術並に書記官を派遣し、实地調査するところがあつた。

しかし此処で不審なことは、用水功労者横山忠三郎が主唱し、同じ功労者岡田只治の設計に成る、八之字堰を何故持ち出さなかつたかと云う点で、しかも小金田村長後藤小平治は、熱心な支持者だつたからである。思うに治水に關係ある工事は、他から障りを申立てれば容易に解決を見ぬ、しかし古来の元形に復旧するものには、故障を申立てても無駄であつたから、蓋しこの故智に做つたものであらう。

(千足の増築工事に補助) 堰埭築造について納得するよう、対岸山県郡千足村大字千足へ交渉したところ、同字は廿六年八月及び二十九年七月、両度の洪水に大被害を被つた後とて、容易に承諾するところとならず、交渉は頗ぶる困難を極めた、茲において後藤小平治、岡田只治の両人は、進んでこの難局に当り、最初は堰埭兼置地を築造して、一つは以つて古来の名勝を復活し、一つは渇水期の用水に備えることとし、用水管理者と千足村長と共同出願するより、願書の草案作成まで話は進んだが、それでは村民が納得せず、結局次のとおり、護岸堤を増築すること及び、堰埭については取換約定を結ぶこととし、用水組合はこれに対し、二百十五円の補助金を出すことに話が纏まり、千足村長中村嘉市は、小金田村長後藤小平治の故諱ない旨裏印をとり、次のとおり出願した。よつて用水組合では、三十一年度追加予算に補助金を計上したが、増築工事許可の遅れたので執行不能となり、更に三十二年七月五日の臨時組合会に提案可案した。

堤防増築願

山県郡千足村千足
長良川通字本郷
一堤防増築長百式拾間
但 高平均 六尺
馬 九尺
數 四間三尺
此工費金八百六拾圓

右増築セントスル堤防ハ、本村ノ首領ニ位シテ、突ニ緊要ナル場所ニ有レ之、其長僅ニ百式拾間ニ過サルモ、本村ノ被害ニ於テ、頗ル莫大ノ關係アリ、之カ為メ高低強弱ハ、能ク対岸堤防ニ比シ均勢ヲ保ツニ非スニバ、一朝出水ノ激昂ニヨリ、全村浸水若クハ流失ノ虞ナントセズ、本村ノ安危存亡ハ、全ク該堤防ノ効果如何に繫レリ、明治廿四年大震災ノ為メ、地盤ヲ陥落シタルニ依リ、明治廿六年及廿九年ノ洪水ニ際シテハ、前記堤上六尺以上ノ水壓ニシテ、激流忽チ全村ニ浸水シ、家室ヲ流失潰倒スルモノ拾八戸、家財家具ヲ流亡スルモノ殆ンド闕村ニシテ、中ニモ尤非哀ナルハ溺死者アリ、特ニ田畑ノ過半ハ荒蕪ニ委スル等、当時ノ慘状ハ、突ニ筆紙ヲ以テ名状スヘカラサルナリ、依レ畏怖恟々トシテ其堵ニ安ンヌル能ハサルヲ以テ、今回前記堤防ヲ増築シ、将来全村ノ安福ヲ謀ラントス、依テ实地御踏査ノ上、至急御許可被ニ成下ニ度、対岸村長連署ノ上、別紙図面相添ヘ、此段奉レ願候也。

明治三十一年五月

山県郡千足村長 中村嘉市

岐阜県知事 安楽兼道 殿

前書増築之工事、本村ニ於テ故障無レ之、依テ裏印候也。

明治三十一年五月一日

武儀郡小金田村長 後藤小平治

すなわち堰埭工事施行について、千足村との為取換約定書は、次のとおりである。

為ニ取換一約定書

- 一 長良川通各務用水組合堰埭工事ハ、該組合ニ確認ヲ為シ得ルマテ、堰立ツモノトス。
- 一 千足村大字千足ニ限り、新規補助用水開設スルモノトス。
- 一 堰埭工事堰立ノ節ハ、千足村大字千足立会ノ上、施行スルモノトス。

一 堰埭費ハ、各務用水組合ニテ、負担スルモノトス。
右ノ各項双方、正式會議之決議ニ依リ約定シ、後証トシテ、各屯通テ領費スルモノ也。

明治三十一年九月二十三日

山県郡千足村長 中村嘉市 謹

各務用水組合管理者

岐阜県稲葉郡長 浜口真澄 謹

岐阜県武儀郡小金山村長 後藤小平治 謹

〔正式に堰埭工事願〕 千足村の護岸堤増築願書に、小金山村長の故隙ない旨奥印並びに堰埭工事についての為取換約
定書も済んだので、千足村長中村嘉市も亦、堰埭工事は故隙ない旨奥印した、よつて用水組合は三十一年九月、次のと
おり正式に出願し、多年の懸案であつた堰埭築造につき、一步を踏み出した。

各務用水堰埭工事願

長良川邊

武儀郡小金山村及山県郡千足村地内

一 各務用水堰埭床堅延長四百間 屯個所 但高サ上白金分水土木ヨリ式尺八寸高

但シ中百間之処八字形斜埭二条トシ長各式百間

一回水取埭長百間

但旱水ノ際川ノ形勢之都合ニ依リ一ノ字形ノ水取横堰ノ見込

右堰埭所、明治二拾四年濃尾大震災之際、震源根尾谷ヨリ、山県郡ヲ横断シ、武儀郡南端ヲ經、稲葉加茂河那境ニ至ル
ル第一波動ノ激甚ニ繼リ、為メニ長良川床三四尺陥落シ、翌明治二拾五年夏期ハ引入非常ニ難ク、組合數百町歩ノ水田既
第二波動ニ繼リ、山県郡千足村地内、山床三拾五尺間ニ陥落シ、水取堰ノ上流ニ至リ、山床三拾五尺間ニ陥落シ、

務省ニ出願センモ、工費凡三万四千ヲ要シ、加フルニ用水路中震災ニテ崩潰セシ復旧工事費、是又二万余円ヲ要スル等、
其費用莫大ナルヲ以テ、県知事閣下大ニ憂エラレ、且ツ懇切ナル注意ヲ与エラレ、水取堰上流工變更スル工事ヲ止メ、
寧口床上工事、即チ堰埭工事ヲ施行シテ是ニ代フベシト懇説ヲ蒙リ、既ニ手續ヲ終テ、補助金迄下付セラレントスル場
合ニ至リ候処、間モ無ク二拾六年、二拾八年、二拾九年、與下一般ノ大水災ニテ、堰埭復旧工事も遅延ニ及ヒ、殊ニ水
源タル川床ハ、前陳ノ如ク陥落ノミナラス、震災後ハ石拾船ノ群甚クシキト、度々ノ出水トシテ、年々該々川床低落シ
過喝度極一層ヲ重ネ、弥々組合大困難ヲ極ムルヲ以テ、止ムヲ得ス震災以來今日迄、一之字形ノ堰埭ヲ以テ、年々一時
之急ヲ救ヒ來候、然ルニ此一之字形堰埭ニテハ、川床忽チ変動セシメ、年々追フテ大工事トナルニ、加ルニ沿岸ヲ荒シ
水行上ニ害アリ、且通船ニ不便ヲ与ヘ、一同ニ困難ヲ感セシムルコト甚シ、故ニ今般前記之通、川之中心通船路ヲ明ケ
各兩岸八字形ニ枕ヲ打チ、蛇籠ヲ伏込ミ、其出來形ニハ水平水面ヨリ一尺低クニ仕上ケ、以テ川床ヲ固メ極旱之時ハ、水
取一時堰ヲ致シ度、然ル時ハ、水行及通船等ニ障害ナク、川床堅牢トナリ、用水ハ入水ノ便ヲ得、突ニ一同安全ニシテ、
世上ニ公益ヲ与フルノ基礎ト相成候様被レ考候間、何卒御調査之上願意御採納相成候様致度、組合會之決議ニ依リ、對
岸村長奥書ヲ付シ、此段奉 願上 候也。

但工費ハ、組合費ヲ以テ、支払可レ仕候。

明治三十一年九月

稲葉郡長 浜口真澄

武儀郡小金山村長 後藤小平治

岐阜県知事 安 榮 兼 道 殿

右工事、本村ニ於テ、故障無レ之候也。

山県郡千足村長 中村嘉市

(堰埭許可並工事命令) 県はこの際出について調査検討をすめたが、新たに再発した各務用水普通水利組合では四月十七日の臨時会において、郡上川堰埭の件につき、近々県より許可ある模様であるが、着手準備するや否やを協議した。斯くて組合員多年待望の堰埭は、同年六月十四日付を以つて、野村知事より次のとおり、新設工事を開届け、且つ工事命令書を遵守するより遂せられた。

岐阜県各務用水普通水利組合

明治三十三年三月拾五日附額、武儀郡小金田村及山県郡千疋村地内、長良川通各務用水引入レ口長良川ニ、堰埭新設工事之件開届け、別紙命令書ヲ下付候条、之ヲ遵守スヘシ。

明治三十三年六月十四日

岐阜県知事 野村 政明

堰埭新設免許命令書

岐阜県各務用水普通水利組合

今般岐阜県武儀郡小金田村及、山県郡千疋村官有地第三種長良川ニ於テ、堰埭新設工事許可スルニ付、本命令書ヲ下付ス。

第一条 各務用水普通水利組合ニ与ヘタル免許権ハ、本県知事之許可ヲ受クルニ非ラサレハ、担保貸付ニ供シ、又ハ他人ニ移スコトヲ得ス。

第二条 各務用水普通水利組合ハ、部テ本県知事ノ認可シタル設計及工法ニ従ヒ、工事ヲ施行スベシ。

第三条 各務用水普通水利組合ハ、本縣下付ノ日ヨリ六拾日以内ニ工事ニ着手シ、百五拾日以内ニ竣功スヘシ。但天災其他本県知事ニ於テ、正当ト認メタル事由ノタメ、期限内ニ工事ニ着手、又ハ竣功スルコト能サルトキハ、其事由ノ止ミタル後、拾日以内ニ出頭スルニ於テハ、相当ノ延期ヲ与フルコトアルヘシ。

第四条 工事施行中、本県知事ハ、設計及工法ノ変更ヲ命スルコトアルベシ、但是レカモ、工費ノ甚多ニ変更ヲ来スコトアルモ、各務用水普通水利組合ハ、其工事ノ変更ヲ拒ムコトヲ得ス。

第五条 各務用水普通水利組合ニ於テ、第三条ニ依リ、定メラレタル期限内ニ工事ニ着手セス又ハ其期限内ニ工事竣功セサルトキハ、免許ヲ解クコトアルベシ。

工事着手後前項ニ依リ、免許ヲ解キタル場合ニ於テハ、本県知事ハ、各務用水普通水利組合ニ命シ、期限ヲ付シ、既設構造物ヲ取払ヒ、原形ニ復セシムルコトアルヘシ。

第六条 第二条ニ依リ、知事ノ認可ヲ経タル工事施行中ハ勿論、施行後トイヘドモ、其堰埭ノタメ他ニ障害ヲ加エ、又ハ加ヘントスル虞アルトキハ、本県知事ハ、各務用水普通水利組合ニ命シテ、其障害ヲ除去セシメ、又ハ予防スルタメニ、必要ナル設備ヲナサシムルコトアルヘシ。

第七条 公益ノタメ必要ナル工事、又ハ他人ニ於テ、本県知事ノ許可ニ基キ施行スル工事ニ依リ、堰埭ニ障害シ、若シクハ変更セシムルコトアルモ、各務用水普通水利組合ハ、之ヲ拒ムコトヲ得ス。

第八条 前条ノ外、尚治水上必要ト認ムル事項ハ、本県知事ニ於テ、各務用水普通水利組合ニ命スルコトアルベシ。

第九条 本県知事ニ於テ、公益上必要ト認ムルトキハ、本免許ヲ解キ、若クハ本命令書ノ条項ヲ更改スルコトアルベシ。法律命令ノ結果トシテ、此命令書所定ノ条項ニ増減変更ヲ来スコトアルモ、各務用水普通水利組合ハ、之ヲ拒ムコトヲ得ス。

第十條 各務用水普通水利組合ニ於テ、本命令書ニ掲ケタル条件ニ違背シタルトキハ、免許ヲ解クコトアルヘシ。

前条若クハ本条ニ依リ、免許ヲ解キタル場合ニ於テハ、第五条第三項ニ準シテ、処分スルコトアルヘシ。

第十一條 各務用水普通水利組合ニ於テ、此命令書ニ基ケル義務ヲ履行セサルトキハ、本県知事ハ、代テ之ヲ執行シ、又又ハ第三者ヲシテ代テ之ヲ執行セシムルコトヲ得。

第十二條 此命令書ニ従ヒ、各務用水普通水利組合ノ履行スヘキ義務ノタメニ生スル費用及、第十條条ノ費用ハ、總テ各務用水普通水利組合ノ負担トス。此命令書ニ基キテ発スル命令ニ依リ、各務用水普通水利組合ニ於テ、損害ヲ蒙ルコトアルモ、其賠償ヲ請求スルヲ得ス。

右之各項、堅ク遵守スベシ。
明治三十三年六月十三日

岐阜県知事 野村 政明

〔予算解決並工事施行〕 茲において七月五日臨時組合会を開くこととなり、これに提案する堰埭新設費貳千六百六十圓、式百圓宛の八之字堰埭築造計画案を、常設委員会に諮つたところ、予算を千二百五十圓に削減の意見が出たがそれでは堰埭が不完全となるので、結局予算千五百圓、堰埭延三百間（双方百五十間づつ）に修正と決定、組合会は常設委員会案通り可決した。よつて工事の設計変更につき県の承認を受け、同三十二年八月着工、岡田只治監督の下に工事をすすめ、工費千四百五十八圓二十七錢九厘を以つて、翌年三月完成し、旧組合創業以来の懸案は茲に解決を見た。

〔小屋名との解決条件〕 これより先対岸千疋村に交渉を開始すると同時に、井元小屋名に対しても八之字堰埭新設について同意を求めたところ、次のとおり要求があつた。

堰埭新設ニ付小屋名ヨリ申込要件

一 堰埭ノ高サニ応シ、宇中島畑堤防ヲ、組合費又ハ県費ヲ以テ嵩固メナス事。

〔理由〕 従来舊地漁業ヲ行フトキハ、該魚運上金ヲ以テ、之レガ修繕ヲ致シ来レル旧例アルニ依ル。

一 堰埭高サノ程度ヲ定メ置ク事。

〔理由〕 無程度ニシテ、猥リニ堰立ヲナストキハ、沿岸ノ耕地地大破ニ及ブノ患ヒアルヲ以テナリ。

一 堰埭ニ沿フ長良川東岸破損ノトキハ、組合ヨリ修繕ヲナス事。

〔理由〕 堰埭新設ニ基キ生ズル損所ナルヲ以テ、其ノ者ヨリ修繕スルハ当然ナレバナリ。

この当然の要求に対して、組合はこれを承認し、第二項の堰高を上白金分水土木より式尺八寸と定めて、小屋名の同意を得、第一項については、小屋名において後日取調べ申出で、これに基き組合で堤堰區工事を施行することとし、そ

そ旨の契約書を差入れ、堰埭工事を進めたのである。斯くて翌三十三年二月、堰埭工事竣功前に至り、小屋名区長の申出を、小金田村役場より組合へ送り、工事進行方針のとおり承認した。

明治三十三年二月十九日

武儀那小金田村役場

各務用水普通水利組合 御中

工事 目 論 見 帳

小金田村大字小屋名地内
宇藤森長良川本線

一 石堤長六拾八間 但 高貳尺
敷一丈間

此石立坪參拾坪貳合 但表裏共法三尺馬一間
此石組坪百參拾六坪

同所支流沿ヒ

一 石堤長百三拾貳間

此石立坪五拾八坪 但表裏共法三尺馬陸壹間

此石組坪貳百六拾四坪

計 石立坪八拾八坪貳合

此金百三拾貳圓三拾錢

但石運搬一坪 一圓五拾錢

同所上字上中島

此金百圓貳拾錢

但石組賃一坪 三十錢

一 土堤長八拾間

但 高貳尺
敷壹間

此土坪參拾五坪貳合

同所下字下中島
一土堤長貳百八間
但 高四尺
馬五尺
敷老丈三尺

此土坪貳百七坪八合
計土坪貳百四拾三坪
此金百八拾貳圓廿五錢
伊芝振共見込一坪七拾五錢
總計金四百三拾四圓五拾五錢
右之趣取調候也
明治三十三年貳月十五日

武儀郡小金田村小屋名
区長 古川 佐 一郎 謹

武儀郡小金田村長 後 藤 小平治 殿
この目論見について、組合が如何に査定し、また何時工事を施行したかは、資料発見出来ず、詳らかでない。

第二節 用水記念碑の建設

(疏通式も挙行予定) 創業後、數次の復旧工事及び埴井工事と、多難の行路を続け各務用水は、八之字形堰の完成を待つて一段落を告げた。茲において疏通式を挙行の事が纏まつたので、三十四年三月四日榑葉郡役所において、第一回打合会を開き、同月十日岩滝真願寺において、組合役員死亡者の追弔会執行後、来会した委員及び有志はこれが準備につき協議し、更に同月十六日郡役所において協議会を開いた、これが当初予算は次の通り。

一金百六拾圓 記念碑建設費
内 訳

運賃。金拾五圓同應代。金四拾圓碑文及功勞者氏名。金拾五圓謝儀碑文撰者及筆者
一金五拾圓 式場諸費

内 訳
金拾圓縁門一式。金貳拾圓裝飾器具代、金貳拾圓同上捐料。
一金百圓 余興費

内 訳
金五拾圓花火賞品費。金貳拾圓選者雜費。全拾圓棧敷角力場架設費。金貳拾圓角力賞品費
一金百五拾圓 來賓雜費

内 訳
金百四拾圓酒肴料來賓貳百人、一人七十錢。金拾圓茶菓代。
一金參百圓 贈与費

内 訳
金貳百圓功勞者贈与品費。寄附者贈与品費杯及記念、絵図代。
一金四拾圓 雜費

金貳拾圓雜役人夫賃。金貳拾圓事務取扱費。
すなわち当初は、記念碑建設の外、成功式を挙行し、花火角力の余興まで計画し、係り委員數まで協議したが、記念碑の建設が捗らぬ為め、成功式は後年に繰り延べられた。
(記念碑建設の準備) 記念碑建設については、横山忠三郎、龜山儀兵衛、平光手松、後藤幸治郎、山口与三太郎、後藤小平治、下野甚助の七名が委員となり、筆頭は椋密顧問官正二位勲一等伯爵松方正義、撰文は本県知事正五位勲四等川路利恭、書は榑葉郡長正七位勲六等小幡忠蔵に委嘱し、撰文の参考資料は横山委員の手で調査提供することとした。
一方石材の調査をすすめ、三十四年五月六日、石材購入の件を協議し、同月十六日芥見村用水事務所に、議員及び有志

者会合して、建碑位置の件を協議した。

斯くて撰文の成るを待ち、山本竟山に揮毫を請い、一方台石の選定購入、敷地買入方交渉、その他準備をすすめた。斯くて翌三十五年九月廿九日に至り、建設委員は回状を以つて、組合会議員に対し、決議額よりも次の金額を増額し、これは事後承認されたい旨通達した。

記

一山地拾五歩 面積九六歩

是ハ三輪休兵衛所有地岩山ニシテ、全筆立木附現今風致ノ儘、但此約定金三拾五円也。

一白石

是ハ山田区鍛冶屋淵津保川面ニ有之、長六尺巾式尺五寸、代金拾貳円。

一組石凡百個

是ハ同所ヨリ現場着、三十貫以上五十貫以下、此代金貳拾円。

一元桜橋敷地其他異道廢道敷地若干

是ハ紀念碑正面ニ付、風景上大關係アル地位ニテ、尤モ三輪休兵衛ニモ關係有之、是ヲ組合へ借受ケ休兵衛、皆与セザレハ、紀念碑敷地ノ買請方不ニ相整、依テ其拜借願ノ運動若干。

しかしして翌三十六年春には、白石運搬及び組石に取り掛り、七月には敷地買入れの登記も終り、十月には白石据付けを終り、各委員及び有志者が立会い分するなど、準備は漸次進められたが、茲に予想外の問題が起きて、建設が大遅延するに至つた。

〔碑文の一部訂正問題〕

撰文が山本竟山により揮毫され、名古屋市松重町万清石材店へ、竟山自ら出張して字劃りを指示し、字劃りにかかろうとした三十六年九月、各務用水主唱者岡田只治から、碑文の一部訂正が申込まれたので、九月八日稲葉郡役所に委員及び有志会合協議したが、功勞者岡田只治の名を挿入するは何人も異議はない、併し折角茲まで進められたものを、今日これを訂正するは徒らに建設を遅延させるのみである。功勞者表彰の途は別にあるとして反対し、原案に及んでなほ議まらず散会、一月は清水屋三好屋に分室した、この原案は其後數次会合し、最後に翌年十二月十八日原案をこなし、碑文を訂正することに議がまとまり、上京委員兩名は、翌三十七年一月上京して訂正の手続を了え、合も遅くなり一同は清水屋及び小見山旅館に分宿した、上京委員兩名は、翌三十七年一月上京して訂正の手続を了え、斯くて漸くに紀念碑文彫刻に取りかかるに至つた。

〔紀念碑愈々完成〕 斯くて三十七年六月紀念碑陸代十九円四拾錢、篆額五字彫刻代六円五拾錢、並字六百八十四字彫刻代六拾一元五十六錢（手金二十円付差引き）を支払い、その完成を待つて横山委員は受領のため、二泊獨りて名古屋へ出張、紀念碑は熱田から船で桑名廻り芥見に到着し、塵揚げて現場着、保管小屋を建て桧杭及び針金を以つて囲い保管した、すなわち三十八年十月五日紀念碑保管小屋破損に付、葺き替諸色代及人夫費共一元五十八錢五厘を支払い、同年十二月二十七日開用針金一メ目代三十八錢桧杭代三十錢を支払つた。思うに紀念碑到着と同時にこれを建てなかつたことは、用水成功式挙行の儀が延びて居り、その決定を待ち、除幕式を同時に行うためである。

〔各務用水碑の銘文〕 しかして完成した各務用水碑の銘文は次のとおり。

各務用水碑

樞密顧問官正二位勲一等伯爵松方正義篆額早魁為處野 無 青草 赤地百里民有 菜色 是溝渠灌漑之所以、不可忽也。且洪水為害、堤防以障之、閘門以洩之、排澁得時澇為適宜、可 以殺 其患 矣。若夫地勢高燥、去水稍遠、溝渠之設不 得 其法、津澁之方不 足 其道、万項之田棄為 荒蕪 突可 慨也。故阜縣種葉郡田、為 厚見各務方泉三郡、其他東北多 田圃 乏 水利、天旱無 雨、土壤龜裂稼苗枯死、或 池澁 或 涸 井灌 無 能濟 也。往時有 謀、導 長良川 入 津保川、大興 水利 者、以 費用洪繁 事、不 果行、明治十三年稻葉郡芥見村民、与 本部諸村、欲 開 新渠、分 長良水 以灌 其田 詎未 決、十八年武儀郡小金田村民、欲 修旧渠、而其地接 稻葉郡、通 兩渠 以為 一大渠、極為 便。於是山泉郡人岡田只治、率 先為 致力、与 諸村民 相議、申 具 一 結 二十二村 為 一 團、協同以興 工事、自 武儀郡小金田村 分

長良、上流伏、槽、地中者二、長軍瀧、滝、至津保川、架、槽水上、以至芥見村、故為、面股、其
一流経、岩滝大島三柿野、至前洞、其一流経、岩滝前洞宮代西市場、至水海道、割、岡阜、填、田、或
築、堰、或、起、於廿一年四月、竣、於廿三年九月、長五里余、工費貳万三千余円、得、灌漑
者三百余町、明年十月、濃尾大震水路尽壞、再興、土木、厥後、隨、地、修、三十四年五月完成、至、是、官民費並十三万
六千余円、因、田、郡、名、号、曰、各務用水、地、遂、化、為、膏、沃、每、歲、豐、熟、黃、雲、滿、野、弥、望、無、際、收、穫、倍、獲、土
民、謳、歌、其、功、可、謂、偉、且、大、矣、頃、者、二、郡、人、士、欲、建、碑、記、其、始、末、余、辱、承、乏、本、県、義、不、可、辭、及、作、
文、述、之、且、銘、曰、

災雲維懼、噫天何酷、甘霖不降、賦縱、毒、誰視、水利、誰、溝、渠、清、澗、維、濁、灌、漑、有、余、県、吏、勞、瘁、
無、紳、協、力、上、下、同、心、各、展、厥、職、爾、思、方、夫、爾、慶、茲、來、斯、瑞、貞、石、銘、辭、茲、載、

明治三十六年九月

岐阜県知事正五位勲四等川路利恭撰文
岐阜県稲葉郡彰正七位勲六等

小幡忠藏 書
中鶴年刻

第三章 成功式並慰靈祭

(紀念碑除幕と成功式) 各務用水普通水利組合は、明治四十年四月二十八日を以て、用水路成功式を挙行するに決し、
予ねて完成し保管中であつた紀念碑の建設計画を終り、成功式委員より、実費並びに関係者二百余名に、次のとおり案内状
を出した。

各務用水路成功式委員長
各務用水普通水利組合管理者
岐阜県稲葉郡長 川田茂通

明治四十年四月 日

殿

(芥見村現地で挙行) 式は当日午後一時より、芥見村紀念碑前において挙行、厳肅裡に紀念碑の除幕を行い、次いで
用水路成功式に移り、委員長の式辞、知事代理事務官高木忠雄をはじめ、県会議員後藤元朝、岐阜日日新聞記者仙石保
吉、用水主唱者岡田只治の祝辞演説、稲葉郡会議員長堀常松をはじめ、高宮警察署長警部田中勇次、用水関係小学校長
代秋山勘次郎、瀬尾村長平田牧太郎、組合会議員後藤甚吉、芥見村長龜山儀兵衛、有志者田上郁一、遠藤儀作の祝辞及
び委員総代横山忠三郎の謝辞演説があつて、元郡長小幡忠藏、大野龜三郎その他各方面よりの祝電披露があつて終り、
後盛大な祝宴を催した。成功式委員長の式辞及び委員総代の謝辞は、次のとおり。

式 辞

茲二本日ヲトシ、各務用水路開闢工事成功ノ式ヲ挙行スルニ当リ、知事代理官並ニ貴賓ノ貴臨ヲ辱フスルヲ得タルハ、
本組合ノ最モ欣幸トスル所也。
本用水路開闢事業ハ、明治廿一年四月ヲ以テ起工シ、廿三年九月ニ竣工セリ。水路ハ小金田村地内ニ起リテ、北杉森村
地内ニ終リ、長良川ヨリ分水ス、其延長五里余、工費貳万三千余円、關係区域小金田芥見岩藤原那加及北長森ノ六ヶ村

十三字ニ亘リ、灌漑地三百拾貳町九反余ニ及ヘリ、越ヘテ二十四年十月震災ニ遭ヒ、水路書ク破壊シ、修繕成リテ後、又更ニ二十六年七月ノ水災ニ罹リ、續テ二十九年七月九日再度ノ水害ヲ來シ、不慮ノ不幸ヲ重ネシモ、隨テ壞ルレハ隨テ修メ、即チ三十四年五月ニ至リ正ニ完成セリ、此ニ及ヒ年ヲ閱スルコト前後十四、工費総額官民費通計十三万六千二百余円ニ達セリ。

創業當時幾多ノ困難ニ遭遇シ、加フルニ天災存リニ到リ、勢次多大ノ打撃ヲ被リタルモ、挫折スルナク、遂ニ当初ノ目的ヲ貫徹シ、百年ノ利源ヲ開キ、能ク今日在ルヲ致シタルハ、是レ官庁ノ保護宜シキニ適エルニ因ルト雖モ、抑モ發起人諸氏ノ至誠、有志諸氏ノ協力、及諸員各位ノ同心以テ各事ニ當リ、聯ニ展シタル結果タラスンハアラス、然リ而シテ、用水路全通以降、灌漑区域ニ屢スル土地自然ニ肥沃トナリ、毎歲豊熟收穫昔日ニ倍蕪シ、且絶ヘテ旱損ノ憂ヒヲ忘ルルニ至リ、其ノ功績洵ニ偉大ナリト謂フヘシ、而シテ此ニ、特ニ記憶ニ存セサルヘカラサルモノアリ、他ニアラス、土工ノ技術尙未タ多ク進マサル時代ニ在リテ、斯クノ如キ遠隔水路ノ測量設計上遺算ナキヲ得タル、當事者諸氏苦心經營ノ一事、則ケ是レナリ、本事業ノ事務ハ、初メ水利土功会ニ依リテ処理セラレ、三十二年一月普通水利組合ノ設立成リテ之レニ移シ今ニ及ヘリ、而シテ用水灌漑区域ノ如キ、尚拡張ノ余地ナシトセス、之ニ對シテハ、他日溝究スル所分アラントス。

本日水事業ニ関シ、功勞アル諸氏ニシテ、不幸己ニ世ヲ去レルモノ四十名、今此ノ盛儀ヲ行フニ際シ、諸氏ト幽明界ヲ隔テ、其慶ヲ共ニスル能ハサルハ、洵ニ無限ノ恨事タリ。

予ノ乏キヲ用水組合管理者ニ承ケ、此ノ盛事ニ与カル、何ノ光榮カ之レニ加エン、乃チ事業經歷ノ梗概ヲ叙シ、以テ式辭ニ充ツト、云爾。

明治四十年四月廿八日

各務用水路成功式委員長

各務用水普通水利組合管理者

岐阜県稲葉郡

川田茂通

茲ニ本用水路ノ成功式ヲ舉行セラルルニテ、不肖等委員トシテ、此ノ盛式ニ列スルヲ得ルハ、光榮トスル所ナリ、抑本用水区域内ノ如キハ、昔年ヨリ早魃ニ苦ミタリシニ、明治十三年特志者相謀リ、奥洞ノ上官庁ニ鑑定ヲ申請中、明治十六年ニ至リ、前代未聞ノ大旱魃ニ遭遇シタルヲ以テ、一層其ノ志ヲ厚ラシ、武儀郡上下白金用水ヲ擴張シ、旧各務郡内ニ利用セントシタル処、幸ヒ特志者岡田氏ハ、武儀各務ノ両郡ニ交渉ノ勞ヲ取ラレ明治十九年初メテ聯合会ノ成立ヲ見ルニ至リ、以来官民協力其土功ニ厚シク結果、明治三十四年ニ完成ヲ告、爾來各種ノ事情ノ為延延シ、本日ヲ以テ其ノ成功式ヲ挙クルニ至リ、斯ク多数ナル貴賓ノ來臨ヲ辱フシタルハ、本組合ノ感謝スル所ナリ、聯カ述ヘテ祝意ヲ表ス。

明治四十年四月廿八日

各務用水普通水利組合

委員惣代 横山忠三郎

(余興に角力花火競馬) 当日は、余興に角力・花火および競馬を開催、前日までに、次のとおり設備した。各催し物とも用水組合が主催し、景品を出したので、同地室前の賑わいを呈した。

角力

一土俵場

依拾八俵

四方柱

注連

一高場

杭八本

板

升及其他

末口四寸以上 長式間以上四本

但四方柱張廻シ

一警察官出張所 長式間巾式間

右ニ杭八本

右ニ要スル繩ハ悉皆受持掛員ノ指揮ニ依リテ構スル事。

一打場場 標 火

一打場場

菅竹棚 方六間 周圍延參拾間

竹三百六十本 間口十二本使

杭三十本 腰竹五通り四寸以上

一寄席 輿行二間 間口九尺 六十席

杭百八十三本

腰竹裏式通 中二通り 前一通結イ付四寸以上

右ニ要スル繩受持掛員ノ指揮ニ從ヒ構成スル事。

一馬場 標 馬 会 場

一馬場 外周百五拾間

杭式百五拾本打込 但材料ハ那加村ニテ借入レノ見込外間イ用ハサ竹四寸以上三通リ結イ付ク

一景品棚 長六間 巾七尺 但高場

杭拾式本

一景品棚

右ニ要スル繩受持掛員ノ指揮ニ從ヒ構成スル事

なおこの奉式の準備および後片付けのため、二十七日より二十九日まで三日の経費は、米二俵十三円二十銭、味噌三メ目七十銭、溜り五升一円五十銭、薪六十メ一円五十銭、炭三十メ三円、豆腐百丁一円五十銭、大豆五升六十銭、こんにやく二十銭、酒一斗四円、臨時雑費三円七十銭、合計三十円を要した。諸物価の安かつた時代に、この成功式が如何に大規模なものであつたかを想像出来る。

〔物故功勞者の慰靈祭〕 各務用水開鑿発起以来の功勞者は、同用水の完成を見る頃までに、次々に死去し残り少くなつた。同用水組合では、用水路成功式に先ち、明治三十四年三月記念碑建設の舉が決するや、同月十日用水由縁の岩滝真願寺において、役員死亡者の追弔法会を執行した、次の通知状によつてそれが窺える。

口 演

陳者各務用水組合役員死亡者追弔会、本月拾日岩滝区真願寺ニ於テ執行可レ致事ニ相成候間、其際組合役員悉皆參堂致し、通水式準備協賛等も可レ致事ニ有レ之候ニ付、万障御繰合之上、是非御參会相成度、此段御通知 及候也。

明治三十四年三月二日

委員 後藤 幸治 郎

議員 後藤 小平 治 殿

〔四十一名の慰靈祭〕 更に用水路成功式挙行の翌廿九日、大島常念寺において、組合主催の下に各遺族を招き、物故者遠藤平三郎外四十名の慰靈祭を執行した、管理者の祭詞は次のとおり。

祭 詞

維持明治四十年四月廿九日、謹テ故遠藤平三郎君外四十氏ノ靈ニ告ク、各務用水路開鑿工事興ルヤ、諸氏アルイハ発起

人トナリ、或ハ特志トシテ、又或ハ謬昌、若クハ委昌トナリ、管理者トナリ、至誠以テ事ニ当リ、熱心以テ職ニ尽シ、各大ヒニ貢獻セラレタルコトハ、本組合一般ノ夙ニ認識スル所ニシテ、雖レカ亦諸氏ノ徳ヲ稱セサルモノアラン、唯諸氏不幸早ク世ヲ去ラル、何ソ痛惜ノ情ニ堪フヘケン、曩ニ用水工事既ニ完成ヲ告ケ、今又記念ノ碑建設落成セルヲ以テ、乃チ昨二十八日和氣飄々ノ裡ニ於テ、碑ノ除幕ト同時ニ、用水路成功ノ式典ヲ挙行セリ、此日天気清朗賓客場ニ満チ、余興ニ煙火アリ、相撲アリ、将タ驢馬アリ、観者雲ノ如ク、歓声山川ヲ撼カシ、海ニ空前ノ盛況ヲ呈セリ、只恨ムラクハ、諸氏ト幽明界ヲ隔テ其慶ヲ共ニスルヲ得サルヲ、然リト雖モ、用水開通以降、灌漑其便ヲ増シ、堯舜化シテ肥沃トナリ、年々豊熟取獲昔日ニ倍蓰シ、又絶ヘテ旱暵ノ患ヒナク、其ノ人ヲ利シ爾ヲ益スル、實ニ渺少ナラストス、是レ偏ニ諸氏苦心經營ノ結果ニシテ、其ノ功偉且大ナリト謂フヘシ、則ケ諸氏ノ芳名ハ、用水ノ流レノ尺ルナキカ如ク、永ヘニ伝ヘテ朽チス、諸氏夫レ以テ瞑スヘキ也、茲ニ諸氏ノ為メニ追弔會ヲ行フニ方リ、聯カ蕪言ヲ陳ヘテ、恭ク追悼ノ誠意ヲ表ス、尚クハ享ケヨ。

各務用水普通水利組合管理者

岐阜県稲葉郡長 殿五位

川 田 茂 通

〔樹靈追弔を年中行事〕 組合外の功勞者小崎知事、駒田阿部両郡長をはじめ、歴代郡長掛り郡書記、仲良人五島半平再興発企人岡田只治等は、相繼いで歿し、組合内における創業以来の功勞者も同様で、創業三十周年の大正五年には歿り少くなつた。茲において生き残りの功勞者横山忠三郎は、「用水区域民がその堵に安んじて居れるのは、偏に是等功勞者の遺徳である、物故功勞者の樹靈追弔は、組合相續の人の義務である」として、毎年一度執行されたいと、同年八月時の管理者竹内伊之助へ、遺族名簿を添えて願出た、爾来同組合では毎年一回、物故功勞者の追弔會を執行し、戦争前までは年中行事の一つとなつていた。

第四節 間無田川の改修

各務用水開役に際して、南水路中区域外伊勢島地内伊吹の一部を通過するにつき、この敷地買取について、専ら維持の間に合わぬ為め、大宮村において交渉特約を結び、規約直段と特約直段との差額は、大宮村で弁金することとして買収し、これと同時に悪水排除について一札を、伊吹村へ差入れたことは、既記のとおりである。然るに各務用水完成後において、悪水は間無田川一方へ急流となつて押し寄せ、大島・宮代・岩滝の数字が水腐を見るに至り、且つ豪雨の都度伊吹から悪水路改修について督促されるに至り、茲に間無田川改修問題は抬頭した。今遺存する資料に基き、その概要を述べる。

〔三年間の継続事業〕 間無田川改修は、組合会においても問題となつていたのである。明治三十四年度予算には、「岩滝大島宮代地内間無田川修築工事補助金」として、金三百円を計上可決している。しかしこれで問題を解決し得るものではない、三十七八年頃に至り、伊吹の督促はいよいよ烈しくなつた。依つて地元大島では、総工費千五百十八円余を以つて大改修を計画し、これを三カ年継続事業とし、不足分は区費を以つて支弁するから、三カ年間毎年三百円宛補助されたい旨、地主総代数名は、他村組合有志者二十余名の賛成を得て、四十年二月六日付、組合管理者へ願出た、すなわち、次のとおり。

排水路補助申請

各務用水路連流大島地区地内
一 間無田川注入以下境川沿
右ハ、各務用水開墾以前ハ、間無田川上流及岩田悪水上流ニ於テ、所々放水路等有レ之候処、開墾後者、下流間無田川壱方へ急流ト相成、夫ニ岩滝区毘沙門谷以西悉ク、間無田川方面へ平押ト相成、大雨洪水之節者、本区大島地内字宮塚中坪西沖家並四反田北馬出及ヒ宮代区字東沖登ツテ岩滝区字西門等へ大水之節ハ皆水驟仕、加ルニ境川筋那加村前河、蘇原村大島半數川中境古来前河堰埭ヲ兼用シ、水車堰ハ古形ヨリ追々高堰ト相成候為、前陳ノ字數ハ水腐ノ為、年々減取ニ陷入困難之場合ニ相成候ニ付、此災害ヲ救フハ、排水路ヲ設ルヨリ他ナシ、何卒右間無田川改修其他ノ排水路改修ノ為、向三ヶ年間ニ、壱ヶ年ニ金叁百円宛、本組合ヨリ補助ヲ受、其余ハ区費ヲ以テ改修シ、復活良田ニ整頓致度、区

民一同之希望ニ付、実地ヲ御見分之上、四十年度組合会議案へ御提出之儀奉_レ 敬願_一 候也。
明治四十年二月六日

各務用水組合内大島区地主惣代

横山 孫右衛門 外九名
賛成 平光 田四郎 外二十一名

各務用水普通水利組合管理者

稲葉郡長 川田 茂通 殿

〔察況に起つ大島の实情〕 その後地元大島では、開無田川に由る水害の原因及び实情、伊吹よりの督促により察況にある実情等を見陳した理由書を以つて追願し、東西水路で対立当時仲裁した山林葦草も亦、理由書を提出して、悪水路改修の儀を願ひ出た。すなわち次のとおり。

理由書

一 各務用水創業規約中、本用水路ハ宅村境上ニテハ組合費ヲ以テ堀割云々ト有_レ然ルニ大島地内東南ニ当リ、別紙絵圖之通り伊吹地内麥成ニ入込ミ、加ルニ底地ナリ、下三柿野及前瀬開墾地境ヘハ境下ノ地形ニ当リ、迂曲シテ水路ヲ開テスルハ、下流ニ反スル処、加之底地ニ付工費ノ多額ヲ要シ、一方ニハ上流芥見村始メ新規用水反對者多イ為ニトテヨリ工事着手スル事不_レ能依テ下流ヨリ第一番ニ着手スル策略上、三柿野大島亦羽根以南工事ニ当リ、緊至工事ト相成、本原掛官及管理郡長阿部直輔氏ノ下命ニ依リ、相当管理者ヨリ区域外伊吹村ヘ約定手續キスルハ、困難且ツ幾多之月数煩事故、大島村ニ於テ責任ヲ負ヒ、約定致早々工事着手致候様被_レ 申聞_一 候ニ付、涙ヲ吞テ其任ヲ負、別約定之通取_レ 為_レ 誓_一、工事成功致候処、其後大水之度毎該約定ヲ以テ伊吹区ヨリ掛合申込ミ、其返答ニ苦ミ、其時々少々ノ悪水吐土橋位ニ改修ヲ加ヘ修補スルヲ望モ、敢底悪水ノ悪水成ク修理ニ無_レ 之、申渡不_レ 立ニヨリ、過ル明治三十七八年頃ヨリ、伊吹区ヨリ

リニ悪水路改修ノ請求スル処トナリ、迄テモ飯間敷ヶ原ヲ、大島区丈ニテ工事施行スルハ、飯間敷ヶ原、伊吹、伊豆候間、創業ノ際組合一時之急難渡、永々大島区ヘ懸請求メタル事深ク御察ノ上、過日御敬願申上置候、排水補助申請御採用之上、該悪水路改修之儀御施行被_レ 成_レ 下_一 度、此段理由書ヲ以奉_レ 追願_一 候也。

理由書

一 各務用水創業開墾之際、東分水岩滝地内字山王東工事ニ付、字小山ノ西水路ト東水路ト両様御目論見ニ相成、西水路ハ大島地内境川ヘ直線ニシテ水行好ク、且ツ工事ニ難所無_レ 之、東水路ハ遠曲シテ工事ニ難所有_レ 之、然ルニ岩滝区用水区域ニ、少シ利用難_ニ 出来_一 場所所有_レ 之ニ依リ、上岩滝区民ト下大島区民トニ衝突ヲ引起シ、客易ニ不_レ 折合_一 不_レ 申御出張官吏モ御迷惑ノ由ニ付、不肖話章仲裁ニ立入、別紙約定及両区規定書之通り、取扱置候_レ 其後悪水路及山押出等ニ、変更ヲ来シ候向キモ有_レ 之哉ト奉_レ 存候間、何卒大島区民願之通り、悪水路改修之儀、副テ奉_レ 懇願_一 候也。

稲葉郡蘇原村大島

僧 小林 誠章

各務用水普通水利組合管理局

稲葉郡長 川田 茂通 殿

〔村当局へ手続方願〕 しかして組合管理者へ願ひ出ると同時に、蘇原村長宛什様書を添え、村会の議決を経て補助申請されたい旨、次のとおり願ひ出た。

排水路改修起工額

稲葉郡蘇原村大島地内

一 間無田川通
 一 毘沙川通
 一 西島用水上部
 一 伊吹悪水 downstream
 右ハ各務用水開鑿以來、間無田川上流、芥見村岩田区等ヨリ追々悪水路ニ改修ヲ加へ、下間無田川及境川筋へ放水セシヲ以テ、下ハ前河地内境川堰塊ヲ上流ニ登セ、高堰トナセシヲ以テ、大島地内宇家並西沖中坪宮塚北馬出四反田等ノ字ハ、年々水腐シ、減収ニ陥入困難ニ付、此災害ヲ救フハ、排水路ヲ改修スルニ他ナシ、依テ各務用水組合ヨリ補助ヲ受、向三ヶ年間ニ改修仕度、就テハ村ノ起工ニ保ルモノニ付、何卒村会へ議案シテ御提出被ニ成下ニ度、別紙設計書相添此段奉レ願候也。

稲葉郡蘇原村大島地主惣代

仕 様 書

稲葉郡蘇原村大字大島地内

間無田川通宇家並
 一 水路長百五拾間三尺
 此敷地百五拾坪五合
 地代金百五拾円五拾銭
 但老坪当リ金老円
 中六尺
 歩拵メ

土坪五拾坪式合
 此金參拾円拾式銭
 左岸桁長百拾間三尺
 老割勾配

高式尺
 横四尺
 間四尺
 踏土取式丁以内築固メ共五人掛

土坪三拾三坪四合
 此金五拾円拾銭
 筋芝長六百式間

此立坪老坪三合四尺

老坪当リ老円五拾銭
 巾四寸 長五拾間三尺ノ処
 厚式寸 四通分
 芝取老丁以内
 目串留メ共四人

此金老円六拾銭八厘
 石積延長式百四拾五間三尺

此立坪拾三坪七合三勺

此金百四拾四円五拾八銭五厘

老坪拾円五拾銭
 老坪拾円五拾銭

土木長式間末口五寸百式拾式本七分五厘
 代金九拾八円式拾銭

但老本老円八拾銭

扣木長四尺末口三寸三百六拾八本式分五厘
 代金拾八円四拾老銭式厘
 石工四拾人九分

賃金式拾円四拾五銭

人夫四拾人九分

但老本ニ付五銭
 但老坪八拾老坪五合
 但老坪老坪組
 但老人金五拾銭
 石工老人ニ付老人手伝

賃金拾貳圓貳拾七錢
旧水路長百五拾間三尺淺溝
此金參圓

卷人金三拾錢
卷間ニ金貳錢

全下字西島

一水路長百四拾卷間
此敷地百四拾卷坪

巾六尺 歩拵メ

此代金百四拾卷圓

卷坪金卷圓

旧水路淺溝長百四拾卷間
賃金貳圓八拾貳錢

但間ニ貳錢ツツ

桁延長貳百卷間

高三尺 右岸百三拾卷間
橫五尺 左岸七拾間

土坪八拾三坪八合

踏土卷丁半以內卷坪四人卷圓廿錢

代金百圓五拾六錢

石積長百六拾間

高貳尺五寸
橫卷尺

此立坪拾卷坪卷合卷尺

此金百拾六圓五拾五錢

卷卷拾五メ目以上
高貳尺五寸
橫卷尺貳寸

石積四拾卷間

此立坪三坪四合貳尺

此金三拾五圓九拾卷錢

土木長貳間末口五寸

此百本五分

代金八拾圓四拾錢

扣木長四尺末口三寸

此三百卷本五分

代金拾五圓七錢五厘

石工四拾六人卷分

賃金貳拾參圓五錢

人夫四拾六人卷分

賃金拾參圓八拾三錢

筋芝延長五百六拾間

此坪卷坪貳合五勺

代金卷圓五拾錢

堀立長百四拾卷間

立坪四拾七坪

代金貳拾八圓貳拾錢

計金五百五拾九圓參拾五錢

岩滝毘沙門落懸水字宮堰

一水路長貳百拾三間

拾五メ目外上

卷本八拾錢

卷本五錢

但平八拾三坪七合五勺

內 拾七坪八勺 七分掛
六拾六坪六合 七勺 五分掛

石工手伝

長百四拾卷間四通ノ分

卷坪卷圓貳拾錢

巾六尺

深貳尺

卷坪六拾錢

巾卷尺歩拵メ

此敷地三拾五坪五合
代金參拾五円五拾錢

全長淺瀬
金四円貳拾六錢

除桁延長三百拾三間

勾配卷割

老坪老円
老間貳錢
高壹尺
横貳尺
馬壹尺

此立坪拾七坪四合

代金拾四円八拾八錢

計金五拾四円六拾四錢

伊吹落葉水掛樋下字栗原

一水路長貳百五拾貳間

此八拾四坪

此地代金八拾四円

旧水路淺瀬長同

此金五円四錢

除桁長四百貳間

勾配卷割

老間ニ金貳錢ツツ
高壹尺五寸
横貳尺五寸
馬壹尺

此土坪四拾壹坪九合

金五拾四円貳拾八錢

計金百參拾九円三拾貳錢

全所下三柿野地内

一水路長百四拾貳間三尺

此敷地四拾七坪五合

巾步貳尺

此地代金四拾七円五拾錢

旧水路長百四拾貳間三尺

此金貳円八拾五錢

除桁長貳百八拾五間

老坪金壹円
老間ニ付金貳錢

高壹尺五寸
横貳尺五寸
馬壹尺

此坪貳拾九坪七合

此金三拾五円六拾四錢

計金八拾五円九拾九錢

大島地内北馬出

一悪水樋長四間三尺

内法 高貳尺五寸
横三尺

此金百五拾円

合計金千五百拾八円五拾四錢五厘

〔蘇原村長へ再申請〕 間無田川改修問題はなお解決の緒につかなかつたため、四十二年二月十二日付、大島区長遠藤勝三郎は、村長代理者片尾林二に、次のとおり再申請した。

申 請 書

各務用水路連流大島地区

一 間無田川注入以下境川沿

右ハ各務用水開鑿以前ハ、間無田川上流及岩田悪水上流ニ於テ、所々放水路等有レ之候処、開鑿後ハ下流間無田川一方へ急流ト相成、夫ニ岩滝区毘沙門谷以西悉ク間無田川方面へ平押ト相成、大雨洪水ノ節ハ、大島区地内字宮塚中坪西沖家並四反田北馬出及、宮代区字東沖、登ツテ岩滝区字西門等ハ皆水腐付、加フルニ境川筋那加村前洞藤原村大島半敷川中境、古来前洞塚埭ヲ兼用シ、水車塚ハ古形ヨリ追々高堰ト相成ル為、前陳ノ字敷ハ水腐ノ為年々減収ニ陥入困難ノ場

合ニ相成候ニ付、此災害ヲ救フハ、排水路ヲ設クルヨリ他ナシ、故ニ右間無田川ヲ改修シ、尚宇原排水路改修ノ傍ハ各務用水創業ノ際、本村伊吹区地内へ甲水路ヲ掘除構築立タルニ依リ、其排水等ニ付テハ、大島区ヨリ管理者ニ代リ責任ヲ負ヒ、種々困難ナル約定モ差入置キ、追々伊吹区ヨリ督促ヲ受、申訳不_レ相立_一場合モ往々有_レ之候ニ付、之レカ改修ノ為メ、向三ヶ年間老ケ年ニ金參百円宛、各務用水普通水利組合ヨリ補助ヲ受ケ、其余ハ区費ヲ以テ、別紙什抄書之通り改修シ、復活良田ニ整備致度区民一同ノ希望ニ付、右起工及補助申請方御取計ヒ被_ニ成_一下_一度、此段申請候也。

明治四十二年二月十二日

稲葉郡藤原村大島区長

遠藤勝三郎

稲葉郡藤原村長

代理者 片尾林二殿

しかして間無田川改修が何時、どんな規模で行われたかは、資料が未発見のため詳らかでない。

第五節 共通経済の専任職員

我が各務用水普通水利組合の管理者稲葉郡長は、外に同一郡内の加納輪中水害予防組合及び、大江川・荒田川・閘門・境川井堰の三普通水利組合の管理者を兼ねている。従つて同郡役所の職員は、これ等水利組合の事務を兼務させられるが、事務進行上支障を来すことが往々ある、因つて稲葉郡長管理の五水利組合は、各組合会の議を経て、共通経済の専任職員、すなわち工手及び書記を任用することとし、明治四十年四月二十二日付、管理者よりこれが認可を、本県知事に申請し、知事は同月二十四日付、認可した、なお各組合の分担金も次のとおり。

加第六一号

申請書

本官管理加納輪中水害予防組合、各務用水普通水利組合、大江川普通水利組合、荒田川閘門普通水利組合及、境川用水井堰普通水利組合ノ五個水利組合、共通経済ニテ、別紙ノ通り、職員任用仕度候条、御認可相成度、此段申請候也。

明治四十年四月二十二日

加納輪中水害予防組合各務用水普通水利組合
大江川普通水利組合荒田川閘門普通水利組合
境川井堰普通水利組合管理者

岐阜県稲葉郡長

川田茂通 謹

岐阜県知事 薄定吉殿

水利組合体給調

職名	一級	二級	三級	四級
書記	貳拾円以上 參拾円	拾五円以上 貳拾円未満	拾円以上 拾五円未満	拾円未満
工手	參拾円以上 四拾五円	貳拾円以上 參拾円未満	拾五円以上 貳拾円未満	拾五円未満

明治四十年度水利組合工手及書記給料調

組合名	工手給料	書記給料
加納輪中水害予防組合	一二〇、〇〇〇	一六四、四〇〇
各務用水普通水利組合	四七、四四〇	二八、三二〇
荒田川開門普通水利組合	三六、〇〇〇	二九、〇四〇
大江川普通水利組合	三三、〇〇〇	四四、〇四〇
境川用水井堰普通水利組合	五、〇〇〇	七、二〇〇
合 計	二四一、四四〇	二七三、〇〇〇
月 額 平 均	二〇、一二〇	二二、七五〇

岐阜県指令庶第二二〇七号

稲葉郡加納輪中水害予防組合外四普通水利組合

管 理 者

明治四十年四月廿二日加第六一号申請組合書記及工手俸給額ノ件認可ス

明治四十年四月廿四日

岐阜県知事 薄 定 吉

第六節 用水功勞者の表彰

各務用水普通水利組合では、明治四十一年に功勞者表彰の儀がたり、翌四十二年度に金三千円の表彰費予算を議決し、同四十三年三月十三日盛大な表彰式を行った。これより先用水組合では、總會ある毎に、感謝状に物品を添えて贈呈し、功勞表彰を怠らなかつたが、資料散逸して詳らかでない、此処には岡田横山両家に遺存の資料に拠り、その片鱗を

(普通水利組合創立功勞者) 明治三十二年四月二十七日普通水利組合創立功勞者に、次のとおり謝状に物品を添えて贈呈した、横山忠三郎は創立下調査員であつた關係からであり、他の委員も亦、同様感状と物品を贈られたであらう。

謝 状

横山 忠三郎 君

貴下本組合創立ニ際シ、日夜非常ノ力ヲ尽サレ、茲に本組合成立ヲ告ケ、將來其福利ヲ受ケシムル者、其勞洵ニ感荷ニ甚ヘサルナリ。

依ツテ本組合ノ決議ニヨリ、聯カ謝意ノ万一ヲ彰センカ為、目錄ノ物品ヲ贈呈ス。

明治三拾貳年四月貳拾七日

各務用水普通水利組合管理者

岐阜県稲葉郡長正七位勲六等 浜口 真澄

〔八之字形堰築造功勞者〕 次いで明治三十三年一月二十日、八之字形堰築造功勞者として、次のとおり感謝状を贈つた。この築造について岡田只治は、その設計監督に當つたからで、この工事施行に當り千足小屋名両村同意を求むる為め、後藤小平治は難局に立つて解決に當つて居る。しかし感謝状を贈られたかどうかは詳らかでない。

各務用水築造者トシテ、其創策ヨリ今日ニ至ル迄、拾數年一日ノ如ク、該用水ニ尽力セラレタルハ、誠ニ感佩ニタヘサル所ナリ、特ニ新ニ堰埭築造ノ官允ヲ得、用水ノ完成ヲ期シ、其功用ヲ永遠ニ伝フルニ至リシハ、誠ニ貴下手リテ力アリトス、因テ其勞ヲ囑謝ス。

明治三十三年一月二十日

各務用水普通水利組合管理者

岐阜県稲葉郡長從六位勲六等 浜口 真澄 印

岡田 只治 殿

〔桂冠郡長に感謝状〕 七年の長きに亘り組合管理として、明年の復旧工事に、はたまた堰決築造に、或は普通水利組合結成等、組合育ての親浜口真澄が、桂冠郡郷するに当り、組合の決議により、同三十三年三月二十四日、次のとおり感謝状と物品を贈った。

郡司ニ在ル七春、足下之徳政洵ニ顕著タリトス、特ニ本組合創設日尚浅ク、通水未タ完カラス、加フルニ新年之水害ニテ水路屢々破壊シ、為メニ難事百出、殆ント顛廢ニ帰セントスル健局ニ当リ、銳意督勵是ヲ料理シ、又水利組合創立ニ関シテハ、百轉ヲ排シ上下游ニ諭シテ田滿之成立ヲ遂ケ、尚進ニ而水路改修増築工事ヲ施シ、新ニ堰決ヲ築造シ以テ茲ニ通水之全キヲ得、愈々其福利ヲ永遠ニ伝フルニ至リシハ、足下カ尽力之致ス所ニ外ナラス、實ニ感佩ニタヘサル所ナリ、今ヤ足下桂冠遠ク去ル、衆庶皆惜ム復タ留ルニ由ナシ、依而效ニ本会之決議ニ依リ、功勞之万分之一ニ酬ン為メ、聯カ巨録ノ物品ヲ贈呈ス、乞フ幸ヒニ領納ヲ賜ヘ。

明治三十三年三月二拾四日

各務用水普通水利組合管理者

岐阜県稲葉郡長從六位勲六等 津田 顯 孝

元各務用水普通水利組合管理者

岐阜県稲葉郡長從六位勲六等 浜 口 真 澄 殿

〔銀盃及功勞金を贈る〕 組合区域外にあつて用水開鑿の主唱者となり、且つ組合育ての親である岡田只治に対し、同三十六年十月二十日感謝状に御否及び功勞金七百五十円（三カ年に分給）を添えて贈呈した。

感 謝 状

夙ニ各務用水ノ開鑿ニ從事シ、次テ製水書而復築工事ニ關与シ、設計実測ニ力ヲ竭シ、其発起人ニ稱ケラルルヤ、他ノ有力者ト共ニ奮テ事ニ専リ、終始以テ忠誠スルコト多キ、茲ニ今日ノ成功ヲ見ルニ至リ、為ニ是レ田園土ノ利也ヲ表ス。

ルモノ大ナリトス、依テ本組合ハ、組合会ノ議決ヲ以テ、聘カ其功勞ニ酬ンカ為メ、別紙目錄ノ通贈進シ、感謝ノ意ヲ表ス。

明治三十六年十月二十日

各務用水普通水利組合管理者

岐阜県稲葉郡長正七位勲六等 小 幡 忠 藏 殿

岐阜県山県郡保戸島村

岡 田 只 治 殿

目 録

一 銀 盃 壹 組

一金七百五十拾円 功勞金

自明治三十六年至明治三十八年三ヶ年

間三、五年式百五十拾円宛ヲ贈進ス

以 上

〔被表彰者の調査委員〕 同四十二年度予算に、功勞者表彰費三千円を可決した組合会は、被表彰者の範圍その他に付、調査委員として、下野善三郎、横山忠三郎、北川九三郎、平光田四郎、後藤小平治、大野亀三郎の六名を選任調査させた。しかして用水創業以來携わつた横山忠三郎は、郡長斎藤実直の内命に依り、功勞者一人一人について、その実績調査に当りこれを内申した。この調査報告を原案とし、調査委員会において慎重審議の上、次のとおり決定した。

- 一等金盃一箇 下野善助、大野亀三郎、岡田只治、後藤小平治、横山忠三郎、故田上宮之丞遺族田上祐一、故横山半十郎遺族横山虎之助、
- 二等銀盃三ツ組 平光田四郎、龜山儀兵衛、後藤甚吾

三等銀盃大一箇 氏名不詳
四等木盃三ツ組 氏名不詳
五等木盃大一箇 氏名不詳

なお故阿部直輔の遺族に銀瓶一個を贈り、この外岡田只治には養老金を贈ることとした。

〔養老金千六百円贈呈〕 用水開墾発起以来の功勞岡田只治へ贈る養老金千六百円は、表彰式に先ち、四十二年十二月廿八日、次のとおり贈呈した。

一金千六百円

今回当組合創設以来ノ功勞者表彰執行ニ際シ、昔下ハ發起人トナリ、多年専心其ノ事業ニ尽瘁セラレタルヲ以テ、特ニ養老金トシテ前書ノ通贈与スルコトニ議決セリ、依テ右組合ノ意志ヲ諒得シ、一ハ養老ノ資ニ充テ、一ハ記念トシテ永ク子孫ヲシテ其ノ徳ヲ継承スルコトニ留意セララルベシ、玆ニ組合ヲ代表シ、之ヲ贈呈ス。

明治四十二年十二月廿八日

各務用水普通水利組合管理者

岐阜県稲葉郡長正七位勲六等

齊藤 実直

岡田 只治 殿

〔表彰状及び贈呈状〕 組合功勞者表彰式は、同四十三年三月十三日、稲葉郡役所は手扶に付、隣りの岐阜県蚕子防事務所を借りて式場に充て組合管理者稲葉郡長齊藤実直司会の下に挙行し、夫れ々被表彰者に、表彰状及び所定の金額木盃を贈呈した。すなわち表彰状は同一文で、只末尾の贈呈名を異にするのみである。金盃組の一人横山忠三郎のものを例示すれば、次のとおり、なお同人には養老金一封を次のとおり贈呈した。この養老金については、前記岡田只治及び横山忠三郎の二人のみか、或は他にも該当者があつたかは不詳である。

表 彰 状

横山 忠三 郎 君

各務用水組合各村ハ、往時用水欠乏旱害頻ニ至リテ新穀給ラス、里民ノ深憂一ニ之ニ繋レリ、是ニ於テ明治十七年各村相謀リテ、新ニ水路ノ開墾ヲ企ツルニ方リ、官庁ノ指導ヲ奉シ、能ク百難ヲ排シテ熱誠事ニ従ヒ、年々開墾スルコト十有餘、遂ニ全ク之カ功ヲ奏シ、始メテ積年ノ深憂ヲ除クコトヲ得タリ、其功勞洵ニ偉大ナリトス、依ツテ本組合ハ組合会ノ議決ヲ經テ、之ヲ表彰シ併セテ金盃壹個ヲ贈呈ス。

明治四拾叁年參月拾參日

各務用水普通水利組合管理者

岐阜県稲葉郡長正七位勲六等

齊藤 実直

贈 呈 状

一金壹包

今回組合創設以来功勞者表彰執行ニ際シ、昔下ハ發起人トナリ、多年専心其ノ事業ニ尽瘁セラレタルヲ以テ、特ニ養老金トシテ、前書ノ通贈与スルコトニ議決セリ、依テ右組合ノ意思ヲ諒得シ、一ハ養老ノ資ニ充テ、一ハ記念トシテ永ク子孫ヲシテ、其ノ徳ヲ継承スルコトニ留意セララルベシ、玆ニ組合ヲ代表シ、之ヲ贈呈ス。

明治四十三年三月十三日

各務用水普通水利組合管理者

岐阜県稲葉郡長正七位勲六等

齊藤 実直

第七節 組合規約並規程改正

〔三十六年の一部改〕 明治三十六年二月十三日付、「組合事業の目的を判明ならしめ、議員の選挙に関する手續の不備を補い、必要な附属員を増設したると、其他事務勉弁上不适合の条項を修正」し、これが認可を本県知事に申請した。知事は同年七月十日認可を指令した。その規約改正条項は、次のとおり。

各務用水普通水利組合規約中改正追加

第二条ヲ、左ノ通改正ス。

本組合ハ、左ノ事業ノ為メ、設タルモノトス。

一 用水灌漑事業ニ関スルコト。

二 本組合ニ利益アル事業ニ対シ、補助若ハ、寄附ヲ為スコト。

第六条第二項及第三項ヲ、左ノ通、改正ス。

第二項ノ指定届出期限ハ、管理者、之ヲ告示ス。

選挙権ヲ有スル組合員ハ、前項ノ期限内ニ届出ヲ為ササルモノハ、選挙人名簿ニ登録セサルモノトス。

一人ニシテ数選挙区ニ土地ヲ有スルモノニアリテハ、其住居地組合区域外ノ者ニアリテハ、本人指定ノ区ニ於テ、選挙ヲ行フモノトス。

第九条第二項ニ、左ノ但書ヲ追加ス。

但、選挙人タルコトヲ得ヘキ、裁判官渡書ヲ所持シタルモノハ、選挙ヲ為サシメ、其由ヲ、選挙録ニ記載スヘシ。

第十条ニ左ノ但書ヲ、追加ス。

但、各選挙区毎ニ選挙ヲ行フ場合ハ、本条ノ日限ヲ、伸縮スルコトヲ得。

第十一条ヲ削除シ、第十二条ヲ第十一条トナシ、其第一項中、管理者ノ下（若ハ其代理者）ノ六字ヲ、挿入ス。

同条第二項ヲ、削除。

第十三条ヲ第十二条トシ、更ニ第十三条ヲ追加ス。

投票用紙ハ、管理者ニ於テ、一定ノ式ヲ用ヒ、選挙ノ当日、選挙会場ニ於テ、各選挙人ニ、交付スヘシ。

第十九条第一項ヲ、左ノ通、改正ス。

選挙ヲ終リタル後、管理者ハ、当選者ニ当選ノ旨ヲ、告知スルモノトス。

但、選挙掛長、管理者代理ナルトキハ、選挙ヲ終リタル后チ、直ケニ、当選者ノ住所氏名ヲ、管理者ニ報告スヘシ。

当選者、其当選ヲ辞セントスル者ハ、告知ヲ受ケタル日ヨリ、五日以内ニ、之ヲ管理者ニ申立ツヘシ。

第二十二条第二項ヲ、削除ス。

第三章委員及樋管監守附属員トアルヲ、（委員及吏員）ト改ム。

第三十条ヲ、第二十九条トシ、第一項各号中、地内ノ文字ヲ削除シ、左ノ一項ヲ追加ス。

委員ハ、組合会ニ於テ、議員ノ被選挙権ヲ有スル者ノ中ヨリ、選挙ス。

第三十一条ヲ、第三十条トシ、左ノ通、改正ス。

本組合ニ、左ノ附属員ヲ置ク。

一 用水路監督 一名

一 樋管監守 八名

用水路監督ハ、管理者又ハ委員ノ指揮ヲ受ケ、水路ヲ巡視シ、障害物除却及、修理ノ事務ニ従事ス。

樋管監守ハ、管理者又ハ委員ノ指揮ヲ受ケ、左ノ受持区域ニ依リ、樋管監守ノ事務ニ従事ス。

一 武儀郡小金田村大字小屋地内郡上川通一番樋及同大字上白金地内二番樋 一人

一 稲草郡芥見村大字芥見地内津保川掛樋 一人

一 全郡全村地内字戸泉悪水樋二樋 一人

一 全郡那加村大字前河地内字東野掛樋 一人

一 全郡全村大字西市場地内境川樋管及字北浦用水樋管 一人

一 全郡全村同大字字土山掛樋 一人

一 全部蘇原村大字伊吹掛樋
大島

一 全部全村大字大島赤羽根及字老丁田樋管

第三十二條ヲ削除ス。

第三十三條ヲ、第三十一條トシ、第一項中、其他ハノ下(第十三項)ノ四字及、(第十六條第一項)ノ七字並ニ、第三項ヲ、削除ス。

第三十四條ヲ、第三十二條トシ、第三項ヲ、削除ス。

第三十七條ヲ、第三十五條トシ、左ノ通、改正ス。

委員ハ、管理者ノ指揮ヲ受ケ、専務ヲ分掌ス。但事務分掌ノ規程ハ、別ニ之ヲ定ム。

第三十八條ヲ、第三十六條トシ、左ノ通、改正ス。

本組合ハ、第三十條ノ外、必要ナル附屬員ヲ、置クコトヲ得。

附屬員ハ、管理者及委員ノ指揮ヲ受ケ、庶務ニ従事ス。

第三十九條及第四十條ヲ削除シ、第四十一條ヨリ第四十六條マテ、順次繰上ク。

第四十七條ヲ、第四十三條トシ、左ノ通、改正ス。

用水路修築ニ要スル敷地、又ハ土取場土捨場等ハ、管理者之ヲ定メ、地元村長ニ商議シ、之ヲ各所有者ニ、通知スルモノトス。

第四十八條ヲ、第四十四條トシ、左ノ通、改正ス。

左ノ場合ニ於テ、用水路、其他ノ敷地、又ハ地上物件ノ除却、若ハ補償ヲ必要トスルトキハ、其所有者ニ通知シ、相当ノ手当ヲ、補償スルモノトス。

一 前条ニ依リ、土地ヲ、指定シタルトキ、
二 組合工事ノ為メ、実地測量ニ際リ、障害トナルヘキトキ。

第四十九條ヲ、第四十五條トシ、第五十條ヨリ第五十六條マテ、順次繰上ク。

第五十七條ヲ、第五十三條トシ、左ノ通改正シ、第十八條、第五十九條ヲ、順次繰上ク。

組合費、其他組合ノ収入金ヲ、定期内ニ完納セサルトキハ、管理者ニ於テ、之ヲ督促スルモノトス。

前項ノ督促ヲ受ケ、五日以内ニ、之ヲ完納セサルトキハ、固稅徵收法ニ依リ、之ヲ徴取ス。

第六十條ヲ、第五十六條トシ、左ノ四條ヲ追加シ、第六十一條、第六十二條ヲ、削除ス。

第五十七條 議員委員ニハ、其職務取扱ノ為メニ要スル、実費ヲ弁償ス。

委員ニハ、実費弁償ノ外、勤務ニ相当スル報酬ヲ給ス。

第五十八條 事務及技術囑託者ニハ、相当ノ報酬ヲ給ス、其支給方法ハ、別ニ之ヲ定ム。

第五十九條 管理者、若ハ事務及技術囑託者、若ハ出納吏ニ要スル旅費額及其支給方法ハ、別ニ之ヲ定ム。但収入役職務ニ關スル費用支弁ノ方法モ、亦同シ。

第六十條 附屬員ノ給料及旅費支給方法ハ、別ニ之ヲ定ム。

第六十三條ヲ第六十一條トシ、以下順次繰上ク。

明治三十六年二月十二日決議

(四十二年の全案改正) 従來の水利組合法の施行を見たので、これに即応するよう全案改正を行い、明治四十二年二月二十日の通常組合会の議を経て、翌三月十日付簿知事に認可を申請した。しかして全月十九日付内務部長より、五項目を挙げて再調査の照会があった。依つて全月三十日臨時組合会を開き、照会の点につき改正案を附議可決し、なお要求により第五十條に掲記の条約定書写を添えて再選した、斯くて知事は同年四月十四日付認可した、その改正条文は次のとおり。

宅人

宅人

各務用水普通水利組合規約

第一章 総則

第一条 本組合ハ、各務用水普通水利組合ト称ス。

第二条 本組合ニ於テ、施行スル事業、左ノ如シ。

一 各務用水路及引水用ノ桶管堰埝並ニ、灌漑ノ為、義務ヲ負ヒタル橋梁ノ修築維持、其ノ他、灌漑ノ目的ヲ達スル為メ必要ナル工事。

二 本組合ニ利益アル事業ニ対シ、補助若ハ寄附ヲナス事。

第三条 本組合ノ区域ハ、左ノ如シ。

武儀郡小金田村大字上白金

全 郡全 村大字下白金

稲葉郡芥見村大字芥見

全 郡岩村大字岩田

全 郡全村大字岩滝

全 郡蘇原村大字大島

全 郡全 村大字宮代

全 郡全 村大字三柿野

全 郡那加村大字前洞

全 郡全 村大字西市場

全 郡全 村大字山後

全 郡全 村大字岩地

全 郡北野森村大字水海道

第四条 本組合会議員ハ、二十八人トシ、選挙区ノ数及其ノ区域、並各選挙区ヨリ選出スル議員数ヲ、左ノ如ク定ム。

第一区 武儀郡小金田村大字上白金 二人

第二区 全 郡全 村大字下白金 二人

第三区 稲葉郡芥見村大字芥見 六人

第四区 全 郡岩村大字岩田 二人

第五区 全 郡全村大字岩滝 二人

第六区 全 郡蘇原村大字大島 三人

第七区 全 郡全 村大字宮代 一人

第八区 全 郡全 村大字三柿野 一人

第九区 全 郡那加村大字前洞 三人

第十区 全 郡全 村大字西市場 一人

第十一区 全 郡全 村大字山後 一人

第十二区 全 郡全 村大字岩地 一人

第十三区 全 郡北野森村大字水海道 三人

第五条 本組合員ニシテ、左ノ要件ヲ具備スル者ハ、組合会議員ノ選挙権ヲ有ス。但シ、禁治産者、準禁治産者ハ、此ノ限ニ在ラス。

一 帝國臣民タル男子ニシテ、満二十年以上ノ者。

二 組合区域内ニ於テ、選挙人名簿記載日即、満一年以上土地ヲ有シ、仍引続キ有スル者。

家督相続ニ依リテ、取得シタル土地ニ付テハ、被相続人ノ有シタル年限ヲ、通算ス。

共有者、其ノ共有ノ土地ニ付、前二項ニ該当スルトキハ、総代一人ヲ限り、選挙権ヲ有セシム。但シ、前二項ニ依リ選挙権ヲ有スル者ハ、共有地ニ付選挙権ヲ有セス。

六年以上ノ教役、若ハ禁錮ニ処セラレタル者、及旧刑法ノ重罪ノ刑ニ処セラレ、復権ヲ得サル者ハ、選挙権ヲ有セス。
第六條 選挙権ヲ有スル者、租税滞納処分中ハ、其ノ選挙権ヲ停止ス、家資分散、又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ、其ノ確定シタルトキヨリ、復権ノ決定確定スル迄、又禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ、其ノ刑ノ執行ヲ終リ、又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄、亦同シ。
陸海軍ノ現役ニ服スル者ハ、選挙ニ参与スルコトヲ得ス、現役以外ノ兵役ニ在ル者ニシテ、暫時又ハ事変ニ際シ、召集セラルトキ亦同シ。

第七條 組合員ニシテ、組合区域内ニ於テ所有スル土地ノ反別、選挙権ヲ有スルモノノ、最多ク所有スル者、五人中ノ一人ヨリモ多キトキハ、第五條第一項ノ要件ニ当ラスト雖、選挙権ヲ有ス、帝國法律ニ依リ設立シタル法人ニシテ、前項ノ場合ニ当ルトキ、亦同シ。

第八條 選挙人ハ、左ノ区分ニ依リ、其ノ選挙区ニ属ス。

一 組合区域内ニ住所ヲ有スル者ハ、其ノ住所ノ地ノ選挙区トス。

二 組合区域内ニ住所ヲ有サル者ハ、所有土地所在地ノ選挙区トス、其所在地ハ数選挙区ニ涉ルトキハ、其ノ反別ノ最多キ選挙区トシ、二選挙区以上同額ナルトキハ、管理者抽籤シテ之ヲ定ム。

第九條 組合費ヲ賦課セサル土地ハ、第五條、第七條及、第八條ノ要件ニ算入セス。

第十條 選挙権ヲ有スル組合員ハ、被選挙権ヲ有ス、但シ、左ニ掲クル者ハ、此ノ限りニ在ラス。

一 所屬郡ノ官吏及有給吏員

二 所屬村及組合有給吏員

三 検事警察官吏及収税官吏

四 神官神職僧侶、其ノ他諸宗教師

五 小学校教員

六 本規約第七條ニ依リ、選挙権ヲ有スル者

七 組合ノ為メ、工事ノ受負、物産勞力其ノ他供給ノ契約、若ハ金銭出納ノ取扱ヲ為ス者、又ハ組合ノ為メ、同一ノ行為ヲ為ス法人ノ役員。

同一選挙区内ニ於テ、父子兄弟ノ縁故アル者ハ、同時ニ組合会議員タルコトヲ得ス、其ノ同時ニ選挙セラレタルトキハ、得票ノ数ニ依リ、其ノ多キ者一人ヲ当選トシ、若シ全数ナルトキハ、年長者ヲ当選トス、其ノ時ヲ異ニシテ、選挙セラレタルトキハ、後ニ選挙セラレタル者、議員タルコトヲ得ス。

第十一條 組合会議員ハ、名譽職トス。

組合会議員ノ任期ハ、四箇年トス。

第十二條 組合会議員中欠員ヲ生シ、其ノ欠員議員、定数ノ三分ノ一以上ニ至リタルトキ、又ハ管理者、若ハ組合会ニ於テ、必要ト認メタルトキハ、補欠選挙ヲ行フヘシ。

補欠議員ハ、其ノ前任者ノ残任期間、在任ス、

第十三條 管理者ハ、選挙期日前三十日ヲ期トシ、其ノ日ノ現在ニ依リ、選挙人ノ資格ヲ記載セル選挙人名簿ヲ、各選挙区毎ニ調製スヘシ。選挙人名簿ハ、七日間、毎日午前八時ヨリ午後四時迄、関係者ノ縦覧ニ供スヘシ。若シ関係者ニ於テ、異議アルトキハ、縦覧期間内ニ、之ヲ管理者ニ申立ツルコトヲ得。

第十四條 選挙期日前三日ヲ以テ、確定ス。
ノ要領ヲ告示スヘシ、選挙人名簿ハ、選挙期日ノ前一日ヨリ一箇年以内ニ於テ行フ選挙ニ、之ヲ用ウ。

本条ニヨリ確定シタル名簿ハ、其ノ確定シタル日ヨリ一箇年以内ニ於テ行フ選挙ニ、其ノ名簿ニ依リテ選挙ヲ行フ。確定名簿ニ登録セラレサル者及登録セラレルモ、選挙権ヲ有セサルニ至リタルトキハ、選挙ニ参与スルコトヲ得ス。

第十四條 選挙ヲ行フトキハ、管理者ハ、選挙ノ日ヨリ、少クとも七日前ニ各選挙区ニ於ケル選挙会場、投票日時及、選挙スヘキ議員数ヲ告示スヘシ。

投票時間内ニ選挙会場ニ入りタル選挙人ハ、其ノ時間ヲ過クルモ、投票ヲ為スコトヲ得。

第十五條 管理者、又ハ管理者ノ要求ヲ受ケタル村長、若ハ其ノ代理者ハ、選挙長トナリ、選挙会ヲ開閉シ、会場ノ取